

平成26年度研究報告書

アジアにおける児童虐待への取り組みに関する研究 体罰の防止に向けて（第2報）

研究代表者 柳川 敏彦（和歌山県立医科大学）
共同研究者 Jiao Fuyong（陝西省人民醫院、西安交通大学；中国）
Yanghee Lee（成均館大学校；大韓民国）
Sombat Tapanya（チェンマイ大学；タイ王国）

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

平成26年度研究報告書

アジアにおける児童虐待への取り組みに関する研究
体罰の防止に向けて（第2報）

子どもの虹情報研修センター

2014 Research Report

A Study of Measures against Child Maltreatment in Asian Countries Ending Corporal Punishment (Part 2)

Research representative

Toshihiko Yanagawa (Wakayama Medical University)

Research associates

Jiao Fuyong (Shaanxi People's Hospital, Xi'an Jiaotong University; China)

Yanghee Lee (Sungkyunkwan University; South Korea)

Sombat Tapanya (Chiang Mai University; Thailand)

Social Welfare Corporation Yokohama HAKUHOKAI

Children's Rainbow Center

Japan Information and Training Center for Problems Related to
Child Abuse and Adolescent Turmoil

目 次

— ISPCAN 世界大会プレカンファレンス新興国フォーラムより—

I. はじめに	1
II. 目的	1
III. 方法	1
IV. 結果	
1. ISPCAN ワークショップ基調講演① 文化と暴力 —児童の権利に関する条約と暴力からの保護—	2
2. ISPCAN ワークショップ基調講演② 西アジア、イラクにおける身体的、心理的暴力の被害	7
3. ISPCAN ワークショップ指定発言① 日本の家族・家庭における体罰の現状・課題とその対応への提案	9
4. ISPCAN ワークショップ指定発言② 中国における児童への体罰の現状と防止 —中国人の家庭での体罰—	16
5. ISPCAN ワークショップ指定発言③ タイの学校、児童養護施設等における体罰	19
6. ISPCAN ワークショップ指定発言④ 韓国における体罰防止に向けての地域アプローチ	26
7. ISPCAN ワークショップ グループディスカッションの発表、まとめ、コメント	31
V. 考察	35
添付資料	
①児童に対するあらゆる体罰の禁止・撲滅運動	40
②児童虐待の現状についての調査研究～医療系大学生の振り返り調査～	45
③児童虐待の現状から考えること～養育者からの視点～	53
研究者プロフィール	61

I. はじめに

児童への暴力は明らかに児童の権利の侵害であり、児童への暴力を防ぐ様々な手立てが実践されてきた。しかし、児童への指導や教育という理由で、「体罰」は「しつけ」と称され、依然正当化されている。2014年は児童の権利条約採択25周年記念の年である。児童の権利条約に沿って、様々な取り組みにより児童が大切に扱われているか、すべての児童の最善の利益のために導かれているかを確認することが求められている。2014年名古屋市において 国際子ども虐待防止学会（ISPCAN：International Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect）の世界大会が9月に開催された。本世界会議では、アジア地域から多くの子ども虐待防止の専門家が集まり、「体罰の撲滅」を目指して、新興国（CIT：Countries in Transition）フォーラムが開催された。

II. 目的

本研究では、ISPCANで活躍するアジア等の研究者に協力を依頼して、各国の児童虐待の現状と課題を明らかにし、わが国の今後の虐待対策に資することを目的とする。

また、「体罰」はアジア地域だけでなく世界規模での課題であり、グローバルな観点で、体罰防止に向けた提言の作成を目的とする。

III. 方法

CITフォーラムでは、児童保護制度や児童福祉制度を開発するための作業を進めている国々からの代表者がそれぞれの経験を報告し、児童虐待、育児に関する専門家が集まり、問題の解決に向けた検討が行われる。今回のCITフォーラムでは、「文化と暴力」に焦点を当て現状を認識し、「体罰」「性差別に基づく暴力：ドメスティック・バイオレンス（DV）」の撲滅に向けたワークショップが行われた。

本研究では、CITフォーラムの2つの基調講演とワークショップ「体罰の撲滅：アジアから世界への提言—家族・家庭、学校、地域など全ての状況を考える—」での指定発言、グループワークでの提案等を収集し、さらに関連する論文・資料を追加する。収集した内容は以下のものである。

1. 文化と暴力—児童の権利に関する条約と暴力からの保護—（Marta Santos Pais）
2. 西アジア、イラクにおける身体的、心理的暴力の被害（Lika'a Fasih Y. Al-Kzayer）
3. 日本の家族・家庭における体罰の現状・課題とその対応への提案（柳川敏彦）
4. 中国における児童への体罰の現状と防止—中国人の家庭での体罰—（Jiao Fuyong）
5. タイの学校、児童養護施設等における体罰（Sombat Tapanya）
6. 韓国における体罰防止に向けての地域アプローチ（Yanghee Lee）
7. ワークショップのグループディスカッションの結果、まとめ、コメント

添付資料

- ①児童に対するあらゆる体罰の禁止・撲滅運動（Peter Newell）
- ②児童虐待の現状についての調査研究～医療系大学生の振り返り調査～
- ③児童虐待の現状から考えること～養育者からの視点～

IV. 結果

1. 基調講演①

本稿は、2014年ISPCAN世界大会にて、CITフォーラムの基調講演として発表されたものである。なお、掲載については講演者の許可を得ている。

文化と暴力 ―児童の権利に関する条約と暴力からの保護―

マルタ・サントス・パイス (Marta Santos Pais)

児童に対する暴力に関する国連事務総長特別代表

「児童の権利に関する条約」の採択25周年に開催されたこの重要なセッションに、本日私が参加することができ大変光栄です。1989年11月以来世界中で起こっている大きな変化を記念し認識する時なのです。そして、児童の権利の保護に支障を来すいまだ続く困難な課題について、じっくり検討する戦略的機会でもあります。

本条約は最も幅広く批准されている人権条約です。193か国で施行されており、世界中どこに住んでいても、そのすべての児童の権利を保護するため、国際社会が公式のコミットメントを示すものとなっています。本条約は単なる象徴的文書ではなく、世界中の政府に対して明確な目標を掲げるものです。本条約に批准すると、政府は児童の権利を重要視するよう義務付けられ、法律や政策の採択、予算の決定、そして中央政府及び分権的レベルにおいて政府当局が実施する日々の活動など、すべての決定を児童の最善の利益に基づいたものにしなければなりません。本条約の下では、児童は「小さな人権を持つ小さな人間」ではありません。活動やサービスの従順な受益者でもありません。児童は自分の人生を左右する決定において、極めて重要な当事者なのです。児童の権利を推進することは選択肢、好意や慈善活動ではありません。児童の権利には、尊重すべき義務と責任が存在します。

本条約が採択されてから、国の法令や公共政策に大きな変化がもたらされました。多くの国々では、憲法によって児童の権利が認められています。例えば、24か国が暴力から保護される児童の権利を憲法で認めています。児童の懸念を表明し、児童の利益を最大限に増進させるために、オンブズパーソンを設置する国が増えています。現在、このような独立した人権機関は70か国以上に存在し、41機関がヨーロッパにあります。効果的に活動を調整し、重複を避けて部門や地域の相乗効果を促進するため、高レベルの政府機関が設立されています。児童に関するデータが徐々に集約されており、ネグレクトやリスクにさらされている児童たちが明らかになり、証拠に基づいた決定を推進しています。また、児童の権利が学校のカリキュラムや児童と関わる専門家のトレーニングコースなどに導入されています。

児童への暴力：いまだ続く重大な難問

こうした重要な進展にもかかわらず、大きな課題が児童の権利の実現を妨げ続けています。児童への暴力が典型的な例の一つです。この分野においては、以下に記しているような様々な重要な取り組みが行われていることも事実です。

- ◆農園又は家事奉公の仕事における、児童の売買、性的虐待、搾取防止のための新たな国際条約ができました。
- ◆学校でのいじめに取り組むための大きな取り組みが開始されています。
- ◆多くの国々では啓発活動が実施され、暴力による児童の成長への悪影響についての認識が高まり、暴力

に対するゼロ・トレランスの支持を集めています。

◆児童への身体的、精神的及び性的な暴力を禁じる法案への明らかな投資が行われています。その結果、現在39か国（25か国はヨーロッパ）にこのような法律があり、2006年と比べるとその数は2倍以上となっています。

しかし、進歩は非常に遅くまた断片的であり、児童の保護において真の躍進は遂げられていません。さらに、学校、保護・司法施設、家庭内などの児童が安全で守られていると感じるべき場所を含むあらゆる環境の中に、暴力のリスクが依然として存在します。下記の通り、既存の報告書がこの事実の深刻さを裏付けており、最近の国連の調査結果が実証しています。

◆WHOによると、ヨーロッパ地域全体で、毎年850人以上の15歳未満の児童が虐待によって死亡しています。1800万人以上の児童が性的虐待の被害者であり、4400万人が身体的虐待、5500万人が心理的虐待を受けています。これらの数字はショッキングかもしれませんが、実際過小評価であり、児童虐待の90%は見過ごされていると考えられています。非常に若い児童が大きな被害を受けています。5歳未満の児童の死亡率が特に高く、被害者の60%以上は男児です。暴力は近年の経済危機によって悪化しています。高い失業率、児童手当や健康福祉サービスの削減が、該当する家庭のストレス、うつ病、不安、自殺念慮の増加をもたらし、児童のネグレクト及び虐待の深刻なリスク要因となっています。

◆全世界的に、殺人件数には児童と若者が多く含まれています。実際、非常に若い児童が殺人の被害者になっています。つい最近の国連報告書によれば、被害者の8%は15歳未満の児童で、暴力による死亡者全体の50%が15歳から30歳の若者です。

◆この2～3年で別の形態の重大な暴力が著しく増加しています。2007年から2010年にかけて、児童売買が20%から27%に上昇しました。アフリカ及び中東では、発見された被害者の60%以上が児童で、全地域でとりわけ女兒が被害に遭っています。

◆労働に伴う暴力もよくあることです。国際労働機関（ILO）が強調するように、1億6800万人の児童がいまだ搾取的労働に関わっています。そのうちの約半数が小学生に相当する年齢で、1100万人以上が家事労働を行う女兒であり、しばしば長時間労働や危険な仕事、暴力、虐待、搾取にさらされています。

◆発展途上国では、女兒の30%以上が早婚・強制結婚をさせられています。7歳で結婚するケースもあり、農村部や貧困家庭出身の少女のリスクが最も高くなっています。多くの国々では、妊婦と既婚の少女は退学させられます。そして15歳以下の妊婦は、20代の場合と比較して、出産中に死亡するリスクが5倍高くなります。

◆弱い立場にある児童は暴力にさらされるリスクが特に大きくなります。例えば、貧困地域の児童は特にリスクが大きく、暴行を受け病院に収容される可能性が高くなっています。障害のない児童と比較して、障害を持つ児童は、身体的及び心理的な暴力を受けるリスクが4倍も高く、精神的障害を持つ児童は、障害のない児童よりも性的暴力にさらされるリスクはるかに高くなります。

伝統的な信念が、弱い立場にある児童を深刻な暴力のリスクにさらす社会もあります。白皮症の児童は、家族や地域社会に悪運をもたらす又は災難であると思われるため、拷問を受けたり、手足などを切断されたり、時には殺害されることもあります。彼らの血や手足は、地方選挙などで良い結果を生むと考えられていることもあります。それでも、恐怖又は無関心のためか、こうした児童の窮状はほとんど黙殺される上、彼らが耐えている暴力行為は報告、捜査、処罰されない場合が多いというのが現状です。

ご承知の通り、この数年間で情報通信技術の利用が急速に増えています。世界の人口のおよそ40%がインターネットを利用しており、今年末にはインターネット・ユーザーが30億人に達するかもしれません。児童もこの急増するユーザーのグループに含まれています。携帯電話、iPad、ノートパソコンなどは彼らの日常生活の一部です。ヨーロッパでは70%以上の人々がインターネットを利用しており、デジタルの世界へのアク

セスは低年齢化・長時間化しています。教育、研究、娯楽、人との交流のための情報通信技術の潜在的可能性が探求されていますが、これらの機会に伴い、ネットいじめ、自傷行為、性的虐待などの暴力の大きなリスクもあります。

全地域で、情報通信技術を使用する児童がますます低年齢化しています。児童は、独りで又は大人の指導や監視なしで長時間ウェブページを検索する傾向があり、これによって児童のデジタル・リテラシーが向上しますが、同時に大きなリスクにさらされます。

EUキッズ・オンライン (EU Kids Online) が実施した重要な研究によると、9歳から16歳の児童の70%以上がインターネットを利用しており、90%を超える国もあります。ラテンアメリカの9か国の若者を対象に行われた最近の調査では、彼らの大半が、文化的活動へのアクセスを楽しむこと、自分たちの学習を補助すること、仮想コネクションにより学校のグループ課題を行うことに対するインターネットの潜在性を認識しています。そして意義深いことに、80%以上が質の高いインターネットへのアクセスは基本的な人権だと考えています。多くの人が強調したように、「テクノロジーが悪いものではありません。使い方次第なのです」。先進国では自宅からのインターネット・アクセスが多く、コンピューターを家族で共有している場合もあります。しかし、児童は自分の寝室でこっそりと自身のノートパソコンや携帯電話を使用することがよくあります。南方の国々では、インターネット・カフェや携帯機器からアクセスすることが多く、児童の安全に新たな課題を生み出しています。大人の知らないところで冒険し、新しい経験を追求し、困難に対処するため能力を試すことは、思春期の主な特徴です。しかし、新しいテクノロジーが関与していると、特にテクノロジーに関する知識・経験が少なく、自分たちの子どもがさらされる可能性のあるリスクを防ぎ対処するスキルを持っていない場合、両親や養育者は懸念や不安を感じます。情報通信技術の可能性を最大限に引き出し、起こりうるリスクを最小限に抑えることが、全地域に共通した重要な懸案事項です。これはあらゆる年代に関係していることであり、新しいテクノロジーの使用が急増している非常に若い児童も含まれます。実際、タッチパネル機器やスマートフォンによって、幼児や未就学児が容易にインターネットにアクセスすることができます。

非常に若い児童がどのようにデジタルの世界と関わっているかについてはまだあまり知られていませんが、既存の研究では、幼稚園でタッチパネル機器を頻繁に使用することが、語彙の発達及び学業成績と関連していることが報告されています。デジタル・リテラシーのスキルは、優れた創造性、自己表現、対人関係の向上につながり、責任を持ってテクノロジーを利用するための土台を提供します。同様に、さらに年長の児童も学校の宿題、情報の検索、友人との交流、ゲーム、オンラインのニュースやビデオクリップの閲覧、Eメールやインスタント・メッセージなどによるコミュニケーションのために積極的に情報通信技術を使用しています。前の世代と異なり、今日の児童は「現実」と「仮想」の世界を簡単に行き来する傾向があり、オンライン／オフラインの区別の意味がなくなってきました。同時に、情報通信技術とインターネットは従来のプライバシーの境界線を破壊し、児童が一見プライベートの環境で、実際は潜在的に多くの未知の相手にさらされながら、「チャット」や「会話」をするという状況を作り出しています。現実の世界で児童を守ってくれる警告（物理的・行動上の手掛かり、友人、両親又は養育者の評価を含む）は、オンラインではほとんど存在しないため、個人情報共有することやオンラインの危険を特定できないことで、児童の安全と保護に対して多数のリスクを招く場合があります。オンライン及びオフラインにおける虐待は深刻な影響を与えることがあり、どちらの場合もうつ病、恐怖、摂食障害、攻撃性、低い自己評価、恥辱感、罪悪感、不安の原因となります。情報通信技術の使用にある程度のリスクはつきものですが、このリスクが必ずしも児童や若者に悪影響を及ぼすわけではありません。児童がオンラインの活動を行えば行うほど、スキルと柔軟性を習得し自信が持てるようになります。そして、スキルを身に付ければ付けるほどさらに多くの機会を探求し、関連するリスクに直面する可能性が高くなります。しかし、多くのスキルを持つことで、児童は経験す

る悪影響を減らし、リスクにうまく対処することもできるでしょう。

インターネット上での嫌がらせなどを報告する児童は少数であり、リスクに実際直面するのは一部の児童です。しかし一旦被害が起これば、複数の形態の虐待や搾取が同時に行われたり、また同じ児童が長期にわたって被害に遭うこともあり、その影響は深刻です。例えば児童が暴力的・人種差別的なメッセージ又は児童虐待の画像に遭遇する場合など、リスクがインターネットのコンテンツに関連していることがあります。ハラスメントやチャイルド・グルーミングによる接触のリスクや、児童が有害なコンテンツを作る・広める、いじめを行う、又は他の児童の敵意ある活動を促したりする場合など、行為に関するリスクもあるかもしれません。オンラインであろうとオフラインであろうと、児童を暴力から保護することが緊急に求められています。それぞれの被害者に対する影響は深刻で長期的なものです。加えて、暴力は社会に多大な損害をもたらします。社会的支出から数十億ドルを費やしており、経済発展を停滞させ国の人的・社会資本をむしばんでいます。

明らかに、現状に満足している時ではありません。政府が真に「児童の権利に関する条約」のビジョンを一人ひとりの児童たちのために実現しようとするならば、この緊急事態に対処することが早急に求められています。暴力は決して避けられないものではなく、阻止できるのです。何をすべきなのでしょう。

1. 最初に、児童の権利と特に暴力に対処するため、すべての政府が明確な期限を定めた目標と共に、包括的な国家の学際的議題を策定・実行する必要があります。権限を持つ高レベルの国家機関がこの議題を調整し、すべての適切な政府部門と学者、そして市民社会団体をはじめとする社会活動参加者を関与させることが必須です。それが国内法、政策や活動の実施、モニタリング及び評価、そして地方レベルを含む十分な資金提供の確保に不可欠となります。
2. 次に、児童へのあらゆる形態の暴力が明確に禁じられていることを法令に組み込み、効果的な施行を促進することが不可欠です。
3. 児童が暴力の事件について相談できるようにするため、十分に資金提供された児童に優しいサービスや機関を利用可能に、また利用しやすくすることが必要です。暴力や虐待の対処において、このような制度は暴力の不可視性を打ち破り、児童が懸念を口にできるようにし、安全で内密の手続きによって被害児童を支援するために不可欠です。
4. それぞれの国が、法律、行政上の決定及び司法手続において児童の最善の利益を守り、児童の権利が危険にさらされた時に彼らの苦情に対処するため、オンブズパーソンなどの独立した児童の権利擁護機関を設置する必要があります。
5. 弱い立場にある児童の福利を確保し暴力から保護するために、彼らの社会参加に投資することが不可欠です。それは現在の経済危機で浮上する緊急の責務なのです。児童が障害を持つ場合、貧しい家庭で育っている、移住者、路上で生活もしくは労働している、又は少数民族である場合は、社会的疎外、差別、暴力の日常的なリスクに直面します。このような問題にピリオドを打たなければなりません。
6. リスクにさらされている児童を特定・保護し、進歩をモニタリングし、政策や措置の情報を提供するためには、児童に関するさらに有効なデータと研究が必要です。残念なことに、児童の暴力被害に関する情報はまだ少なく断片的です。被害児童は世間の目から隠されていることが多く、人知れず深刻なネグレクト及び虐待に苦しんでいます。もっと良い情報があれば、私たちは暴力を容認する態度や行為、行動を変えて、児童を暴力から救うことができるでしょう。

結論

「児童の権利に関する条約」によって、それまで話題に上ることの少なかった、児童を暴力から守るという課題が注目されるようになりました。そのため、世界中で多くの政府が、2015年以降の世界規模の開発課題の優先すべき側面として、児童を暴力から保護することを含めるよう提唱しています。

児童への暴力の阻止・終結には、かつてない規模での世界的な取り組み（児童と若者はもちろん、政治指導者、一般市民を巻き込む取り組み）が求められます。児童と国の社会的発展にとって、何もしないことから生じる代償はあまりにも大きく、容認できるものではありません。そして変革のためのチャンスはすぐそばにあるのですから無視することはできません。

2. 基調講演②

本稿は、2014年ISPCAN世界大会にて、CITフォーラムの基調講演として発表されたものである。なお、掲載については講演者の許可を得ている。講演では多くの悲惨な写真が紹介されたが、本報告書への掲載は見合わせている。

西アジア、イラクにおける身体的、心理的暴力の被害

リカ・ファッシ・ヤコブ・アルカザヤ (Lika'a Fasih Y. Al-Kzayer, MD, PhD)

小児腫瘍専門医、イラク (現在、信州大学附属病院 研究者)

はじめに：

児童虐待とは「親または養育者の責任においての行為または怠慢であり、結果として死亡、身体的、精神的に重大な害、性的虐待・搾取をもたらすもので、重大な害を引き起こす可能性のある行為または怠慢」である。西洋諸国では、児童虐待は高い優先事項と考えられ、この問題に対処する詳細な法律や政策が存在している。1970年代、アラブ-アジア地域 (西アジア) の1国であるイラクは、児童にとって中東諸国の中で最もすばらしい国であったが、30年に及ぶ戦争、制裁措置と外国からの占領のために、最悪の国の1つとなった。結果としてイラクの児童は、人権侵害にさらされ、精神的、心理的暴力の被害者となっている。

1,500万人のイラクの児童が直面している問題

2003年の米国による侵攻から現在まで、イラク政府は国連児童の権利条約を遵守できていない。2010年だけの事例でも、占領軍の爆撃やテロの攻撃によって174人以上の児童が殺され、773人の児童が負傷している。

- ◆毎年35,000人の乳児が1歳の誕生日前までに死亡している
- ◆5歳未満の150万人の児童が低栄養状態にある
- ◆70万人の児童は小学校に登録されず、何十万人もの児童が卒業に至っていない
- ◆250万人の児童が安全な水を使える状況にない
- ◆350万人の児童に下水設備が不足している
- ◆5-14歳の80万人の児童が労働に従事している

様々な観点でのイラクの児童虐待

保健の観点

1980年代のイラクは中東では最も保健システムの優れた国であった。悲惨な制裁措置時代、侵攻、占領後の現在は、ひどい状態にある。設備不足に苦しみ、極端な専門的技術職員の不足が腐敗 (汚職、賄賂) と共に広まっている。このことも児童の健康に影響している。遠く到達困難な地域の児童は、健康の出張サービスから遮断された状況にある。

イラクにおける健康上の最大の問題は劣化ウラン弾の影響である。ファルージャでは、先天性心疾患の発症率がヨーロッパの13倍、神経系の奇形は33倍といわれている。また、先天異常の出生率は広島と長崎の報告の14倍であった。さらに、イラクでは障害を有する児童に対する医療・福祉サービスは極めて限られている。1991年以降小児期の悪性腫瘍、白血病が急激に増加している。また、ダウン症や二分脊椎などの先天奇形の頻度も高まっている。これは米国、英国の武器システムにおけるウラニウムの使用に関係して起こったものである

WHOはイラクの30%の児童が、精神的・心理的問題で苦しんでいると報告している。WHOによるとイラクの児童は抑うつ、心的外傷後ストレス障害などの心理的問題を受けている。オックスファム (貧困克服支援の国際協力団体) が2016年に行った調査では92%のイラクの児童が学習障害を呈している。

教育の観点

1991年まではイラクの教育システムは地域で最もよいものの1つであった。つまり、男女ともに100%の小学校入学率で高い識字率であった。高等教育、特に科学技術設備は質の高い専門職員により国際標準にあった。

近年、ユネスコとユニセフ（2008）によれば、5人に1人が小学校へ行けておらず、教材不足は深刻で、校舎ですら約70%が戦禍や放置によって損傷している。ほとんどの学校では飲用水とトイレが不足しており、しばしば校舎は軍事的に利用されている。小学生の45%にあたる女子の75%は文化的・宗教的な背景から、教育が継続されていない。

さらに、貧困の増加は、とりわけ男児らが学校に行く代わりに仕事や物乞いを親から強要されるため、教育を受けられない理由にもなっている（小児労働）。小児労働とは、児童から子ども時代を奪い、学校に通うことを妨げ、精神的、身体的、社会的、道徳的にも危険で有害な、全ての形の児童の雇用を指す。多くの児童から学校に行くこと、適切な栄養やケアを受けること、そして遊ぶ時間を奪う小児労働は、搾取あるいは虐待であると言える。

社会的な観点

約3人に1人のイラクの児童は、片方の親あるいは両親を亡くし、さらに親類や友人を亡くしている。彼らは暴力の恐ろしい場面を目撃し、多くの児童が家族や住んでいた地域から離れて生活している。イラクの児童の500万人が孤児であり、約50万人は家を持たない。移住を強いられた児童は、住まい、財産、医療、教育、安全が保障されておらず、人道的問題を呈している。何千人もの児童が戦争と引き続く暴力により体の一部を失っている。多くのものは手足を失っているが、家族は杖や車いすのような最も基本的な介護品を与えられず、人工装具（義足、義手など）もない状況である。

性の観点

楽しい少女時代を送っているはずの無垢な少女が、売春犯罪のために監禁され、人身売買されている。戦後のイラクから10歳の少女が性的搾取のために周辺諸国へ取引されていたことが、英国の報道で取り上げられた。さらに、性的搾取が文化としてなされうることも知られている。

イラクにおけるイスラム過激派組織ISIS（Islamic State of Iraq and Syria）による最近のテロ

（2014年6月ISISと児童虐待）

国連によるとISISの攻撃により120万人の人々が移住し、わずか3日の間にISISがモスル市周辺の15の町からなる地区の支配権を奪い取ったために居住地（市）から逃げている。イラクの宗教的、倫理的少数派の虐待、殺人、誘拐、拷問、拘束が裏付けられ報告され、宗教的文化的な場所の体系的な破壊にひどく驚かされる。

ユニセフによると、少なくとも15万人の児童がいる一つの地区では、多くの人々が退去させられ、脱水や食糧不足で多くの児童が死亡している。児童は傷つきやすく、イラクにおいて継続している暴力、退去、争いによって最も影響を受けている。ISIS兵は、性奴隷として市場で誘拐された児童を売買し、自爆行為に彼らを利用したり、磔により殺害したり、生き埋めにしたりしている。捕虜となった10代の少女はISIS兵の手でぞっとさせられるような性的虐待にさらされている。ユニセフはすべての児童が保護される必要があり、さらなる命の損失を防ぐ意味で人命救助の速やかな援助が必要であるとの緊急声明を繰り返している。

3. 指定発言①

本稿は、2014年ISPCAN世界大会にて、CITフォーラムのワークショップ「体罰の撲滅」の中で、指定発言として発表されたものである。

日本の家族・家庭における体罰の現状・課題とその対応への提案

柳川敏彦

和歌山県立医科大学保健看護学部

文化的側面

2014年5月7日のWeb版Time (<http://time.com/90981/watch-these-adorable-babies-compete-in-a-crying-contest/>)を見て驚いたというメールがスイスの知人から届いた。日本伝統の「泣き相撲」の動画である。『5月5日の子どもの日に、2人の赤ちゃんが大人に抱き上げられて向き合わせで、「のこったのこった」という行司の声に合わせて赤ちゃんの泣き声を競う、相撲に見立てたもの』である。「日本の伝統行事で、泣き声の大きさが邪気を追い払い、子どもに健やかな成長をもたらすと信じられている」とTimeの記事に解説されている。日本人は赤ちゃんのあどけなさ、かわいさから、ほほえましい雰囲気を感じるのであるが、「赤ちゃんの大きな泣き声」を喜んでみている大人を、知人は理解できないというメールの主旨であった。文化的行事に対する理解の違いを改めて感じた次第である。

歴史に見る日本人の子育て：体罰否定か体罰肯定か

- ◆『江戸に学ぶ子育て人づくり』（小泉、2009）によると、安土桃山時代に日本を訪れたルイス・フロイスの著書にも、日本人が「児童に鞭を使わず、言葉で教える」にもかかわらず、日本の児童たちが「立居振る舞が完全で、ノビノビしていて愛敬がある」ことに驚いたとの記載がある。
- ◆『江戸の少年』（氏家、1994）では、「8歳の童女による出産、幼児虐待、同性愛、そして頻発する若者仲間の暴動」等が紹介され、「惜しみない虐待」の章では、折檻、継子いじめの例が紹介され、「これだけは断言できるだろう、＜江戸＞は、少なくとも心優しい異邦人たちが束の間の滞在、限られた体験の中から繰り返しだした意味での＜子どもの天国＞ではなかった」、と記述されている。
- ◆『体罰の社会史』（江守、2013）は、「原始・古代・中世の体罰」、「近世社会の体罰」について非常に多くの資料に基づいて論説している。「大げさな言い方をすれば、その研究者の歴史観、価値観に直接関わる問題である」としながらも、筆者の資料からの読み取りは、江戸時代は「体罰否定論」が主流であるとしている。
- ◆『文藝春秋2013年5月号：体罰、いじめと日本文化の源流』（山折、2013）は、学校における「いじめ」、「体罰」、「自殺」の事件を契機に、「いじめ」、「体罰」が暴力か否か、犯罪か否かをあらためて問いかけたものである。「日本文化の精神文化の基礎の1つに—南方諸島の固有文化である—若者宿の制度と伝統が横たわっている」、「お仕置きをする、お灸をすえるが、体罰という野蛮語とは違って、これ以上ない文明語に見えるのが不思議だ（「お」という丁寧語を語頭に置く日本人の皮膚感覚）」などは文化の持つ意味の深さをさらに強く感じさせる。
- ◆『季論2013年春第2号：スポーツと「体罰」』（内海、2013）では、「日本では、1879（明12）年の教育令に体罰禁止規定が登場するが、1882（明15）年の『軍人勅諭』以降、それは軟弱であり、強い軍人、日本人を養成するために体罰を容認する傾向は促進された。それが加速したのは日露戦争（1904～5）である。国中で大和魂という精神をたたき込んで鼓舞し、やる気のないものには体罰を与えて鍛えた」など体罰容認の背景が把握される。

虐待としつけ

◆『児童虐待—現場からの提言』（川崎、2006）によると、日本の公的機関のホームページを概観したところ、「児童虐待としつけの違いは？」という質問への答えとして以下の3通りの解説があるという。つまり、「全く違う」、「境界は非常に微妙である」、「明快な結論にこだわる必要はない」である。「全く違う」という考えは、そもそも次元、概念が違うもので、しつけは、「必要なもの、自立を促すもの、人権を尊重するもの」で、虐待は「禁じられたもの、自立を阻害するもの、人権を侵害するもの」と対比してははっきりと区別される（図1-a）。しかし、川崎氏は、ここに「体罰」というカードを置くと、「虐待」、「しつけ」は連続したものになると解説する（図1-b）。すなわち「体罰」を「暴力（身体的なもの、言葉の暴力、心理的な侮辱を含む）」という方法と捉えた場合、連続した概念になると説明している。

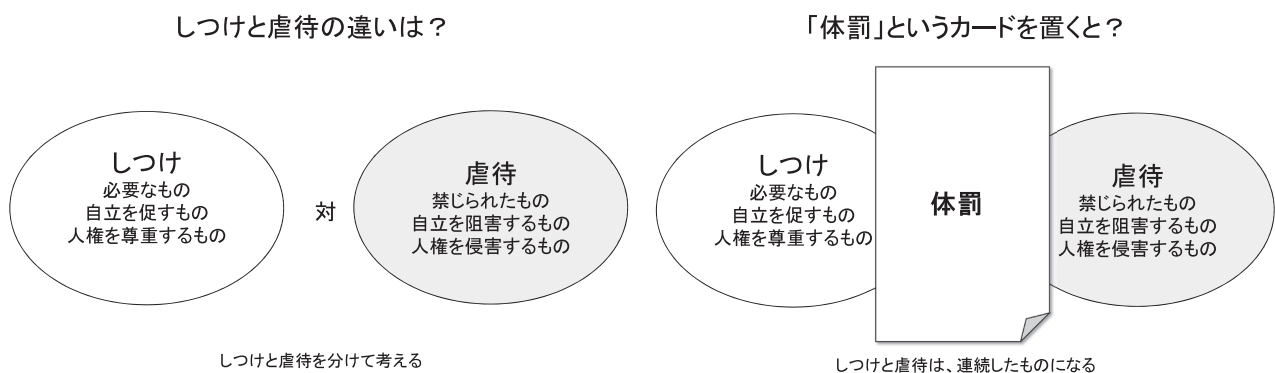


図1-a. しつけと虐待は異次元

【児童虐待—現場からの提言】（川崎、2006）より

図1-b. 体罰というカードで連続する

また、通信制大学の学生を対象に「体罰についてのあなたの考えをお教えてください」という質問に対して「A体罰はいかなる場合もよくない、B体罰はよくないが、やむをえない場合もある、C体罰は、限度を超えないようにすれば、効果的な手段である、D体罰は指導上、妥当とは言えないが効果的な手段である、Eわからない」から選択する方法で、児童福祉施設、家庭内という場所設定で2000年と2005年の2回調査を行っている。それぞれの対象は違うが、最も多い答えは、児童福祉施設ではAで（2000年57%、2005年69%）、家庭内はBで（2000年48%、2005年49%）あった。子どもの生活する場所によって差異があることが判明し、家庭内は依然、体罰容認傾向が強いものと思われる（表2）。

表2. 体罰についてのアンケート結果

【児童虐待—現場からの提言】（川崎、2006）より

	児童福祉施設					家庭				
	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
2000年	57%	32%	0%	7%	4%	26%	48%	14%	8%	4%
2005年	69%	23%	4%	2%	1%	31%	49%	10%	8%	2%

日本版ICAST（ISPCAN Child Abuse Screening Tool）を使用した調査

ICAST質問紙は、平成25年度研究報告書「アジアにおける児童虐待への取り組みに関する研究—体罰の防止に向けて」に掲載。また、<http://canal.wakayama-med.ac.jp/>からダウンロード可能である。

①若年成人用の振り返り質問紙（ICAST-R）での調査（2014年）

（本文は、添付資料③として巻末に掲載している）

◆参加者は、18～24歳の日本人医療系学生359名（看護159名、医学200名）で、男性149名、女性210名である。

◆質問内容は、18歳までに受けたマルトリートメントに関する振り返りの調査で、身体的行為5項目、心理的行為5項目、性的行為5項目の計15項目の不適切な行為である。

◆身体的マルトリートメントは、男性に多く「叩かれた/殴られた」が男性12.8%、女性9.0%であった。心

理的マルトリートメントは、女性に多く「侮辱・脅された」は男性が18.1%、女性が24.3%であり、「捨てる/家に入れないと脅す」は、男性8.7%、女性19.0%であった。性的マルトリートメントにおいて、男性は全ての項目で受けたと答えたものはなかった（表3）。

表3. マルトリートメントの割合（2014）

マルトリートメントのタイプ (%)	女性	男性
身体的		
叩かれた/殴られた	9.0	12.8
蹴られた	4.3	4.0
物で叩かれた	0.0	2.0
揺さぶられた	0.0	0.0
切られた/刺された	1.0	2.0
心理的		
侮辱/批判された	24.3	18.1
愛していないと言われた	2.4	0.0
「生まれてこなければよかったのに/死んでほしい」と言われた	2.9	0.7
怪我させる/殺すと脅された	1.9	2.7
捨てる/家に入れないと脅された	19.0	8.7
性的		
性器を見せられた	4.8	0.0
裸でポーズをとらされた	1.0	0.0
性器を触られた	2.4	0.0

◆マルトリートメントの妥当性と回数の認識において、「誰からも傷つけられたことはない」が、男性56.4%、女性46.7%であり、自身の受けた暴力が妥当であるかどうかという質問に対し、受けたが「しつけであり、妥当である」と答えた人の割合（妥当である/暴力を受けた者の和）が男性は70.3%と女性は89.2%で男性と女性の認識に差があり、女性の方が妥当であると考えた割合が多かった（表4）。

◆また、心理的マルトリートメントについて、男女共に侮辱・脅されたことがないと答えた人の割合が半数を占めた。また、自身の受けた侮辱が妥当であるかどうかという質問に対し、虐待を受けたが、「しつけであり妥当である」と答えた人の割合が男性は58.3%と女性は78.8%で女性の方が妥当であると考えた割合が多かった。

②養育者用質問紙（ICAST-Parent）での調査（2014年）

（本文は、添付資料④として巻末に掲載している）

◆2～6歳の就学前の子どもを持つ養育者527名に質問紙を配布した。回収は154(29.2%)で有効数128(24.3%)について分析した。回答養育者は母親148名、父親6名であった。

◆母親像を調査するために母親自身および、父親が回答した母親についての虐待の有無を母親のデータとし、父親像を調査するために父親自身および、母親が回答した父親についての虐待の有無を父親のデータとした。無回答数が6つ以上のものは除外し、母親の内容128名、父親の内容123名のアンケートを分析対象とした。

◆養育者の子どもへのマルトリートメントの実態について、性的マルトリートメントを除いた身体的マルトリートメント19項目、心理的マルトリートメント9項目、ネグレクト1項目29項目について分析した。

◆マルトリートメント29項目すべてにおいて、過去1年間において1回もない、過去1年間以前を見ても1回もない、該当しないのどれかを回答した人は、母親128人中3人(2.34%)、父親123人中15人(12.2%)であった。

表4. 身体的行為を「正当/合理的なしつけ」と受け止めた割合

	女性 (人)	(%)	男性 (人)	(%)	合計 (人)	(%)
1 傷つけられたことはない	98	46.7%	84	56.4%	182	50.7%
2 殴られたり、叩かれた (しつけであり、妥当である)	91	43.3%	45	30.2%	136	37.9%
3 殴られたり、叩かれた (しつけであるが、妥当でない)	7	3.3%	11	7.4%	18	5.0%
4 殴られたり、叩かれた (しつけではなく、正当化されていない)	4	1.9%	8	5.4%	12	3.3%
未回答	10	4.8%	1	0.7%	11	3.1%
合計	210	100%	149	100%	359	100%

	女性 (人)	(%)	男性 (人)	(%)	合計 (人)	(%)
1 大多数の子供と比べて相当少ない	82	39.0%	64	43.0%	146	40.7%
2 大多数の子供と比べて若干少ない	28	13.3%	18	12.1%	46	12.8%
3 大多数の子供と比べて同程度	63	30.0%	58	38.9%	121	33.7%
4 大多数の子供と比べて若干多い	26	12.4%	8	5.4%	34	9.5%
5 大多数の子供と比べて相当多い	2	1.0%	0	0.0%	2	0.6%
未回答	9	4.3%	1	0.7%	10	2.8%
合計	210	100%	149	100%	359	100%

◆身体的マルトリートメントの上位10項目全てにおいて、母親は父親より高い頻度で行為を行っていると回答した。また、父親と母親の間で上位3項目は同じ項目であった。その中でも母親に対しての質問「おしりを平手打ちした」のみが52.0%と過半数を超えていた。質問項目（母親割合、父親割合）は、「おしりを平手打ちした(52.0%、21.5%)」、「頭をたたいた(38.6%、18.9%)」、「顔面または後頭部を平手打ちした(37.8%、18.0%)」であった(表5)。

・心理的マルトリートメント(全9項目)においても上位3項目は同じであった。また、母親のほうが割合は高かった。質問項目（母親割合、父親割合）は、「さげんだり、怒鳴りつけたり、声を張り上げた(95.3%、83.3%)」、「勝手にしなさいと脅した(77.2%、56.6%)」、「幽霊、悪魔、恐ろしい人々を連れてくると脅した(53.5%、52.5%)」であった(表5)。

表5. 子どもへの不適切な行為上位10項目

不適切な行為の内容	母親 (%)	父親 (%)	
Q 18 さげんだり、怒鳴りつけたり、声を張り上げた	95.3	83.3	**
Q 17 勝手にしなさいと脅した	77.2	56.6	**
Q 19 幽霊、悪魔、恐ろしい人々を連れてくると脅した	53.5	52.5	
Q 24 おしりを平手打ちした	52	21.5	**
Q 39 しつけるために公衆の面前でしかつた	49.6	30.6	**
Q 15 頭をたたいた	38.6	18.2	**
Q 31 顔面または後頭部を平手打ちした	37.8	19.8	*
Q 32 話しかけるのをやめた	37.8	11.5	**
Q 29 軽蔑的な言葉で侮辱した	37	27	
Q 23 ののしった	35.4	24.4	

**P<0.01 *P<0.05

日本人の子育ての現状

◆母親6875人に対する厚生労働省による幼児健康調査（2000年）では、約30%の母が「子育てに自信がないことがある」、「育児に困難を感じることもある」と回答している。また、約20%の母が「自分の子どもに対して虐待をしているのではないかと思うことがある」と回答している（表6、図7）。

表6. 母親の虐待意識の内容

叩くなど	48.1%
食事制限や放置	0.4%
しつけのし過ぎ	17.4%
感情的な言葉	80.2%
その他・不明	2.2%

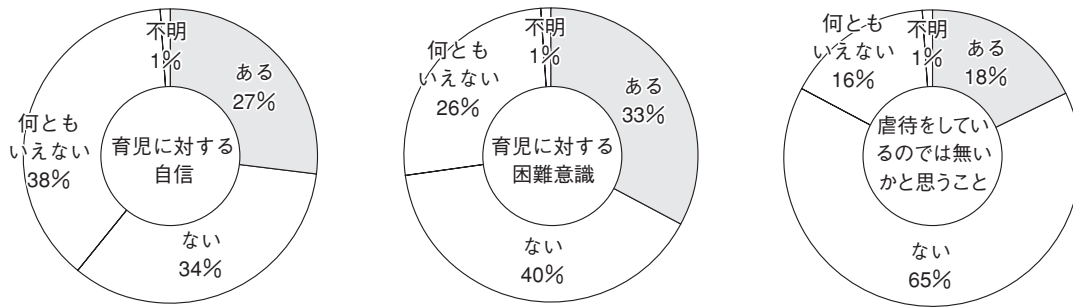


図7. 母親の育児に対する意識 (N=6,875)

◆保育園に通う子ども（2～6歳）を持つ母親（144人 平均年齢：33.8歳）に対する和歌山市（2005年）の調査では、約10%の母が、育児場面で「うつ、不安、ストレス」を感じ（表8）、12.5%母は、子どもの行動に対し「難しい子ども（困難児もしくは境界域）」と感じている（図9）そして50%以上の母で、「手ぬるさ（寛容過ぎる）、過剰反応（権威主義的、怒り・短気を表に出すなど）、多弁さ（過剰に長い叱責、話）」という育児スタイルを示した（図10）。

表8. 母親の精神状態 (抑うつ・不安・ストレス)

Depression Anxiety Stress Scale (Lovibond & Lovibond, 1995)

精神状態	異常域 (点)	割合
抑うつ	10以上	9.8%
不安	8以上	7.8%
ストレス	15以上	12.1%

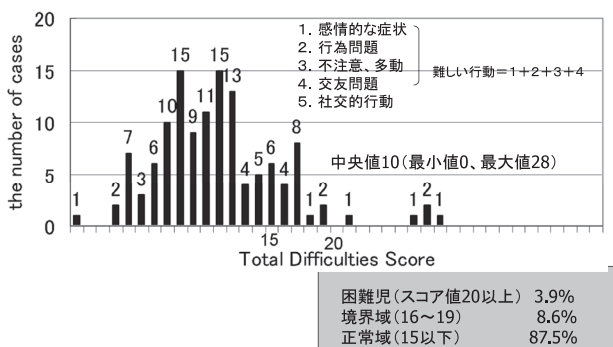


図9. 子どもの行動の長所、難しさ尺度 Parenting Scale (Arnold, 1993)

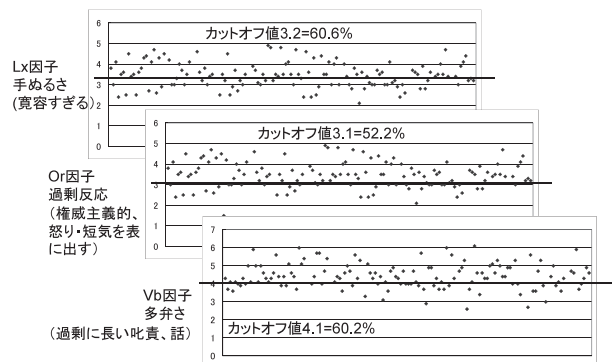


図10. 母親の子育てスタイル Strengths and Difficulties Questionnaire (Goodman, 1997)

トリプルP（前向き子育てプログラム：Positive Parenting Program）の導入

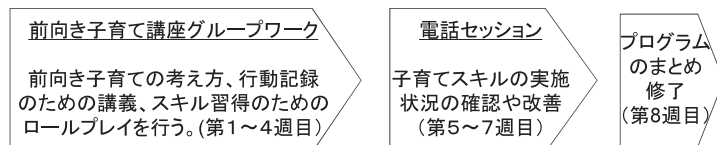
- ◆児童虐待は子どもだけでなく、家族にとっても有害なものである。児童虐待からの回復は簡単なものではないため、虐待予防のために効果的な育児（子育て）の導入が必要である。
- ◆トリプルPはオーストラリアのクイーンズランド大学臨床心理学教授のマット・サンダースによって開発された育児プログラムである。認知行動療法に基づいたプログラムであり、養育者のニーズにより多段階レベルのプログラムが用意されている。親子の良好な関係を築く前向き姿勢の育児を目的とし、児童の発達でよくみられる問題や様々な問題行動に対処する効果的な管理戦略を養育者が自ら考えることができるように援助するものである。科学的根拠に基づく育児プログラムとして、現在20数か国で実施され、WHOや、国連のホームページで紹介されている。国連薬物犯罪事務所（UNDOC）のホームページでは、「薬物乱用防止のための子育てトレーニングプログラム実施のためのガイド」の補足資料（2010）」として、各国の政策担当者や子育て支援関係者にタイして、推奨する子育て支援プログラムをリストアップしており、トリプルPはそのトップにあげられている。
- ◆日本におけるトリプルP実施例：「児童虐待予防のための地域ペアレンティング・プログラムの評価に関する研究—前向き子育てプログラム（トリプルP）の有用性の検討」児童虐待とネグレクト，11（1）54-64，2009.

3～6歳の就学前の子どもを持つ母親60名に対して、8週間の標準トリプルPのグループプログラムを実施した（図11）。1. Strength and Difficulties Questionnaire（SDQ）：子どもの長所、短所に関する質問、2. Parenting Scale（PS）：子育てスタイル、3. Depression Anxiety Stress Scale（DASS）：抑うつ、不安、ストレス、4. Problem Setting and Behavior Checklist（PSBC）：子育ての自信、5. Relationship Quality Index（RQI）：パートナーとの関係：満足度の質、6. Parent Problem Checklist（PPC）：育児に関する意見の一致・不一致、7. Japanese version of Maltreatment（JM）：日本版子どもに対する不適切な行為の状況、の7つの質問紙を用い、短期効果（プログラムの事前事後比較）、長期効果（プログラム終了3か月後）を評価した。

短期効果では、5つの質問紙SDQ、PS、DASS、RQI、JMで介入群で有意な効果を得た。短期効果で5つの質問紙では、2群比較において、男児、健康な子ども、35歳以下の母親、低収入の家族が有意な効果を示した。3か月後の持続効果では、4つの質問紙SDQ、PS、RQI、JMで効果の持続が確認された。

「前向き子育て講座(グループトリプルP)」

- 子育てスキルを幅広くトレーニングするために作られた講座。前向きな子育てスキルの集中トレーニングを望む親や深刻な問題行動の子どもをもつ親を対象とします。



- (例)「前向き子育て講座」の実施例（ステッピングストーンズは全9回）

日時：10月～11月 毎週土曜 10時～12時（ただし、5週～7週は電話セッション）>
定員：12名（託児可能） 参加費：2500円＋税（テキスト代として）

第一回 前向きな子育てとは？	第二回 子どもの発達を促す	第三回 問題行動を取り扱う	第四回 計画を立てて行う	第五回 実践していく(1)	第六回 実践していく(2)	第七回 実践していく(3)	第八回 プログラムの修了と振り返り
-------------------	------------------	------------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	----------------------

図 11. グループトリプルPのプログラム

- ◆その他、日本におけるトリプルP実施例：「自閉症スペクトラム障害の児童の家族のためのペアレント・プログラムの実践—グループ・ステッピングストーンズ・トリプルPの効果について—」児童虐待とネグレクト, 14 (2) 135-152, 2012

家族・家庭における体罰撲滅への提案

1. 意識を高める：地域文化とともに「子どもの権利」に基づいた視点を重視する
2. スキルを学ぶ：育児を学ぶ、ペアレンティング（ペアレントトレーニング）
3. 社会レベルの活動：ソーシャルネットワークの活用、ソーシャルキャピタル
〈具体例 キャンペーン、スローガン〉

児童虐待防止推進月間（2005年）「子どもを虐待から守るための5か条」

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）を
2. 「しつけのつもり....」は言い訳
3. ひとりで考え込まない
4. 親の立場より子どもの立場
5. 虐待はあなたの周りでも起こり得る

4. 指定発言②

本稿は、2014年ISPCAN世界大会にて、CITフォーラムのワークショップ「体罰の撲滅」の中で、指定発言として発表されたものである。なお、掲載については講演者の許可を得ている。

中国における児童への体罰の現状と防止（中国人の家庭での体罰）

ジアオ・フヨン（焦富男 Jiao Fuyong）

西安交通大学

中国は世界最大の人口を持つ国である。急速な経済成長の中、国民の生活水準が急上昇し続けている。しかし、自由化される以前、中国は半植民地で半封建主義の国であり、現在も古い伝統や非科学的な思考（「闘わなければ大成しない」「鞭を惜しめば子どもを駄目にする」）が多く残っている。こうした思考はまだまだ人々の心の中に存在しており、児童の身体的・精神的な発達や科学の教育に影響を与えている。多くの人々は「罰は深い愛情である」というような考え方を理解・容認している。

体罰が行われる理由

親と教師による体罰は古代から行われており、体罰の理由は以下に挙げる通り様々である。1つ目には、「枝を切り落とさなければ花は咲かない」や「子どもは殴られなければ才能を発揮できない」、又は「厳格な教師が優秀な生徒を生み出す」などの昔ながらの非科学的な考えがあり、体罰主義の一因となった。親は教師による生徒への体罰を後押ししており、体罰において重要な役割を果たしている。教師による生徒への体罰に賛成し、体罰を与える教師を「良き師（指導者）」と見なす生徒もいる。

2つ目に、教師の自己修養の不足が挙げられる。規律に違反する問題行動のある生徒に対処する方法が欠如しているため、体罰を加えるのである。3つ目に、客観的環境により、教師は高いプレッシャーに直面している。多くの学校はまだまだに生徒の卒業率を上げることを一方的に追求しており、その順位に応じて見返りが与えられる。卒業率を競い、生徒の成績を向上させるために、教師は何らかの方策を実施する必要がある。その1つが体罰である。生徒は嫌でも教師の体罰に耐えなければならない。又、生徒が少しでも教師に従わない場合は、教師の機嫌が悪くなり、生徒は罰を受けることになる。

4つ目に、法的な概念の欠如がある。教育に関する法律が整備されておらず、学校経営者が法律に基づいて学校を運営していない。教師による生徒への体罰は習慣化され、そのため放置されている状態で、体罰の傾向を永続させている。最後に、学校の教師が若く、比較的経験が不足していることが挙げられる。若い教師は勤務期間が短い、問題に対処するための十分な経験がない、生徒との接触経験が少ない、若いゆえの衝動的な性格などの理由のため、手っ取り早く結果を出すために体罰に依存しがちである。

政策と法律

古代の中国では、人々は生徒への体罰を認めていたが、現在は反対している。1996年に中国社会科学院語言研究所が発行した現代中国語辞書によると、「立たせたり膝まずかせたりする体罰は、教育における児童の誤った罰し方」と見なされている。1952年4月、教育省は生徒の指導に関する体罰の廃止を命じ、不適切な居残り、食事制限、労働、繰り返しの書き取りなどを含む生徒に深刻な身体的・精神的な苦痛を与えることを禁じた。1984年5月4日、教育省はさらに、生徒への体罰の禁止に関する通告を発した。

1986年4月26日に公布された中華人民共和国義務教育法の第16条(2)には、生徒に対する体罰の禁止が明記されている。1991年9月4日に発布された中華人民共和国未成年者保護法の第15条には「学校の職員は未成

年者の威厳を尊重し、未成年の生徒及び児童に体罰を与えてはならない」と定められている。1993年10月31日に教師法が公布された。その中には、学校やその他の教育機関、政府教育管理部門の責任について、行政処分や解雇処分について、そして法律に従った刑事責任について記されている。1996年に国家教育委員会が発布した政令第26号（小学校の運営規則）第23条によると、「嫌み、暴力による強制などの体罰及び隠れた形態の体罰は固く禁じられている」。

体罰の形態

生徒に対する体罰の形態は様々である。メディアの報告や、実際の観察、調査によれば、教師は次の2つの形態の体罰を用いている。1つは行為を伴う罰で、平手打ち、耳を引っ張る、鼻をつねる、顔、鼻、口を引っ張る、壁を叩く、閉じ込める、木べらで打つ、立たせる、膝まずかせる、歩かせる、走らせる、などに加え、不適切な居残り、食事制限、労働、繰り返しの書き取りなどが含まれる。もう1つは精神的な罰で、生徒に対する直接的な言葉による皮肉、嘲り、あざ笑い、差別や罵倒などが含まれる。他の生徒は規律に違反した生徒に対して、話しかけない、冷たい扱いをする、手を差し伸べず孤立させるなどの規則を作る教師もいる。他の生徒が規律に違反した生徒を人前で笑いものにし、プライベートに関することまで暴露したりするのを、教師はそのまま放置したりする。

体罰が行われる場所と環境、体罰を加える人

児童への体罰が行われる場所は、家庭、幼稚園、学校であり、体罰を加える人は主に両親、保護者、幼稚園や学校の教師である。

体罰の現状とデータ

小中学校を対象とした先行研究の調査結果は、現在、多くの生徒が教師に罰を与えられていることを示している。ある調査では、4つの学校の5クラス308人の生徒を対象し、54%が体罰及び隠れた形態の体罰を受けたことがあると回答した。1996年にLiu Hanglingが実施した6つの小中学校の592人の生徒を対象とした調査では、前年度体罰を受けた生徒の割合は、中学1年生47.3%、中学2年生50.7%、中学3年生35.9%、小学5年生31.6%、小学4年生41.4%、小学3年生46.8%であった。1998年に北京市科学技術（Beijing city science and technology）が実施した北京市内の小中学校の生徒を対象とした調査では、教師が体罰を加えるところを「時々目撃する」と回答した生徒の割合は57.5%、「しばしば目撃する」は20.1%であった。同様に中高生を対象とした調査では、生徒が体罰を「時々」及び「習慣的に」目撃する割合は、中学校でそれぞれ62%と18.6%、高校ではそれぞれ50.3%と9.9%であった。

都市であるか郊外であるか、また主要な学校、一般の学校であるかに関わらず、体罰は非常にありふれたことである。2001年に北京師範大学の政策と法務教育研究所が10都市の5,846人の生徒を対象に実施した大規模な研究によると、生徒を「しばしば」立たせる又は教室の外に追い出す教師の割合は2.6%、「たまに」は37.7%であった。放課後の居残りについては、「しばしば」が2.8%、「たまに」が26.2%、教科書や宿題の書き取りをさせる割合は「いつも」が4.4%、「時々」が33.4%、教師が生徒を叩く割合は「しばしば」が1.5%、「たまに」が13.9%であった。

調査及び蔓延に関する研究

多くの大学や部門が中国における体罰の特別研究報告書に携わり、主に師範大学、芸術大学、医療ソーシャルワーカー、教師、法律や医療関係者、心理学者が研究に関与している。体罰という現象についてはさらなる研究が必要である。教師による生徒への体罰は教育の規則に違反することであり、教育における大きなタ

ブーである。教師の指導と生徒の学習は双方向の活動プロセスであり、指導と生徒の身体的・精神的健康は切り離すことのできないものである。教師と生徒間の良好な関係によって、生徒は達成困難な課題に懸命に取り組むことができるのである。

教師が生徒に体罰を与えることで、生徒が痛みを感じるだけでなく、脳に悪影響が及ぼされ、発達異常につながり心身に支障を来たすことがある。教師は教育の方法として体罰を用いることで、「即効性が得られる」と考えている。しかし、生徒は表面的には従うが、実際心の中では受け入れていないのである。矛盾が激しくなると、生徒は自分に見切りをつけ、危険な行動に出ることさえある。精神的な罰によって、生徒の心とプライドは傷付き、自信や分別を失う。「権威」を持つ教師のプレッシャーの下で、生徒の反感や頑固さ、警戒心などはやがて敵対心を形成し、萎縮し、殻に閉じこもり、被害妄想や恐怖に取り付かれ、異常心理を生み出すこともある。教師が法律に基づいて指導することは、学校内における文明構築の前提であるが、生徒にとって、法律を順守する人間の模範となることも重要である。

中国には児童の体罰の蔓延に関する包括的なデータはないが、学校の教師が生徒を叩くことについてのアンケート、医科大学の学生を対象とした、児童期の虐待状況に関する振り返り調査などの報告書が散見される。これらは全国の現状のデータではないため限界がある。従って、児童の体罰、関連する政策と法律について全国的な大規模調査を実施し、科学的なデータを政府に提供することが必要である。

児童への体罰を防止する方法

児童への体罰という現象を防ぐため、我々に必要なのは以下の様な方法だろう。(1)国の法律や規制の施行に従う、(2)プロパガンダを強化する、(3)両親、保護者、教師のために学ぶ場を設けて正しい教育の概念を確立し、質の高い教育を実施し、体罰が児童に深刻な身体的・精神的な悪影響、時には死をもたらす可能性があることを伝える、(4)児童の権利委員会（CRC：Committee on the Rights of the Child）に関連して、体罰を受けるべきではないという権利について、児童たち自身の意識を高める、(5)中国共産主義青年団、婦女連合会、国務院の関係部門、中国の児童と女性に関する全国実行委員会（NWCCW：National Working Committee on Children and Women）などの政府機関や組織が協力して体罰を防止するなど。

5. 指定発言③

本稿は、2014年ISPCAN世界大会にて、CITフォーラムのワークショップ「体罰の撲滅」の中で、指定発言として発表されたものである。

タイの学校、児童養護施設等における体罰

ソンバット・タパンヤ (Sombat Tapanya)

チェンマイ大学

2010年2月4日、83人の小学6年生が、錠剤を飲んで病院の救急処置室に搬送されたという記事がタイの新聞の一面に掲載された。その錠剤は「飲むと、教師に叩かれた際に痛みを感じなくなる」と言って、学校の裏で何者かが生徒に売ったものであった。そのうち12人は胃洗浄を要し、他の生徒は観察入院することとなった。このニュース記事は、以下の様々な調査結果の統計が示すように、タイの学校ではよくある状況（教師が生徒を棒で叩く、その他の形態の身体的・精神的に厳しい罰を与える）を浮き彫りにしている。

2004年の子どもの日に、ABAC調査として知られるバンコクの有名な大学（Assumption Business Administration College）による世論調査が実施された。その結果は、同様のタイの児童の状況を示していた。「あなたは子どもの日に両親に何を求めますか？」という質問に対し、35.6%が「優しさと愛情」、15.5%が「両親ともっと一緒に過ごしたい」と回答した。しかし、「あなたの両親は、どのような方法であなたをしつめますか？」という質問には、63%が「平手打ち」、32.3%は「叱りつけること」、22.6%が「注意すること」、そして10.3%が「褒美や小遣いを取り上げられる・減らされること」と答えた。

本稿では、下記のタイで実施されたいくつかの主要な調査について詳述し、著者はデータ分析の解釈に加えて、タイにおける体罰をなくすための既存の取り組み及び将来の可能性について説明する。

- ◆2006年の1,300人の教師を対象とした調査
- ◆2007年～2010年の4,200人の生徒を対象とした調査
- ◆2012年の30,000人の児童を対象とした調査
- ◆2014年のICAST-R質問表を使用した368人の若者を対象とした調査
- ◆2014年のICAST-P質問表を使用した124人の親を対象とした調査

2006年の1,300人の教師を対象とした調査

最初の調査は、タイ健康財団（the Thai Health Foundation）の支援により著者が2006年に実施した。調査は1,300人の教師を対象とし、懲罰に関する考え方と行動の3つの側面：(a)罰に対する教師の考え方、(b)教師の体罰、(c)教師の心理的／言葉による罰に注目したものである。

要約すると、アンケートに回答した教師の大半は、体罰の使用に賛成だった。例えば、75%が「鞭を惜しめば子どもを駄目にする」、70%が「叩かなければ、教師は生徒の行動をコントロールできない」、そして72%が「生徒を叩くことで、彼らが同じ過ちを繰り返さないようにする」という意見に賛成している。半数近く（42%）の教師が生徒の尻を棒などのもので叩いたことがあることを認めており、6%は日常的に行っていると回答している（図1）。最もよく用いられる心理的／言葉による懲罰の方法は、棒などのもので生徒を威嚇することであり、65%の教師が威嚇したことがあることを認めており、19%は日常的に行っていると回答している（図2）。

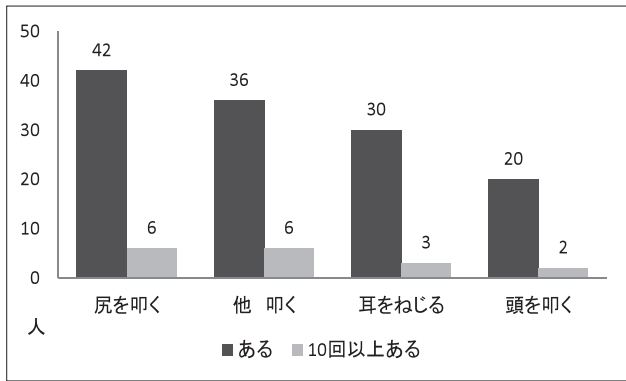


図1. 2006全国調査：体罰
(回答者：教師1,300名)

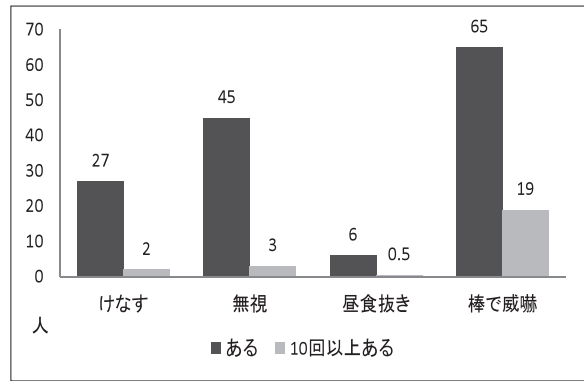


図2. 2006全国調査：心理的な罰
(回答者：教師1,300名)

4,200人の生徒を対象とした全国調査

著者は、2007年～2010年に全国16の学校（4年生～12年生4,200人）からデータを蓄積した。アンケートで教師による体罰の経験について尋ねたところ、14%～50%の生徒が教師に叩かれたことがあることが分かった（図3）。心理的／言葉による罰については、生徒の15%～54%が叱られた、怒鳴られた、棒で威嚇された、他の生徒の前で中傷されたことがあると報告している（図4）。生徒の回答は、教師の供述を裏付けている。教師と生徒から得たデータにより、最もよく用いられる体罰の方法は、棒を用いて威嚇することだということが判明した。

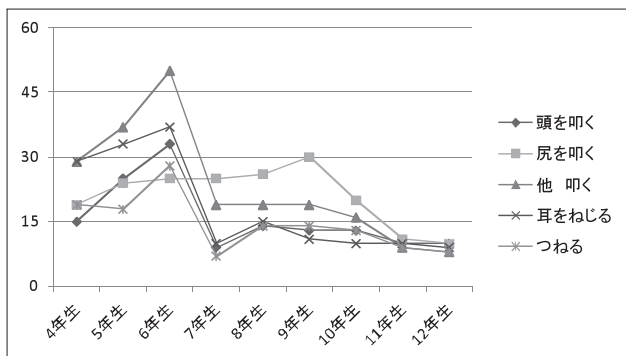


図3. 2007-2010全国調査：体罰
(回答者：生徒4200名)

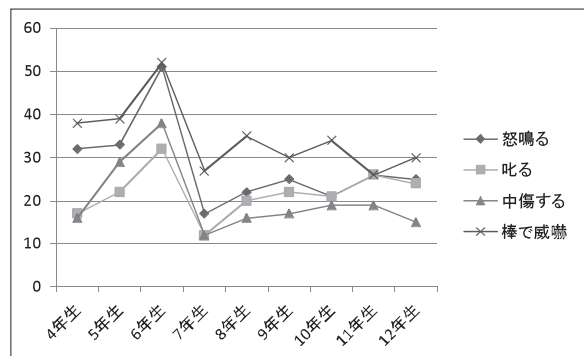


図4. 2007-2010全国調査：心理的／言葉による罰
(N=14,200) (回答者：生徒4200名)

生徒から得たデータによれば、身体的及び心理的／言葉による罰の件数は4年生以降ピークに達する6年生まで着実な増加傾向を示すが、7年生で急に減少する（9年生まで増加するお尻叩きを除く）。その後、最後の3年間（10～12年生）で再び体罰は約10%まで減少するが、生徒の15%～30%は、高校の最終学年まで継続して心理的／言葉による罰を受けている。

このような傾向を説明するには、タイの学校制度を理解することが必要であろう。7年生で罰の件数が減少する理由は、タイのほとんどの生徒が6年生の終了後、新しい学校に入るからである。1年生から6年生までの「初等」レベルの後、7年生から9年生は「中等」レベル、10年生から12年生は「高等」レベルとして見なされる。

新しい学校に入学するため、最初は生徒は行儀が良いのである。したがって、7年生での罰の件数は低くなる。しかし、身体的及び心理的／言葉による罰が4年生から6年生までの間で急増し、それほど極端ではないが心理的／言葉による罰が7年生から9年生までの間で再び増加することを考慮すると、この分野の専門家に周知されているように、体罰は効果がなく、時間とともにその程度を増大させることが必要になると

いうことを示しているのかもしれない。

生徒は、罰を受けた後も同じ行為（教師の視点では「非行」）を継続するため、教師は罰をより頻繁に、恐らくさらに厳しく与え続けるが、効果がない。その上、9年生までお尻を叩く罰が増加するという事実は、生徒のお尻を叩くことが正式な（及び容認された）方法と見なされている状況を反映している。しかし、これは明らかに、こうした行為を2000年から禁止している教育省の規制に違反している。

2012年の社会開発・人間安全保障省（Ministry of Social Development and Human Security）による調査

2012年、社会開発・人間安全保障省は、30,000人の児童と20,000人の成人を対象に、児童の暴力体験に関して最大規模の調査を実施した。様々な児童による集団（小学校、中学校、高校、専門学校、養護施設及び少年矯正センター）の比較では同様の傾向が示され、罰を受ける割合は小学生が最も低かった（10%～22%）。罰を受ける割合がより高かったのは中学生、高校生及び専門学校生であった。罰を受ける割合が最も高かった集団は、少年矯正センターであった（30%～53%）。

体罰と心理的／言葉による罰についても、同様の傾向を示した（図5、図6）。

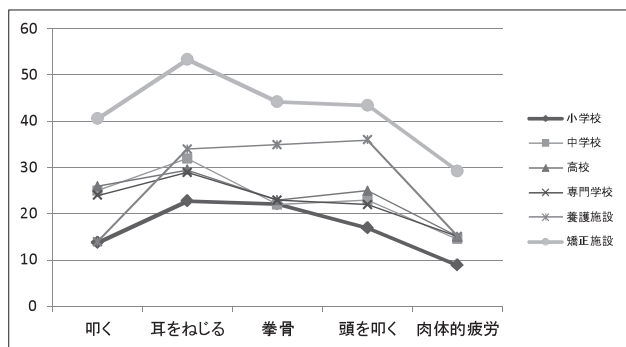


図5. 2012社会開発省全国調査：児童に対する体罰

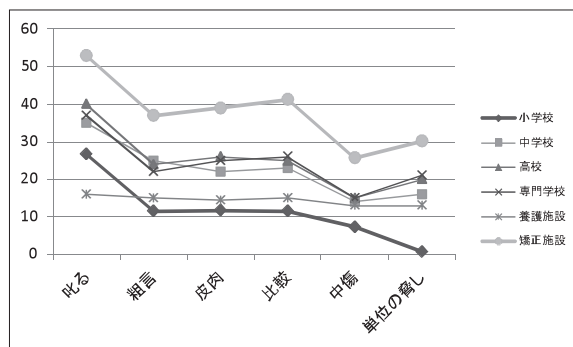


図6. 2012社会開発省全国調査：児童に対する心理的／言葉による罰（上位6項目）

2014年のICASTを使用した調査：ICAST-R ICAST-P

最新の調査は2014年、日本の「子どもの虹情報研修センター」の研究の一環として、ICAST-Rを用いて368人の若者を対象に、ICAST-Pを用いて124人の親を対象に、著者が実施した。ICAST-Rの回答者は現地の専門学校2校と1大学（理学療法や作業療法などの医療技術）の学生であった。被験者集団は、多様な社会経済的背景の若者を代表している。ICAST-Pの回答者の大半（75%）は様々な背景を持つ母親であり、アンケートを記入する際に対象とした児童は大多数が2歳から9歳だった。

この調査の結果、若者の59%が両親又は保護者に叩かれた、40%が殴られた、22%が蹴られたことがあると回答した（図7）。

心理的な罰に関する質問に対しても、57%が両親に侮辱された、10%～15%がその他の心理的虐待を受けたことがあると答えた（図8）。この集団の若者は、次のような形態の性的虐待も経験していた（図9）：不適切に触られる（18%）、レイプされる（9%）、大人が性器を露出する（12%）、無理やり大人の性器に触れさせる（9%）で、このうち18%がこのような経験を他人に話していた。

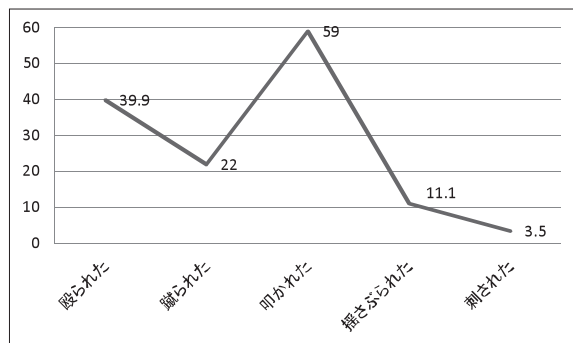


図7. ICAST-Rを用いた調査：体罰（回答者：若者368名）

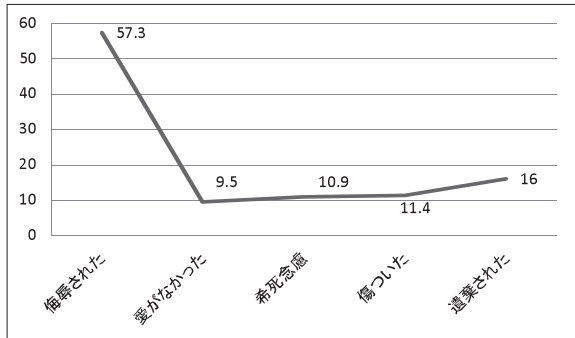


図 8. ICAST-Rを用いた調査：心理的な罰
(回答者：若者368名)

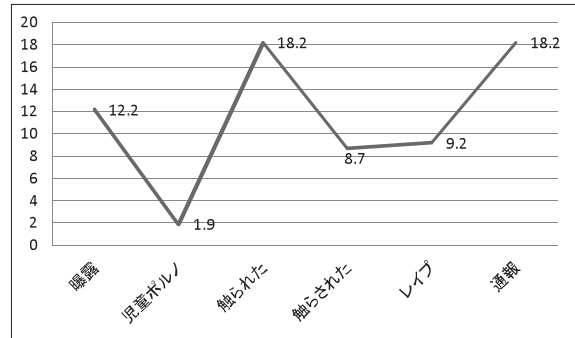


図 9. ICAST-Rを用いた調査：性的暴行
(回答者：若者368名)

最も懸念すべき点は、このような経験が若者の罰に対する考え方に及ぼす影響である。この分野の研究者の間で一般に知られているように、しばらく罰を受け続けると、児童はそのような扱いを受け入れるようになり、それは正しいことであり、自分たちは罰を受けて当然だと感じるようになる。その結果、彼らは自分が大人になったときに、罰やその他の暴力的な方法で問題を解決したり、児童をしつめたりする傾向が強くなる。回答者の半数以上（53%）が、自分が受けた体罰は妥当で、正当であったと感じており、回答者の31%は心理的な罰についても同様の考え方を持っていた（表10、表11）。

表10. 体罰に対する考え

	%
叩かれたことはない	25
しつけであり、妥当で、正当であった	53
しつけであったが、妥当ではなく、正当でなかった	11.7
しつけでなく、妥当でなく、正当でもなかった	9

表11. 心理的な罰に対する考え

	%
侮辱されたり脅されたりしたことはない	28.5
しつけであり、妥当で、正当であった	31.5
しつけであったが、妥当ではなく、正当でなかった	10.9
しつけでなく、妥当でなく、正当もなかった	9.5

ICAST-Pを使用した親のデータは、大半の回答者（58%～62%）が、ある行為を止めるよう頼んだり、ある振る舞いの理由を説明したりするなどの非暴力的な方法を用いていることを示した（図12）。しかし、彼らの多くは、子どもを手で叩く（20%）、棒でお尻を叩く（7%）、体の他の部分を叩く（6.5%）、子どもの体を揺さぶる（6.4%）などの体罰を使用することを認めている（図13）。

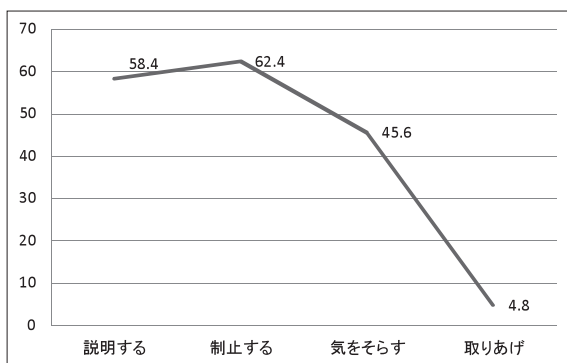


図12. ICAST-Pを用いた調査：非暴力的対応
(回答者：124名うち75%は母親でもある)

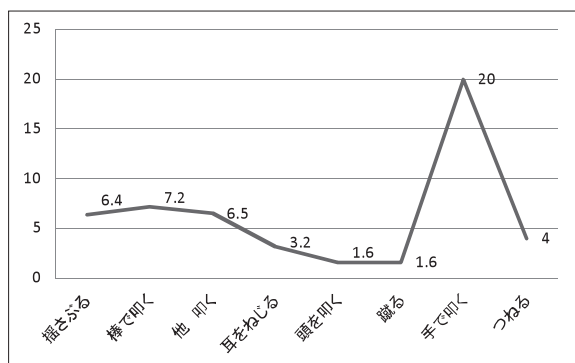


図13. ICAST-Pを用いた調査：体罰

心理的な罰については、親の23%が、しつけ又は罰の方法として叱りつけることを認めている。親の約21%が、幽霊の話で子どもを怖がらせたことがあるということも注目すべきである（タイでは幼い子どもを持つ親によく見られる）。このような恐怖には様々な内容のものがあ、例えば「泣くこと（又は意地を張ること、非行など）を止めないと、幽霊（又は悪魔、山猫、ヤモリ、警察、医者など）が、お前を捕まえに来るぞ！」などである。しかし主な目的は、親の言うことを聞くようにするために何か怖いものを利用して子どもを怖がらせることである。

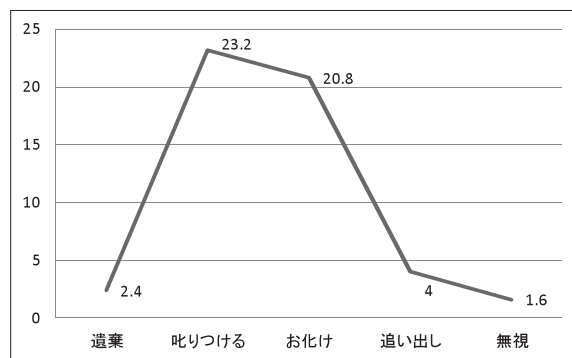


図14. ICAST-Pを用いた調査：
心理的／言葉による罰

結論

上述の情報を要約すると、タイでは体罰が広くまん延しているようである。児童が成長するにしたがって、罰はさらに頻繁に与えられ、その厳しさを増す傾向がある。このことは、体罰は長い目で見れば効果がなく、児童がそれに対して耐性を持つようになることを示している。少年矯正センターの児童は、他の集団の児童と比較して、高い割合で罰を受けており、少年は少女よりも頻繁に罰せられている。また、多くの児童が性的虐待の被害にも遭っていた。

次のような要因がこうした状況をもたらしている：

- ◆学校、養護施設及び少年の司法施設において体罰を禁止する法律や規制を無視する風潮
- ◆児童の権利をほとんど尊重していない
- ◆体罰の悪影響に関する意識又は知識が不十分

体罰の使用を禁止する法律や規制を親や教師が無視する背景には、多くの理由が考えられる。重労働と関連するストレスにより、大人が児童に対して攻撃的になる可能性がある。タイの大人の多くはいまだに、「鞭を惜しめば子どもを駄目にする」という考えに従っている。「他のみんながやっている」という認識（周囲からのプレッシャー）も、児童への体罰の使用を容易にしていることが考えられる。

自分が子どもの頃に親から叩かれて叱りつけられているため、自分の子どもにも同じことをして当然だと主張する大人も多い。したがって彼らは、自分が子どもの頃に厳しくしつけられた体験を手本として、自分の子どもを扱っているのである（すなわち、暴力を次の世代に伝えていく）。また、大半の親や教師は、持続性がなくても「即効性」を求めており、児童は痛みを避けるため又は恐怖から、一時的に親に従うようになる。

体罰の使用につながる他の要因には、肯定的な懲罰、学級管理及び児童の発達に関する知識とスキルの不足、体罰の加害者を罰する厳しい法律や規制の欠如、体罰の悪影響に関する大人の教育の欠如などがある。教師と親とのインタビューから得たデータによると、彼らのほとんどが体罰を禁止する法律（児童保護法）と教育省の規制について知らない又は知っているが無視しているようである。意識の欠如や無知は、関連する政府機関が、こうした法律や規制について公教育にあまり力を入れていないことに原因があるかもしれない。法律や規制の導入前にも後にも、適切な罰の使い方などの別の手段に関するトレーニングは提供されていない。

体罰がまん延するこの現状は残念であるが、打つ手がないわけではないという兆しも見られる。社会発展省による調査で教師と親がインタビューされた際、彼らの多くが罰を与えた行為に対する後悔の念を示し動揺しており、児童をしつけるために自分が行った行為に満足している人はほとんどいなかった。この状況を

考慮すると、学習する機会があれば、多くの大人は子育てにおいて体罰以外の方法を受け入れる可能性が高い。

提言

依然として体罰や知識の欠如がまん延している現在の状況から判断すると、以下のような様々な対策が、状況の改善に役立つことが考えられる。

- ①体罰の悪影響及びそれがタイ社会にまん延している事実に関しての、国民の知識を高めるキャンペーン。
- ②児童の学習と成長を助けるための、肯定的な懲罰、学級管理及び児童の発達に関する知識やスキルなどの体罰以外の方法の紹介や児童の擁護。
- ③トレーニング、当該分野におけるさらなる研究、メディアキャンペーンによる公教育に対する政府やNGOからの支援。
- ④あらゆる状況で体罰を全面的に禁止するための政策や規制を推進する運動、より積極的なモニタリングと実施、肯定的で非暴力的な手段を用いる人に対するインセンティブや報酬。

成功例

タイ北部のある県での1年間のプロジェクトの終了後、タイ健康財団（the Thai Health Foundation）に提出された研究報告書では、適切な罰の用い方のトレーニングを行うことで、教師による体罰の使用を減らすことが可能だということが証明されている。

地元の学校2校で開始されたこの適切な罰の用い方の支援プログラムは、幼稚園児から高校生が対象となった。教師は、適切な罰の用い方及びいじめの防止に関するワークショップに出席するよう招待された。学校が「キックオフ」のイベントを通じて、学年度の初めに親に通知した。校長は、教師が体罰を使用することを禁止する新しい指針を発表した。全教師と管理者は、このプロジェクトに対する自分の意思と支持を記述した合意書に署名した。その後研究チームは、職員会議に参加するために毎月両学校を訪問し、1学年度を通して中学校のモニタリングを継続した。

プログラム実施前後の学校の評価を比較したデータ（生徒500人と教師200人）の解析では、教師200人の報告に基づいた教室での好ましくない行動（例；規則の違反、攻撃的行為、いじめの行為など）において、統計的に有意な低下が認められた（図15）。体罰についての考え方も著しく変化した。厳しい懲罰に対する教師の支持は以前よりも減少した（図16）。生徒500人の報告でも、教師が与える身体的及び心理的な罰が有意に減少したことが示された（図17、図18）。

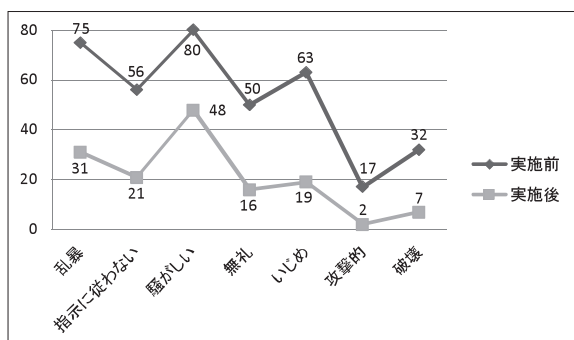


図15. 2008チェンマイ：教室の悪環境
(2008チェンマイ)

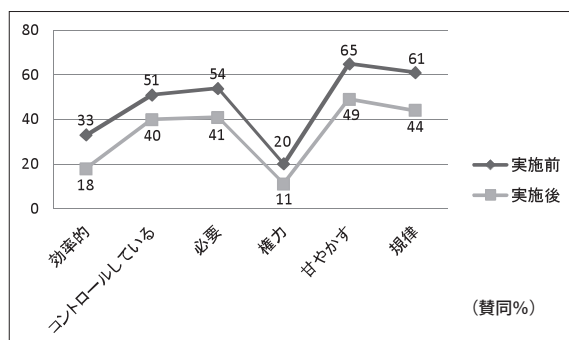


図16. 2008チェンマイ：教員の考え
(賛同%)

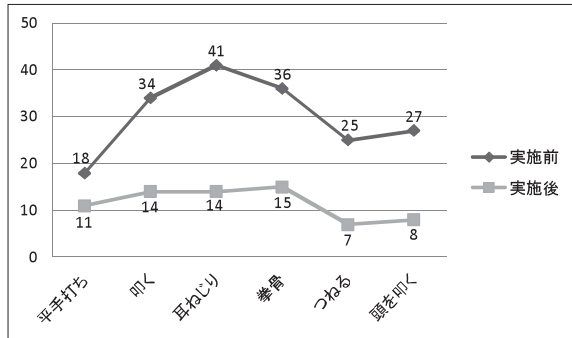


図17. 2008チェンマイ：体罰
(回答者：生徒)

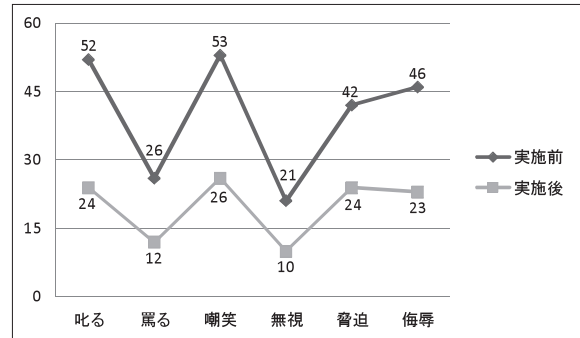


図18. 2008チェンマイ：心理的/言語による罰
(回答者：生徒)

さらに多くの教師や管理者が体罰の代替となる方法について学習することで、体罰の慣行はある程度減少する可能性がある。タイ北東部のある県では、適切な罰の用い方の促進及び体罰の中止を競う学校の監督者主催のコンテストが実施され、優秀な学校に賞が与えられた。こうした動きは始まったばかりであり、まだ先は長い。学際的チーム間の連携による絶え間ない努力によって、いずれはタイにおける体罰を減少させることができるであろう。

6. 指定発言④

本稿は、2014年ISPCAN世界大会にて、CITフォーラムのワークショップ「体罰の撲滅」の中で、指定発言として発表されたものである。

韓国における体罰防止に向けての地域アプローチ

ヤンギー・リー（李亮喜 Yanghee Lee）

成均館（ソンギュンガァン）大学校

韓国では、儒教的な価値観に基づき、家庭や村の学校でのしつけの手段として棒を使用して罰が与えられてきた。さらに韓国では「鞭を惜しめば子どもを駄目にする」という考えがある。その様子は古典画にも描かれており、体罰は児童の成長にとって効果的な方法だと考えられている。しかし、人権の認識により価値観とライフスタイルが変化し、体罰に対する異議が唱えられている。

児童の権利に関する条約は国際的な基準であり、第19条には以下のように明記されている。

- I. 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- II. Iの保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

暴力に関する国連の調査（2006）では、以下の12の包括的な提言を行っている。

1. 国と地方自治体のコミットメントと対策を強化する：2007年末までに国が児童に対する暴力に焦点を当て、対策をまとめ、特に児童への暴力を止めさせるための措置が、2009年までに国家計画のプロセスに統合されるようにする。
2. 児童への暴力をすべて禁止する：国際条約によって定められているように、あらゆる状況において、あらゆる体罰、有害な伝統的慣行（早婚・強制結婚、女性器切除及びいわゆる名誉犯罪など）、性的暴力、拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける扱いや処罰を含むあらゆる形態の児童への暴力を止めさせるため、法律施行などの法改正を行う。
3. 予防を優先する：根本的な原因及び差し迫ったリスクや保護要因に取り組むことにより、あらゆる状況におけるすべての形態の児童への暴力を防止する。
4. 非暴力的な価値観と認識の向上を推進する：非暴力的な価値観を推進し児童を保護するマスコミの公共情報キャンペーンなどにより、児童への暴力を容認又は常態化する考え方を変える。
5. 児童と関わる人すべての能力を強化する：予防、発見及び対応を改善するために、児童と協働し支援する人すべての能力を向上させる。
6. 社会復帰のサービスを提供する：利用しやすく、児童に配慮した国民全てに対する医療・社会サービスを提供する（児童及び必要に応じてその家族への法的支援を含む）。
7. 児童を参加させる：国家とその提携組織は、積極的に児童と関わり彼らの意見を尊重する。

8. 利用しやすく、児童に優しい報告制度とサービスを構築する：児童やその代表者などが児童への暴力を報告するために、安全で広く公表された秘密を守る仕組みを確立する。
9. 責任を確保し、不処罰を終わらせる：児童への暴力行為のすべての加害者を裁くことにより、司法制度に対する地域の信頼を構築する。
10. 児童への暴力における性別の側面を取り上げる：児童に対する暴力には、性差別という重要な側面がある。国家は女性と少女の権利を促進・保護し、包括的な暴力防止戦略の一環としてあらゆる性差別を検討すべきである。
11. 体系的な全国的データ収集と研究方法を開発し実行する：国の研究課題及び合意された国際的指標を検討する中で、特に社会的弱者のサブグループに関して、2009年までにデータ収集と情報システムを改善することが急務である。
12. 国際的なコミットメントを強化する：国家が国際条約を批准し、合意された国際基準を実施する。

児童の権利委員会一般的意見 8 号（2007）は、最も信頼できるものであり、体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される児童の権利を重要視している。

あらゆる状況における児童への体罰を禁止するために法律を改正することは、一步踏み込んで児童を人間として考え、彼らの権利を尊重し、非暴力的な環境を確保することである。グローバル・イニシアチブの調査（2013年11月）によると、48か国は体罰禁止の意思を表明しているが、114か国は体罰禁止への意思を明確に示していない。いまだ多くの国では、すべての状況での体罰が完全に禁止されていない、又は特定の状況でのみ禁じられているのが現状である。

韓国の現状

韓国では、家庭、学校及び家庭外の養護施設において、「平手打ち」等直接的な体罰を行うことは禁止されているが、「棒で打つ」等「間接的な体罰」は禁止されておらず、依然として体罰の一部が容認されているのが現状である。刑法制度では、「鞭打ちの刑」等犯罪の判決又は刑事施設での懲罰的措置としての体刑は違法とされている。国連児童の人権委員会（UNCRC）は全ての形態の体罰の禁止と、肯定的で非暴力的なしつけ行動を勧告しており（1996；2003；2011）、我が国でも徐々に変わってきているが、まだまだ道のりは長い。

◆韓国の国立青少年政策研究所（National Youth Policy Institute）が2013年に実施した調査（表1）

親又は教師による体罰・言葉による虐待を1年に1～2回以上受けた児童は、33.79%（親）と29.17%（教師）となっている。

表1. 親と教師による、体罰および言葉による罰（2013）

	ない	年1-2度	月1-2度	週1-2度	週3度以上
親	66.27	17.83	9.1	3.83	3.03
教師	70.83	13.93	8.8	4.13	2.27

◆2013年児童虐待に関する韓国のレポート

（Korean National Report on Child Abuse 2013）
（図2）

2001年以降通報件数が徐々に増加しており、このうち、児童虐待が疑われる事件が同様の傾向を示している。

◆韓国の児童保護制度の組織図（図3）

公共部門と各関連機関が地方地域を拠点とした連携とパートナーシップを構築している。

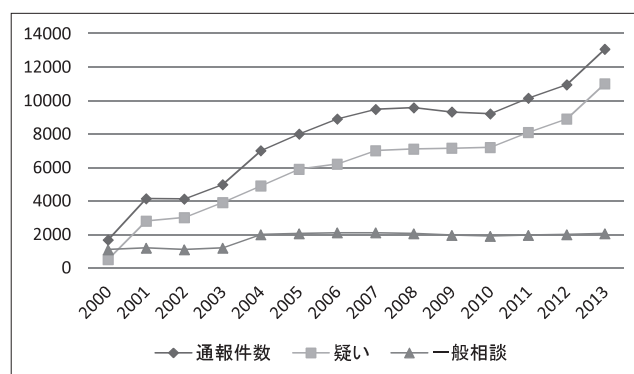


図2. 児童虐待通報件数

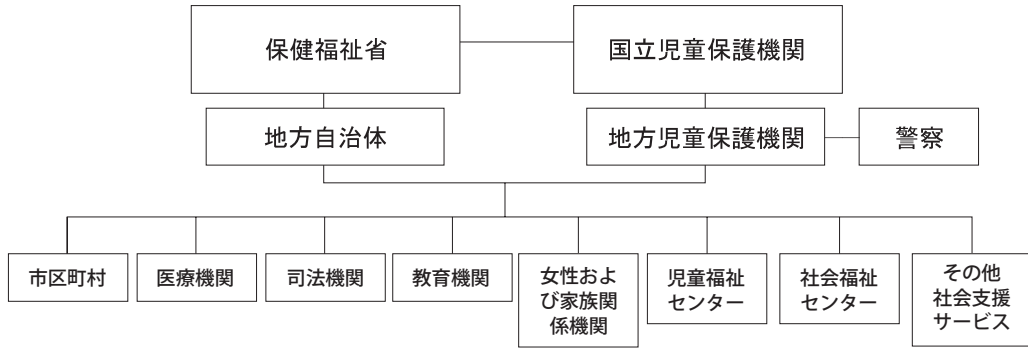


図3. 地方地域における児童保護システム

◆児童保護制度における各部門の役割（表4）

表4. 児童保護制度における各部門の役割

児童保護制度	主な役割および仕事
保健福祉省	<ul style="list-style-type: none"> - 児童虐待予防に関する政策の作成 - 司法整備、支援提供、制度の向上 - 国立児童保護機関の支援 - 他の中央機関の構築および連携の支援
市・州	<ul style="list-style-type: none"> - 児童保護機関の段取りおよび進行の支援
地区・町	<ul style="list-style-type: none"> - 児童保護センターに通報されたケースの捜査協力 - 児童虐待予防ガイドラインの提示
邑・面・洞 (行政区)	<ul style="list-style-type: none"> - 児童虐待疑いケースを児童保護施設に報告 - 被害児、加害者、および保護者の背景調査への協力
国立児童保護機関	<ul style="list-style-type: none"> - 地域の児童保護専門機関の支援 - 児童虐待防止の取り組みに関する研究およびツールの出版 - 児童虐待防止の取り組みに役立つ連携システムの構築 - 児童虐待予防の取り組みの発展およびプログラムの評価 - 児童虐待予防について、心理士、教職員、および公務員へのOJT - 児童保護機関のための、電子システムの発展

◆NGO及び民間機関のレベルでの児童保護サービスの例（図5）

“Chang YeDan”「青少年の暴力防止財団」の例を示している。この組織は児童の地域を拠点とし、家族や学校などの周囲との連携により、児童に安全な環境の確保を試みる。彼らは緊急性に応じて、様々なサービスを行っている。

児童のニーズに合わせ、NGOや民間機関では様々なカウンセリングの支援サービスを提供している。電話やインターネットによるカウンセリング、ホットラインといった様々な窓口があり、面談による精神的サポートや被害者および加害者プログラムが提供されている。その他、資源や統計、法律についての情報提供、そして危機カウンセリングや適応支援を行う校内暴力SOSサポーターもいる。

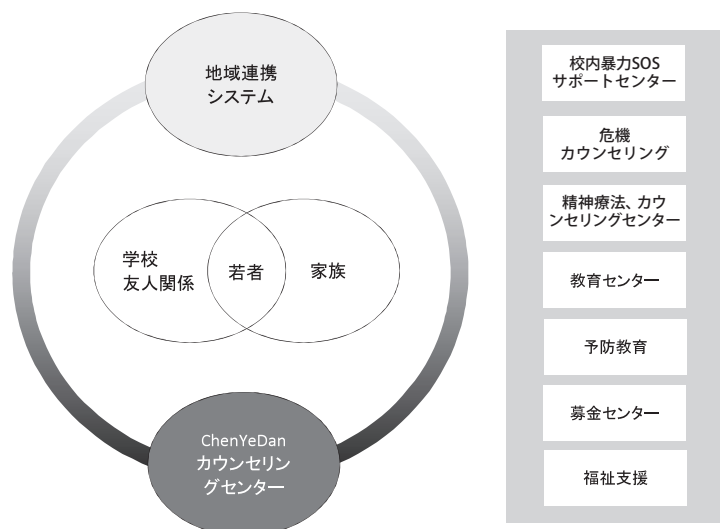


図5. 青少年暴力防止財団の連携システム

◆児童虐待ケース対応手順：フローチャート（図6）

被虐待児と家族への支援機関としては、カウンセリングセンター、医療機関、精神療法サービス、そして家庭を福祉機関などにつなぐ家族機能強化サービスの他、一時保護や、成年後見人サービスがある。

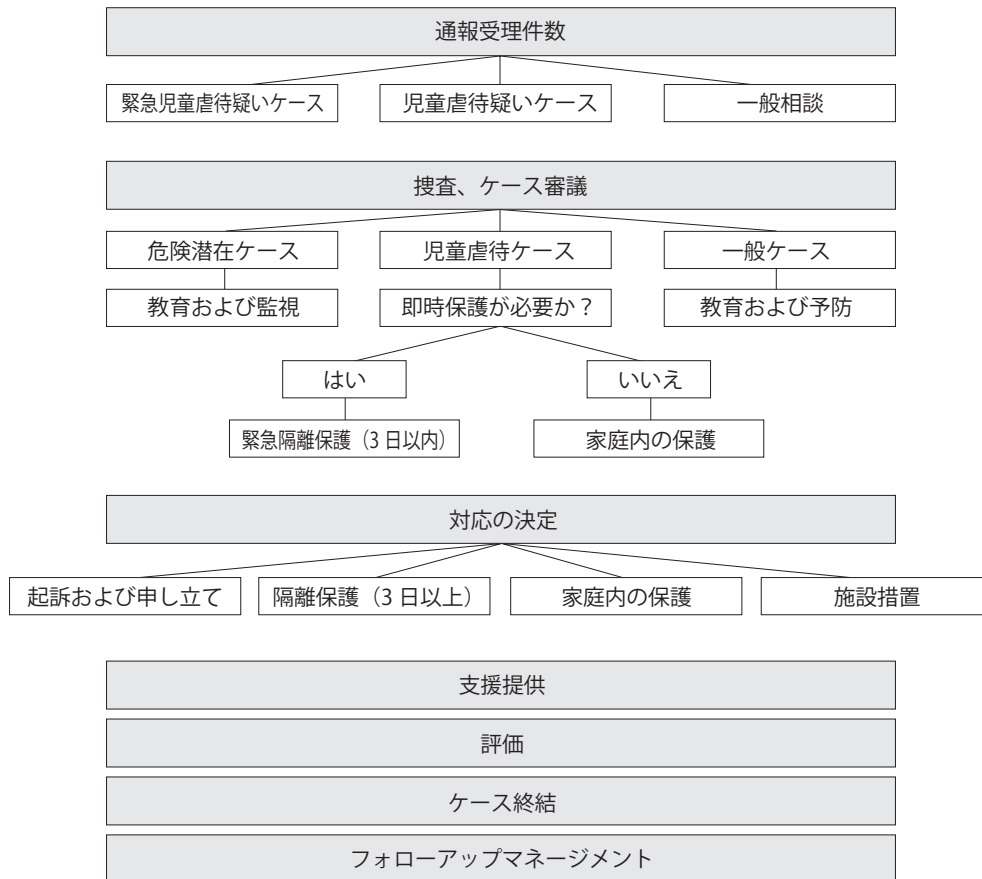


図6. 児童虐待ケース対応手順

課題の抽出

地域レベルで多様な保護サービスが体系的に提供されているが、体罰及び児童虐待に関連する多くの事件が報告されている。家庭、学校、デイケアセンター、養護施設など、様々な環境で起こった最近の児童虐待事件の例が紹介されている。

家庭での事件

- ・ 継母が8歳の女兒を3年間に渡り虐待していた。女兒は脚を骨折、頭や腹を殴られるなどした。

学校での事件

- ・ 小学校のサッカーチームのコーチが10歳と11歳の生徒を木製のマッサージ棒で打ち付け、そのうち1人が死亡に至った。
- ・ 中学校の男性体育教員が生徒3人を倉庫に閉じ込め、殴る蹴るなどの暴行を加えた。そのうち1人は集中治療室に入院、他2人も重症を負った。

デイケアセンターでの事件

- ・公立デイケアセンターの教員が1歳の乳児らに対し何度も平手打ちし、顔を（布で）覆ったままの状態に放置した。
- ・私立デイケアセンターの教員が乳児の体を洗濯ばさみではさんだ。乳児の脚の出血に気づいた親によりその残酷な行為が発覚した。

養護施設

- ・国立養護施設で日常的な体罰や厳しい扱いがあったことを、国立人権委員会（National Human Rights Commission）が発見した。
- ・4-18歳の児童52名が、悪態をついた罰として、木やプラスチックの棒で叩かれ、唐辛子や生のニンニクを食べさせられていた。
- ・何名かの児童が“タイムアウト部屋”と呼ばれる部屋に何日も何か月も入れられていた。この部屋に入れられると、トイレに行くことも許されない。何名かの児童は監禁される恐怖のため自殺を考えたことがあったと報告している。

ある地域では2001年に686件だった通報件数は2013年には3,706件まで増加したが、教員、医療従事者、児童福祉施設職員、保育関係職員など、通報義務の課された専門家による通報は全体の34.1%と低く、積極的に取り組む姿勢が必要だと考えられた。更に、最近の児童虐待死事件が、韓国中で深刻な社会問題となったことを受け、政府は児童福祉法（the Child Welfare Act、2014年9月29日執行）を改正し、「児童に関わる専門家が児童虐待の通報を怠った場合に500万ウォン以下の罰金を科す」と規定することにより、児童虐待とネグレクトの報告義務を強化した。

児童虐待に対する罰則を強化し緊急の保護措置を求めるため、児童虐待に関する特別法（2014年9月29日執行）が新しく制定された。この法律の主な目的は、被害児童を保護し、加害者の更生手段をしっかりと確立することであり「前科者が児童と関わる施設で働くことの禁止」「再犯する保護者の親権剥奪」「捜査権限の強化（一時保護）が4か月まで可能」「公的な弁護システムおよび司法サポート」などが規定された。

2010年以降、教育長が主導し、地方自治体レベルの学生の権利条例（Student Rights Ordinance）が制定されており、2010年にキョンギドで、2011年にクァンジュで、2012年にソウルで学校内での全ての体罰が禁止された。この学生の権利条例は、禁止法令を拡大したものであり注目に値する。一方で、初等中等教育法は身体に痛みを与えるような「直接的な」体罰のみを禁止しており、「間接的な」体罰については明記していない。

対応への提言

- ①協働と連携の強化
- ②国際標準での法律改正と調整
- ③地域での認識の向上
- ④予防の強化：多職種のアプローチ
- ⑤介入への多職種のアプローチ

7. ISPCANワークショップまとめ

本稿は、2014年ISPCAN世界大会にて、CITフォーラムのワークショップ「体罰の撲滅」のグループディスカッションの発表およびまとめ、そして大会のまとめとしてのコメントを書き起こしたものである。なお、掲載についてはコメントーターの許可を得ている。

グループディスカッションの発表、まとめ、コメント

ワークショップ「体罰の撲滅」では、家庭について日本と中国の指定発言、学校についてタイの指定発言、地域についての韓国の指定発言が発表され、その後グループに分かれディスカッションを行った。グループディスカッションは、ファシリテーターとして中村安秀氏（大阪大学人間科学部）のもと開始された。1つのグループは8～12名、3つの場面：家庭（5グループ）、学校（2グループ）、地域（2グループ）で約60分間テーマの検討が行われ、各グループから3分以内の制限での発表が行われた。

最後に「体罰の撲滅」ワークショップに対してSombat Tapanya氏（チェンマイ大学）のコメント、そしてCITフォーラム全体を通してのPeter Newell氏（児童に対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ）の総括コメントを掲載する。

グループディスカッションの発表

基本ルール

- ・他人の意見・発言を傾聴すること
- ・自由に各自の意見を表現すること
- ・グループ毎にファシリテーターを決め、出された意見の発表者も決めること

テーマ

3つの場面：A家庭（親・家族）、B学校、C地域において、「体罰の防止」に向けた革新的な活動を作成すること。

グループごとの発表項目

A. 家庭

◆親、養育者へのサポート態勢の充実

親の負担を減らすと共に、親自身、夫婦の時間を大切にす／専門的相談窓口の設置：親のストレス対応、育児相談、健康相談／保健師等の家庭訪問

◆法律の整備

◆認識

体罰は罪になるという認識／子育ては、叩くのではなく言葉で行う／子育てを地域で行う／体罰がない地域で守る子育て／親教育：親としての子どもへの責任性（親として覚悟）の強化

◆新しい価値観、文化

子育ての思いを普通の会話の中で話せる文化／第三者の目が地域、地域家庭に入る文化／弱音を吐ける文化／ゆるやかな気持ちになっての子育て／もっと言葉で人と人がコミュニケーションする

◆学校教育の活用

プライバシーのあり方、扱い方を学ぶ：周りとかかわりを増やす／児童自身へ教育（思春期教育の活用）／暴力を使わない方法を学ぶ

B. 学校

◆学校教育の重要性の認識

現状の把握の必要性／学校教育への期待／DV、いじめ、発達障害等の関連性

◆教員力の向上

教員への教育／学校カウンセラー、弁護士、保健師、児童相談所、地域との連携の強化／校長の関与度への期待／教員への支援：クラス運営のサポート

◆法律

法律による体罰の禁止／体罰禁止の法律の理解、周知／体罰を使わないプロセスの執行：しつけの態度、あるいは行動を変える、方向を教える

◆カリキュラムの導入 7つのステッププログラムと定期評価（例6か月毎）

1. 関与者の同定：児童自身、親、地域、市民社会の組織／2. 状況の把握／3. 問題の抽出、ニーズの把握／4. 計画の立案／5. 計画実行の展開／6. 計画の評価／7. 計画修正

◆教育の目標

カリキュラムに合わせるだけなのか、それとも児童の人格を形成していくことなのか／児童自身が自分で律することができるように育てていく／自分たちで問題を解決できるようにする

◆暴力についての学習

児童へのメッセージ：暴力の否定、いじめの否定／前向きなしつけを教員がモデルとして見せる

C. 地域

◆現状把握の必要性 <大人の暴力に対する意識がやっぱり低い>

体罰否定より自己中心的通報の存在；「泣き声がうるさいからなんとかしてください」／体罰肯定の考えの蔓延：「スポーツでは体罰とともにうまくなっていく」／体験からの意識：「自分がしつけのなかで体罰をもって育てられてきた」／地域における人間関係の希薄化：悩みに対する孤立化、ストレス、暴力という図式／親、そして児童に対する地域の厳しい眼：批判的な眼

◆意識の改革

具体的方法：研修、講演とそのメリットを考える

◆啓発活動

公共広告機構等のコマーシャル

◆児童へのアプローチ

暴力を使いわない方法を教える／児童自身も殴られることをよしとしない意識を小さいときから育てていく（地域の関係性の再構築・再生：地域が寄与できる点を以下に記載）／子育て経験の豊富な親あるいは子育てを現にしている親での自助グループを作る／地域内の人間が、学校を含め種々の場面で積極的にかかわる／親は自分の悩みや育児のつらさを地域の中で共有することで、児童に暴力という形で自分の悩みを発散する必要がなくなる／学校は社会性というものが地域の中で育成されていくことで、教育に集中することができる／児童たちが地域の一員であるという自覚を持つことで、児童も他人に対し批判的な目で見ることがなくなる／児童たちは、地域という学校でも家庭でもない第三の居場所を得ることができる

グループディスカッション発表のまとめ

ソンバット・タパンヤ (チェンマイ大学)

家庭そして学校、そして地域という3つの場での体罰の廃絶を進めるための革新的な方法の提案として「教育」というキーワードにまとめた。

親への教育：

親になること、体罰のもたらす害、ペアレンティングの教育が必要。

学校での教育：

教師へのクラスの運営について十分な知識とスキルのトレーニング、また、体罰が児童にどのような深刻な影響を与えるかという知識が必要。児童が体罰に恐怖感を持っている状態では児童の頭脳はきちんと働かないし、結局児童の成長を阻害する。先生が児童に対して持っている教育目標自体を阻害してしまう。

地域での教育：

積極的に地域で起きていること、特に児童に対して起きていることに目を向け、監視し、その地域のネットワークをより積極的に作り、その地域の活動に参加する。地域のネットワークが脆弱化している状態を認識し、その傾向を食い止め、よりプラスの方向で地域の成員がより積極的に地域での子育てに参加する、そして体罰や児童に対する暴力的なしつけを防ぐべきである。

これからさらに組織的に行動計画案になるまでさらなる検討をすることが必要である。そして、効果的な実践にするために、良いアイデアをより深め、具体的な提案に落とし込むことを期待している。

CITフォーラムの総括

ピーター・ニューウェル

(児童に対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ)

このような機会をいただき、ありがとうございます。この大会は、体罰を終わらせる、そして児童に対する暴力を終わらせるという重要な意義を持っている。ISPCAN実行委員らが最初に正式にすべての形の体罰を禁止しようということ、アメリカのコロラドでの大会で決めてから12年間の経過した。多くの人々が体罰と虐待の2つは違うものであると考えてきた。虐待は許されないけれど、体罰はよいのだと考えてきた。また国によって体罰はまだ社会的に認められているという国もある。

女性に対するあらゆる形の暴力が禁じられるということは、今では常識になっているが、慣習に従った一種の暴力がまだまだ横行している社会もある。女性に対する一定の形の暴力は禁じられるようになったが、現状ではあらゆる形の暴力を禁じるということは実践されていない。児童に対する暴力についても形は違うが同じことが言える。

児童であろうと成人であろうと人を叩くことは間違っている。児童を叩くことは間違っているということをはっきりとみんなに周知徹底していかなければならない。現在、39か国で、家庭でのそれを含めた全ての形の体罰を禁じるということが明確に法制化されている。しかし、世界の中では、まだ人口の8パーセントしか、叩かれることのない平等な権利の下で生きている人たちはいない。今年の6月、大国の1つであるブラジルで、体罰を6,900万人の児童に対して行うことを禁止することが法制化された。これは大きな一歩である。この進捗をもっと加速しなければならない。そのためにはわれわれの提唱が必要である。国家が児童を守る保護の制度をうたいながら、暴力による児童の懲罰を家庭で許しているのは明らかな矛盾である。そして、多くの施設や、児童を教育する機関でも体罰がまだ認められている。鞭で打たれたり、あるいは棒で打たれたりということが9歳以上の児童に対して行われている。児童保護を仕事としているのに、制

度が体罰を容認するということは、明らかな矛盾であり、許されてよいことではない。

児童支援制度、児童保護制度を有効たらしめるためにはいかなる形であれ、児童に対する暴力を禁止するということを徹底していくことが必要である。この変革をもたらすためには、法律が必要である。法律という基礎がなければ、制度の執行を通じて進める上で困難がある。児童を保護する制度を作ることだけでは十分ではない。体罰によって非常に若い児童たちが毎年命を失っている、そして怪我を負っている児童はおそらく何百万人あるいはそれ以上にもものぼるだろう。その事実から目を背けてはいけない。これが児童に関する法制度が置かれている実態である。ほとんどの社会でまだ体罰が放置されている。児童の人権を守る立場としてこの状態を容認するわけにはいかない。児童たちが権利を持つものとして正当に扱われることを保障していかなければならない。

ドメスティック・バイオレンス（DV）、あるいは家庭内の暴力というものが、児童に対する家庭内の体罰と直接結びつけられないというのは不思議なことである。私の母国イギリスでは、児童が家庭内で両親間の暴力を目撃するということが自体が児童に対する攻撃、あるいは暴力であると言いながら、一方では児童に対する体罰は正当なものであると言っている。もう1度繰り返す。家庭における全ての形の暴力が、DVの一部とみなされるべきである。そして、女性に対する家庭での暴力を廃絶するという重要な動きを止めるべきではないし、これを児童に適応するべきだと言いたい。国連が新しいDV、あるいは家庭での暴力を禁じる法律を通過させた。そして、暴力を使った懲罰もその中に含まれている。われわれは極端な形の暴力を児童に対して禁止するということは認めているけれども、体罰はより私的なあるいは個人的なことだと容認してしまう傾向にある。ここにいる親となっている方々もおそらく子どもを叩いたことはあると思うし、そのような行為が人間の人権を侵害している行為だと言われたら心外に思うかもしれないけれども、体罰は人権侵害であることをはっきり認識すべきだと思う。

V. 考察

平成25年度報告書では、2006年5月に作成されたICAST質問紙と関連を持つ5つの研究論文を掲載した。アジア地域の文化的背景を鑑みて日本、韓国、中国、タイを中心に児童虐待、児童への暴力、体罰等を論じたものを収集した。アジアの特色の現状を認識し、文化的背景をふまえての対応として、体罰防止への具体的な取り組みが求められていることが判明した。

平成26年9月に第20回ISPCAN世界会議名古屋大会が開催され、このプレカンファレンスとして、新興国フォーラム（The Countries in Transition Forum, 以下CITフォーラム）が開催された。CITフォーラムでは、「文化と暴力」に焦点を当て現状を認識し、「体罰」「性差別に基づく暴力：ドメスティック・バイオレンス（DV）」の撲滅に向けたワークショップが行われた。すなわち、本報告書は、平成25年度調査に基づいて、「体罰防止の取り組み」を発展させ、「あらゆる体罰の撲滅」を目指し、具体的な施策への提言を紹介したものである。

1. アジア地域の「体罰」の現状

(1) 歴史的背景

中国、タイ、韓国からの発表冒頭で紹介された「鞭を惜しめば、子どもは駄目になる」は、教育的な名目として養育者および管理責任を持つ大人としての観点が根底にある。しかし、体罰の定義は、「身体に直接苦痛を与える懲罰（広辞苑）」であり、この懲罰を持って、こらしめ、指導することである。このように「指導」を目的とした行為は、アジアのみならず、世界的に行われてきた行為でもある。

わが国の学校教育法（昭和22年法律第26号）では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と体罰を禁止しているものの、「懲戒」の概念が記載され、現在に至っている。

安土・桃山時代に日本を訪れたルイス・フロイスの「日本人が、子どもに鞭を使わず、言葉で教えるにもかかわらず、立ち居振る舞いが完全にノビノビしていて愛嬌があることに驚いた」との感想は、限られた体験の中から述べられたものであり、江戸時代の知識人による「体罰否定論」は存在するものの、「折檻」、「継子いじめ」の言葉の存在等からは、一般民衆における「しつけ」のあり方は、必ずしも「子どもの天国」ではなかったと考える。すなわち、一般民衆における社会通念は、「体罰肯定論」と捉える方が妥当であると考えられる。

日本の伝統行事である「泣き相撲」は、児童の健やかな成長を願うものである。大人にとってほほえましい光景であるが、欧米人の眼には、激しい泣き声から察して児童にとっては恐怖であると写ることから、文化的行事も時には「第三者の視点」に耳を傾け、今一度児童の視点に目を向ける必要があると考える。

(2) ICAST（ISPCAN Screening Tool、以下、ICAST質問票）の調査結果（家族/家庭）

ICAST質問票は、国連事務総長が児童と暴力に関する研究の実施を要請したことを機に、ISPCAN

が主体となり作成したものである。同一の行為内容を持って、地域を越えての現状を把握することを目的に、2004年以降調査が開始されている。本研究として、和歌山県立医科大学では2014年に若年成人の振り返り調査（ICAST-R）、および親・養育者の現状調査（ICAST-P）を行っており（添付資料②、③として文末に掲載）、タイ、韓国においても同様に調査が行われた。

ICAST-Rでの振り返り調査で、3国において共通した結果は、身体的虐待は「叩かれた/殴られた」が最も多く、男性がより被害者になりやすく、心理的虐待は「侮辱/批判された」が最も多く、女性の被害が多い傾向にあった。特記すべきことは、身体的虐待項目「叩かれた/殴られた」は、身体的行為を受けた男女の70%～90%が、「しつけであり、妥当である」と感じ、さらに、受けた暴力の回数も、約90%の男女が、大多数の児童に比べて少ない・同程度であると認識していた。つまり、体罰を受けた側も、「しつけ」に体罰を用いることを容認している実態が示された。

ICAST-Pは、日本の調査は子育て中の3～6歳の子どもをもつ養育者に行われ、何らかの子どもへの不適切な身体的、心理的行為、およびネグレクトを行ったことがあるものは、母親98%、父親88%と極めて高率であった。不適切な身体的、心理的行為は、共に母親が父親より多く、子どもは多くの不適切行為において男児が女児より高頻度に虐待を受けていた。さらに年齢が上がるにつれ、その頻度が高くなり、きょうだいありが一人っ子より虐待を受ける頻度が高かった。このことから、育児負担、育児困難が親による体罰の頻度に影響すると考えられる。

(3) 教育現場、学校での調査

タイの調査（1300人教師，2006年）では、「鞭を惜しめば、子どもをだめにする」、「叩かなければ、教師は生徒の行動をコントロールできない」と考えている教師がそれぞれ75%、70%に上り、65%の教師が心理的/言葉による懲戒（棒など物で生徒を威嚇する）を行ったことがあると認めている。韓国の調査（2013年）でも約70%の教師が「体罰/不適切な言葉」の使用を認めている。また、中国でも「子どもは殴らなければ才能を発揮できない」「厳格な教師が優秀な生徒を生み出す」などの考え方があり、親は生徒に対する体罰を後押しし、生徒は「体罰を与える教師を良き師（指導者）」と見なすなど体罰肯定主義が残っていることを指摘している。この他、体罰が行われる理由として、教師の自己修練不足（教師の生徒に対する対処方法の不足）、学業重視主義による教師の負担という現状を挙げている。

2. 課題の抽出

現状から家族/家庭、学校、地域等、日常の場面で児童への体罰が広く蔓延していることが明らかになった。そして、いずれの国においても「児童虐待防止」という観点では、多様な児童を守るサービスが体系的に提供されているにもかかわらず、先に述べた以外に託児所、養護施設など様々な環境での体罰事件の枚挙にいとまがない。次のような要因が課題としてあげられると考える。

- (1) 「体罰の定義・認識」が依然として教育的な名目で使用され、強者の立場による定義が使用されている。
- (2) 「児童の権利」が尊重されていない。
- (3) 体罰による児童への悪影響の知識が不十分である。

- (4) 学校、養護施設、司法施設（少年院、児童自立支援施設など）における体罰を禁止する法律（規則）を無視する風潮がある。

3. 対応について

本研究の目的である「あらゆる体罰の撲滅」への方策は、CITフォーラムの基調講演、ワークショップでの指定発言、グループ討議を通じて様々な提案がなされた。

いかなる場面、いかなる地域においても「児童の権利」を基盤とした対応は必須であり、指定発言からは解決のキーワードとして、「認識の変容」、「前向きな子育て」「連携」が抽出された。さらにワークショップでは、3つの場面（家庭、学校、地域）における対応策が検討され、それぞれの場面で「児童の声に耳を傾ける」、「言葉による児童への説明」などより具体的な提案がなされた。「教育」、「啓発」「予算」、「法律」、「ソーシャルネットワーク」等のキーワードが追加された。今後は、組織的に行動計画案になるまで検討することが必要である。本稿では、「意識の変容」、「あらゆる体罰を禁止する法律」、「前向きな子育て」の3点について追記する。

(1) 意識の変容

体罰は児童の権利委員会によって、あらゆる体罰からの保護に対する児童の権利に関するその一般的意見8号の中で定義されている。委員会による定義では「有形力が用いられ、かつ、どんなに軽いものであっても何らかの苦痛、または不快感を引き起こすことを意図した罰」とされ、児童虐待の視点と同様に、体罰においても行為者の観点ではなく、児童の視点での認識が求められる。

国連児童の権利条約（第19条）

「締約国は、(両)親、法定保護者または児童を養育する」他の者による児童の養育中に、あらゆる形態の身体的または精神的な暴力、侵害または虐待、放任または怠惰な取り扱い、性的虐待を含む不当な取り扱いまたは搾取から保護するためにあらゆる適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる。」

一般的意見（第8号）

各国の条約遵守状況を監視する委員会は、「暴力」に体罰が含まれることのほか、全締約国が「児童に対するあらゆる体罰と、その他のあらゆる残虐または品位を傷つける形態の罰を排除するため、速やかに処置を講じる」義務を負っている。

(2) あらゆる体罰を禁止する法律

1979年にスウェーデンで制定された法律は、児童への体罰と屈辱的な扱いの禁止を盛り込んだ親子法改正案である（親子法第6章第1条）。記述内容は、「子どもは世話をされ、安全と質の良いしつけを享受する権利を有する。子どもはその人格と個性を尊重されながら接せられなければならない、体罰にも、その他のいかなる屈辱的な扱いにも、あわせてはならない」というものである。35年間のスウェーデンの歩みは「体罰に対する肯定的な態度」と「体罰行為」がともに10%に減少したことからも証明されている。

しかし、「家庭における体罰を禁止することの第一の目的は、親を罰することではなく、親を啓蒙して暴力を用いないしつけに移行させることである」と強調することが不可欠である。多くの親を起訴し判決を下して、刑務所に送ったり罰金を科したりすることは児童の助けにならない。したがって、法自体または関係者全員への指針のいずれかの中で、親を告発して起訴することは、児童の最善の利益のために欠かせないと判断される場合に限り追求されるべきであるとはっきりと強調する必要がある。

スウェーデンの法律（親子法第6章第1条 1979年改正案）

「子どもは世話をされ、安全と、質の良いしつけを教授する権利を有する。
子どもはその人格と個性を尊重されながら接せられなければならない、体罰にも、
その他のいかなる屈辱的な扱いにも、あわされてはならない」

「」で記載した法律の内容は、以下のことを意味します。

- ・暴力から守られるという全人類の権利が児童にもあてはまる
- ・育児において腕力は許される」と合法的に主張することはできない

(3) 前向きな子育て

CITフォーラムの基調講演を担当したパイス氏は、フォーラムに先立って次のコメントを残している。「家族は、暴力の防止や年少の児童の保護において主たる役割を果たす。家族の愛情、愛着と支持的な助言は児童の信頼心と自信の発達を助ける。つまり、自尊心を育み、困難に打ち勝つ能力を与え、暴力に頼ることなく争いを解決する責任感の向上を促進する。幼少期から児童が健やかに育つ環境を与え、育児責任にある家族や養育者を支援することは、児童の発達と暴力からの保護にとって重要なことである」。

まさしく、「前向きな子育て」といえるものである。ISPCANは、2年に1度本部主催の「Denver Thinking Space」という名称で、その時期のトピックスをテーマに選び、現地またはWebミーティングを開催している。CITフォーラム後に選ばれたテーマは、「前向きな子育て—児童に対する暴力を防ぎ、暴力の悪しきサイクルを打ち破ろう—」である。今後世界規模で「前向きな子育て」のあり方が注目され、父母を中心とする養育者に、すべての児童に対する具体的で、前向きな育児プログラムが提供されることが望まれる。

4. あらゆる暴力（体罰）の撲滅への提言の試案

対象

- ◆あらゆる児童：すべての児童は、養育者の加護のもと健やかな成長、発達が保障される環境が求められる。健康な児童はもちろんのこと、特に弱い立場にある「障害のある児童、虐待ハイリスクにある児童、発達につまずきのある児童など（チルドレンインニード）」は、きめ細やかな配慮が必要である。このような児童には、少数民族の児童、貧困・飢餓環境にあるものや、慢性の疾病・発達障害の児童が含まれる。

- ◆あらゆる場面：児童が生活する家族・家庭、社会的養護（乳児院・幼児院、児童施設、里親）、保育園・幼稚園、学校、地域などである。
- ◆あらゆる種類：暴力、虐待、体罰など身体的なもの、そして児童の品位を傷つける行為・言動が含まれる。

認識

- ◆児童の視点：児童の権利条約に基づく児童の4つの権利（生存、発達、保護、参加）が、大人の権利（人権）と同等に扱われる必要がある。
- ◆体罰の定義：体罰は、児童の心身の発育・発達に重大な影響を及ぼすものであり、大人のいう指導的教育（しつけ）の手段として、身体的な行為・接触はもちろんのこと、児童の品位を傷つける言動も、慎まれるべきである。
- ◆有害なものの判断：児童への行為・言動が児童にとって有害なもの、あるいはその可能性があるものの判断は、歴史的背景、慣習、社会通念、文化の影響を受けるため、個人的判断、主観的判断のみにゆだねるのではなく、第三者的（客観的）判断として、識者の意見、エビデンスに基づく研究結果を参考にすることが望まれ、多領域的、監査的判断が必要なことがある。

基盤の整備

- ◆法律の制定：児童への懲戒の概念（懲戒権を法文で認容するなど）を排除し、あらゆる暴力を禁止する法律を制定 → 法律の周知
- ◆教育の機会：いのちの大切さの教育、児童の権利を学ぶ機会 → 幼年期からの導入
- ◆育児支援： → ペアレンティング、ペアレント・トレーニング「前向き子育て」
- ◆定期的な調査：児童の成長・発達に関する調査 → 児童に関する調査・研究

具体的な対応

- ◆法律の周知
 - ・広報、キャンペーン、スローガンなどメディアの利用や生活品への印刷
- ◆教育の導入
 - ・予防措置の強化、学校教育の利用
- ◆ペアレンティングプログラム
 - ・「前向き子育て」
- ◆児童に関する調査・研究
 - ・死亡率等の基本調査、保健・衛生的調査、暴力や虐待等に関する調査（ICAST等）、エビデンスに基づく調査研究

多領域・他職種の関与

添付資料①

本資料は、「CHILD ABUSE AND NEGLECT- Challenges and Opportunities- (Strivastava RN, Seth R, Niekerk J. 編, 2013) (p.138-142) に掲載された章を、今回の研究のために翻訳したものである。なお、掲載については著作権を所有している JAYPEE Ltdの許可を得ている。

Corporal Punishment: Movement to Prohibit and Eliminate all Corporal Punishment of Children

児童に対するあらゆる体罰の禁止・撲滅運動

ピーター・ニューウェル (Peter Newell)

児童に対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ

児童に対する体罰は普遍的で世界的な問題である。児童はこのような罰を、日々の生活の中で最もよく直面する形態の暴力と見なしている。暴力的で屈辱的な罰は、今でも世界のほとんどの国々の児童の日常体験である。完全に禁止し、長期にわたる意識向上および公衆教育によって組織的に取り組まない限り、これは継続するであろう。

体罰は、児童の権利委員会によって、あらゆる体罰からの保護に対する児童の権利に関するその一般的意見8号の中で定義されている。委員会は「体罰」を「物理的な力が用いられ、かつ、どんなに軽いものであっても何らかの苦痛、または不快感を引き起こすことを意図した罰」と定義している。大半は手または道具(鞭、棒、ベルト、靴、木製スプーンなど)で児童を叩くことを伴う。委員会は、大人が児童を故意に傷つけるために編み出してきたその他の多くの方法のリストを作り続けている。そして、こう結論付けている。「当委員会の見解では、体罰は不変の屈辱的行為である。その他に、同じく残酷で屈辱的であるために条約に抵触する身体的ではない形態の罰もある。こうしたものの中には、貶す、自尊心を傷つける、侮辱する、罪をきせる、脅す、怖がらせる、嘲るなどの罰が含まれる」。

幼児を含む児童が、アジアや他の国々で、しつけに見せかけたこの暴力の受容と合法性によって、親や教師——愛し尊敬したい人々がもたらした傷に対し、ますます声を上げている。現在、あらゆる地域で多くの研究がある。2011年3月、低・中収入国37か国におけるインタビュー調査を扱った「家での子どものしつけ方 (Child disciplinary practices at home)」とやや遠慮がちに名付けられたユニセフの報告書がジュネーブで発行された。この報告書では、概してすべての国で、年齢2～14歳の児童の平均4人中3人がある種の暴力によるしつけを受けていたことが言及されている。そして児童の17%が最も重度の形態の体罰に直面している。こうした状況は高収入国家でも同様である。報告書の最初の勧告は明確である。「家庭内を含むすべての環境における児童に対するあらゆる形態の暴力の法的な禁止を確実にし、有効な強制措置を支援する」。この研究には母親または主たる養育者による自己報告が含まれていたことから、明らかに、児童の実際の経験が過小評価されていることが分かる。

どの国にも暴行に関する刑法があり、人は故意に叩かれて傷つけられることから保護されている。しかし、児童のことになる、ほとんどの国々では、法は依然として被害者である児童の周りにではなく加害者である大人の周りに保護円を描く。したがって、あらゆる体罰を禁止するには、「正当な」罰や「合法的な」矯正というあらゆる弁明と抗弁をなくすことが必要である。その後は、それがしつけに見せかけられているかを問わず、児童は大人と同じように暴行から保護されるようになるであろう。

あらゆる体罰を禁止する目的は、態度や慣習を変えること、親、教師、他の養育者を「暴力による罰」から「効果のある前向きな形態のしつけ」へと移行させることでなければならない。より多くの親を罰することが目的ではない。それでは、当然のことながら児童のためにならないからである。したがって、児童を叩

いたり故意に傷つけることは、他の誰かを叩くことと同じくらい合法でも容認できるものでもないという極めて明白かつ明確なメッセージを法が送る必要がある。これは、どの妥協案が有用または容認可能であるかという問題ではない。私たちは女性または高齢者に対するあらゆる暴力を非難して禁止することに妥協しない。それではなぜ児童では妥協するのであろうか。体罰、特に家庭での体罰を禁止するための法改正を後回しにして、社会的態度の変化を見守るだけにすべきであると提案する者もいる。現在、女性に対する暴力に関して、男性の生活や態度が変化し、アンガーマネジメントを完璧に身につけることのできるプログラムが完成し、完全雇用が達成されるまで、女性に対する家庭内暴力を禁止するのを後回しにすべきであると議論する者はいない。同様に、児童に対する暴力への態度の変化を待つことも容認することはできない。児童を攻撃したり故意に傷つけたりすることが容認されると法が述べる限り、非暴力的な育児や教育を促進する試みはどうしても弱体化されるであろう。法改正だけではほとんど成し遂げることはできないので、前向きで非暴力的な関係を作ることや保護に関する法および児童の権利と体罰の危険に関する包括的な意識向上と教育を結び付けなければならない。

体罰の禁止は、差し迫った人権上の義務である。体罰の完全な禁止が達成されている30カ国のすべてにおいて、制定時に大多数の大衆および親の見解は禁止に反対であり、それはしばしば大規模であった。これらの国々では、政治家や法学者を説き伏せて行動させている。彼らはしばしば世論に先立って人権上の義務と専門家の見解に基づいて社会問題に対して行動しなければならないからである。何よりもまず必ず法を教育ツール、予防ツールとして見なすべきである。

多くの国々で、家庭・家族、またそれに代わる養護施設、学校および矯正施設に在存する児童に対する故意の懲罰的暴力の程度がごく最近になってようやく見えるようになった。それは大きな前進である。なぜなら、一旦見えるようになると、児童を故意に叩いたり傷つけることを擁護することがきわめて難しくなるからである。視認性により、体罰および他の残酷または屈辱的な形態の罰の合法性および社会的受容が人権侵害であり、現在、国際的および地域的人権監視機関によって非難されているということが地域およびシステム全体で認識されるようになった。児童の権利条約はほぼ普遍的（アジア太平洋の全国家を含む193か国）に批准されている。条約は国に「あらゆる形態の身体的・精神的暴力」から児童を保護することを要求しており、たとえば児童の権利委員会はその一般意見8号の中で「『あらゆる形態の身体的または精神的暴力』が児童に対するいかなるレベルの合法的な暴力の余地も残していないことに少しの曖昧さもない」ことを強調している。体罰とその他の残酷または屈辱的な形態の罰は暴力の形態であり、国家はあらゆる適切な法的、行政的、社会的および教育的措置を講じてこれを撲滅しなければならない。

委員会はほぼ全アジアを含む、世界160か国以上に対してあらゆる体罰の禁止を勧告しており、著者の母国とその他の多数の国々に3回勧告している。現在、他の国際連合人権条約機関は一貫して拷問禁止委員会を含む児童の権利委員会と同じ意見である。同様に、各国の全ての人権記録がジュネーブの人権理事会の新しい普遍的定期的審査プロセスで検討されるときにも、児童に対するあらゆる体罰を禁止する不変の勧告が行われている。体罰問題は110か国以上の審査で取り上げられ、30か国以上が、禁止すべきだとする他国の提案を受け入れた。

アメリカとアフリカでは、地域的人権システムもあらゆる体罰を非難し、禁止を推奨している。2008年に、欧州評議会はその47加盟国全体に明確な禁止運動を立ち上げた最初の主要な政府間機関となった。47加盟国中22か国が完全な禁止を達成しているが、評議会が最強の人権機構である欧州人権裁判所を包含しているという事実がこのことと大いに関係している。

8か国の政府および市民社会の代表と2名の児童代表から成る南アジア地域協力連合（SAARC：South Asian Association for regional Cooperation）には、児童に対するあらゆる暴力を終わらせるための南アジアイニシアチブ（SAIEVAC：South Asia Initiative to End All Violence against Children）というプロジェ

クトがある。SAIEVACは、あらゆる体罰の禁止および撲滅のための地域キャンペーンを立ち上げることを優先することに同意し、地域全体にわたるその進捗に関する地域報告書も承認した。国連事務総長による児童に対する暴力に関する研究の一環で、タイおよび南アジアを代表して、イスラマバードで地域協議会が開催された。いずれも、児童が積極的に参加してあらゆる体罰の禁止に対する賛成の声を強く上げた。南アジアでは、国々が法改正を進める公約をし、翌年パキスタンでのフォローアップ会議でも繰り返された。SAARC加盟8か国においては一部、例えばインドでは学校、養護施設および矯正施設で、バングラデシュでは昨年最高裁判所の命令により学校で、体罰の禁止に関して若干の進歩が見られている。うまくいけば、SAIEVACにより事態の進展が加速されるであろう。心強いことに、児童の権利委員会に送られたばかりのインドの定期的報告により、あらゆる環境での禁止の明白な公約が行われていることが確認された。インドがその4億2000万人の児童に対して完全な禁止を達成した場合、当然のことながら世界統計に変換されて、キャンペーンに真のはずみがつくであろう。

現在、児童に対する体罰の有害な影響は十分に調査されており、100以上の研究がその発達に関する結果を審査している。結果は著しく一貫している。体罰は児童の攻撃性および反社会的行動のレベルの上昇と関係しており、この関係は大人になっても継続する。身体的罰により肯定的な長期結果が生じることを示す研究結果はない。いずれの結果も児童の発達に否定的な影響を及ぼすことが明らかになっている。女性に対する暴力の禁止を議論するとき、私たちはその影響への調査を探さない。それは女性への侮辱となるであろう。この児童に対する故意による暴力を非難するために、その害を証明しなければならないと示唆することも同じように児童への侮辱である。これは人権侵害である。児童の実情調査は主張のために有益であるが、これ以上の調査は本当に必要でない。

児童の権利の極度の侵害と、インドを始めとする多くの国々の児童が今もまだ極端な形態の暴力に直面していることを考慮すると、体罰に異議を申し立ててそれを終わらせることがなぜそれほど重要なのであろうか。体罰は児童に対する最もよく見られる形態の暴力ではあるが、私たちは特定の形態の暴力に取り組んでいるだけではない。児童の権利委員会がその一般的意見の中で主張しているように、体罰を終わらせることは児童に対するあらゆる形態の暴力を終わらせるための基本的な戦略である。児童の人間としての尊厳と身体の健全の侵害が容認されるという概念は、「児童の利益の最優先」を今なお示唆している者がいるにも関わらず、性的搾取を含む、他のすべての種の極度の虐待をより起こりやすくかつ容易にする。その法と社会的態度が今なお児童に対する暴力による罰を容認しながら、有効な児童保護システムを有しているふりをする国はない。児童に対するあらゆる合法的な暴力を終わらせることが児童保護の唯一の安全な基盤である。

ISPCANからグローバルイニシアチブの目的を支持する署名を得るために10年以上のかなり系統的なロビー活動が必要であった。UKでも他の国々でも、「児童を攻撃したり故意に傷つけたりすることは他の誰かを攻撃することと同じように非合法的であり容認されない」と親にはっきりと伝えることができれば、児童保護の専門家の仕事が変わるのだということを確認させることは非常に困難であった。非合法であるとはっきり言えないうちは、あまり激しく叩いてはいけない、頭を避けなさい、あざをつけてはならないなど言わざるを得なかった。

体罰は、誰もがその存在に気付いているが、見て見ぬふりをされている児童保護の問題だと言える。体罰は身体的虐待である。精神病を患っている加虐的な親が楽しみのために行っている場合もごくわずかな割合であるかもしれない。しかし、多かれ少なかれ、体罰はいずれも罰、コントロールまたはしつけとして行われる。著者は「虐待」の概念が児童に極めて悪く働いていると思う。女性に対する暴力を説明し取り組む状況において対比はないし、「虐待」と「しつけ」の間に線を引き、区別を定義するような試みもない。とはいえ、かつてはもちろん存在し、夫が妻を打つのに許される棒の太さを定める大まかな法があったのだが。児童に

関しては、その区別がいつまでも残っており、多くの児童保護ワーカーが児童虐待と身体的罰とを2つの別々の箱に入れたがっている。

毎年、体罰により、あらゆる地域で多くの児童が死に、自宅にいる乳児や幼児を含む、さらに何千人もの児童が重傷を負う。しかし、それを非合法とする児童保護の背景の有無にかかわらず、日常的に懲罰的暴力が受容され、合法とみなされていることは、私たちの社会において、児童が人ではなく所有物として扱われているということを象徴している。

日常的な家庭内暴力に取り組むことが女性の解放および保護の基本であったように、児童の場合もそうである。私たちがあらゆる体罰に取り組むときには、どんなに軽いものであっても、人間の尊厳と身体的完全性が尊重される児童の平等の権利を追求している。これは児童の地位を向上させ、児童が私たちと並んで権利者であるという認識と尊重を得るために、最も基本的なことである。

私たちが女性に対する暴力を終わらせるためのキャンペーンとの対比を用いると、人々は「でも、子どもは違う」と答える。もちろん違う。家庭でのほとんどの体罰の犠牲者であることが調査によって示唆されている乳幼児は、とても小さく、とてもか弱いという点で違う。児童の傷つきやすさ、発達状況、大人への依存、特に自力で保護を求める際に直面する大きな困難。これらの違いはいずれも児童には法やその他の保護よりも多くのものが必要であることを示唆している。

これは児童にとって変容性のある問題である。もし私たちが政府と議会に対して、人権上の義務と専門的なアドバイスを受け入れて明確な禁止を速やかに実施するよう説得できるならば、児童への態度を変化させることができ、児童への暴力を激減させることができる。同じく、法改正をリンクさせて家族および児童のあらゆる接点を用いて法および児童の保護される権利、体罰の危険性および児童との肯定的で非暴力的な関係の原則に関して基本的なメッセージを送る。これらはさほど面倒なことではない。

ほとんどの親は、我が子のよい行動と責任感を育てるにはどうすればよいかを知っている。著者は、国が親および児童と接触するすべての場面で、この教育プロセスを組み込むことを提唱しているが、出生届の提出は、叩かれない権利を始めとする児童の権利に関してごく基本的で簡単なメッセージを送る機会となりうると常に提案している。出生前や出生後には、あらゆる要素の公共医療サービスのあらゆる種類の接触がある。たとえば予防接種などでも児童に対する暴力の予防として、児童を叩かないことや暴力を衝突の解決方法と見なすメッセージを送らないことを意味するスローガンを使用することもできよう。その他に、就学前、入学時、将来の親たちのための学校カリキュラムなどの機会がある。前向きな育児や学校における前向きな行動管理を促進するためのNGOのイニシアチブは、もちろん大変喜ばれる草分けである。しかし、従来の姿勢を変革する作業では、教育プロセスを普遍化させ、それをかなり長い期間にわたって維持する必要がある、そのためには政府の関与が要求される。

「家庭における体罰を禁止することの第一の目的は、親のしつけを、罰や暴力によるものから、啓蒙的なものに移行させることである」ことを強調することが不可欠である。多くの親を起訴し判決を下して、刑務所に送ったり罰金を科したりすることは児童の助けにならない。したがって、法自体または関係者全員への指針のいずれかの中で、親を告発して起訴することは、児童を重大な害から保護し、最大の利益を確保するために欠かせないと判断される場合に限り追求されるべきであるとはっきり強調する必要がある。児童の権利委員会はその一般意見8号の中で詳細な指針を提供している。

世界的には、真の進歩があり、人権に関するコンセンサスが得られつつある。Paulo Pinheiro教授が指揮する児童に対する暴力に関する国連事務総長の研究では、重要な勧告としてあらゆる体罰の禁止が強調された。児童に対する暴力に関する国連事務総長特別代表であるMarta Santos Paisは、世界的提唱者としてのその権限内で体罰を含むあらゆる暴力の禁止を重要な優先事項として採用している。

人権に関するコンセンサスと国連研究のフォローアップにより法改正が加速している。世界中で30か国が

家庭内を含むあらゆる体罰の完全な禁止を実施している。ごく最近ではポーランド、ケニア、チュニジア、そして最新の国連加盟国の南スーダンで実施されている。6900万人の児童がいるブラジルは、できれば今年の年末前にこの改正を達成する最初の大きな国家になる用意ができています。2007年に、ニュージーランドはすべての環境における体罰を禁止したこの地域の最初の国家、そしておそらくもっと重要なことにその最初の英語圏の国になった。フィリピンの下院にはあらゆる環境で体罰を禁止することができる法案がある（もしくは私が最後に聞いたときにはあった）。

世界中の大多数の国家（120か国）が学校での体罰禁止を達成している。113か国では児童の矯正施設におけるしつけの方法として体罰が禁止されている。しかし、全アジア太平洋の一部を含む少なくとも42カ国は今なお児童の加害者（一部の判例では8歳もの幼さであった）に体罰（鞭打ち）の判決を下すことを認可している。また、あらゆる種類の代替的養護環境では、37か国しか明白な禁止を達成していない。私たちのウェブサイト（www.endcorporalpunishment.org）に世界各国における進歩と個別の報告の全詳細とが掲載されている。

どの場所でも最大の取り組みは、ほとんどの人にとって、この問題が強力な、しばしば痛みを伴う個人的な側面を有するということである。ほとんどの大人は子どもの頃に親に叩かれていた。ほとんどの親は自身の成長期の子どもを叩いている。私たちは自分の親を、あるいは自分自身の育児を悪く思いたくない。そのために、この問題を平等や人権のひとつとして見ようとするのがなおさら難しくなる。

地域を問わず、こう答えられることがしばしばある。「でも、体罰は私たちの文化の一部なんですよ」と。まるで、私の国の文化の一部ではないかのように。植民地時代の過去のイギリスは、奴隷制度や武装占拠の背景として、若者のための学校や矯正システムの発展において、また一部の伝道教育において体罰の使用を促進するために多くのことを行った。伝統的な英国コモン・ロー（習慣法）の「正当な折檻」の抗弁は、全アジア太平洋地域の多くを含む、世界の70か国以上の法律に存在している。深く恥ずべき遺産である。

イギリスとその他多くの国々における別の難題は、一部の大人が彼らの宗教により体罰を使用する権利を与えられている、あるいはそれが義務であるとさえ信じていることである。国際的な人権文書では、信教の自由に対する権利が支持されている。しかし、信念により、人間の尊厳と身体の健全の権利を含む、他者の権利を侵害する活動を行うことはできない。宗教によりいかなる種類の暴力にも威厳または正当性を与えることはできない。このことは女性に対する暴力に関してますます認められており、児童についても認められねばならない。現在、キリスト教やイスラム教を含む、すべての信仰の尊敬すべき指導者、仏教やヒンドゥー教の学者たちが児童に対するあらゆる暴力に関してますます声を上げており、あらゆる体罰の禁止と撲滅を支持している。

児童への暴力や屈辱的な罰の拒絶を達成することは、単に児童のためだけでなく、より平和的で非暴力的な人間社会への発展のために必要である。

参考

あらゆる体罰を終わらせるためのグローバルイニシアチブは2001年に現在の欧州評議会人権高等弁務官 Thomas Hammarberg と著者自身によって体罰に対する人権コンセンサスを強調し使用するために、また技術的援助により地域的・国家的なキャンペーンを支援するために立ち上げられた。e ニュースレターを大体2ヵ月に1回配布している（<info@endcorporalpunishment.org>から入手可能）。

添付資料②

本資料は、和歌山県立医科大学保健看護学部の平成26年度授業「研究Ⅱ」で実施した調査研究結果を、本研究のためにまとめたものである。なお、掲載については著者の許可を得ている。

児童虐待の現状についての調査研究 ～医療系大学生の振り返り調査～

中谷奈央、丸さくら、柳川敏彦
和歌山県立医科大学保健看護学部

I. はじめに

厚生労働省によると、全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度は11,631件¹⁾であったのに比べて、平成25年度は73,802件²⁾と6.3倍に増加している。また、虐待によって児童が死亡した件数についても、平成24年度は85例99人と高い水準で推移している。虐待防止法によって虐待の認識が広まり、発見・通告の認識の普及、ネットワークの構築がなされたものの、機能を発揮できていない実態がある。現在も虐待が増え続けているということを知り、身の回りで起きている虐待の現状について知りたいと考えた。また、藤山ら³⁾によると、看護基礎教育を受けることで児童虐待についての意識が高まるということが報告されている。医学・看護的な教育を受けることで、虐待についての知識や関心が高まり、自身の教育方針に対する捉え方にも変化があると考えられる。そこで、学生を対象に幼児から18歳になるまでの生活の中で受けた暴力的なこと、あるいは不快な経験について調査し、研究したいと考えた。

II. 目的

本研究の目的は以下の2点である。

- 1) 18歳までに受けた児童虐待の実態を明らかにすること。
- 2) 同じ文化圏にある韓国の虐待の現状を本研究の結果と比較し、実態を明らかにすること。

III. 研究方法

- 1) 対象：和歌山県立医科大学医学部（1回生97名、2回生103名）、保健看護学部（1回生80名、2回生79名）の学生を対象とした。
- 2) 調査時期：2014年4月
- 3) アンケート（自記式）
 - (1)方法：ISPCAN（国際子ども虐待防止学会）により作成された若年成人用児童虐待スクリーニングツール（幼児から18歳になるまでの間の生活について、児童に起こる可能性のある暴力的なこと、あるいは不快な経験について問う質問用紙）を使用した。このアンケートは世界各国で実施されており、後に使用する韓国のアンケート結果についても、同じアンケートを使用した。
 - (2)基本属性：性別、年齢、きょうだいの有無、通学年数、生活場所、労働状況の6項目について尋ねた。
 - (3)アンケート内容（表1）：幼児期の身体的・心理的・性的虐待経験について、「はい」「いいえ」「思い出せない」およびその回数や時期、加害者、被害の程度、その行為に対する被害者の捉え方について選択肢を設けた。また、回収した中から全項目で「思い出せない」または無回答の場合「いいえ」の回答と捉え調査した。
- 4) 分析方法：学年による差、学部による差、男女による差、きょうだいの有無による差、きょうだいの位置づけによる差の有意差検定は χ^2 検定を行った。得られたデータはSPSS Ver.16を用いてデータ処理

表1. アンケート内容

身体的虐待	心理的虐待	性的虐待
叩かれた 殴られた	侮辱 批判された	性器を見せられた
蹴られた	愛していないと言われた	裸でホーズをとらされた
物で叩かれた	「生まれてこなければよかったのに 死んでほしい」と言われた	性器を触られた
揺さぶられた	怪我させる 殺すと脅された	性器を触らせられた
切られた 刺された	捨てる 家に入れないと脅された	性交させられた

を行った。

- 5) 倫理的配慮：調査対象者に研究の趣旨、匿名性の保障、自由参加であり参加後でも途中でやめる権利を有すること、調査に協力しなくても不利益を得ないことを書面と口頭で説明し、得られたデータは研究および研究発表以外では一切使用しないことを依頼文書に明記した。また、アンケートは配布し、記入してもらい、その場で回収した。なお、本研究は和歌山県立医科大学の倫理委員会で承認後開始した。

IV. 結果

1) 医学部と看護学部の概要 (表2)

アンケートを配布した359人中全員から回収できた。本研究対象者の平均年齢は20.8歳であり、男女の人数割合は男性が149人(41.5%)、女性が210人(58.5%)であった。学部別にみると、医学部は男性が136人(68.0%)で女性が64人(32.0%)と男性の割合が高いが、看護学部は男性が13人(8.1%)で女性が146人(91.8%)と圧倒的に女性の割合が高い。なお、各学部の学年ごとの結果にはほとんど差がみられなかったため、以下医学部の1回生と2回生を合わせて医学部、看護学部の1回生と2回生を合わせて看護学部とする。

表2. 医学部と看護学部の概要

	医学部		看護学部		全体
	1回生	2回生	1回生	2回生	
平均年齢	21.6	21.4	19.2	20.2	20.8
男性人数	136(68.0%)		13(8.1%)		149(41.5%)
女性人数	64(32.0%)		146(91.8%)		210(58.5%)

質問紙の内容項目別の信頼度クロンバック係数は、質問全体、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順に $\alpha = 0.71, 0.75, 0.55, 0.94$ であった。

2) 学部比較

(1) 虐待経験の有無について (表3)

身体的・心理的・性的虐待の中で、被虐待者合計は心理的虐待が29.0%と最も多かった。項目別で見ると、

表3. 学部別 虐待経験の有無

行為	医学部	看護学部	合計	被虐待者合計(注)	p値	
身体的虐待	叩かれた 殴られた	21(10.5%)	17(10.7%)	38(10.6%)	45(12.5%)	n.s.
	蹴られた	8(4.0%)	7(4.4%)	15(4.2%)		n.s.
	物で叩かれた	3(1.5%)	0(0.0%)	3(0.8%)		n.s.
	揺さぶられた	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)		
	切られた 刺された	4(2.0%)	1(0.6%)	5(1.4%)		n.s.
心理的虐待	侮辱 批判された	42(21.0%)	36(22.6%)	78(21.7%)	104(29.0%)	n.s.
	愛していないと言われた	3(1.5%)	2(1.3%)	5(1.4%)		n.s.
	死んでほしいと言われた	3(1.5%)	4(2.5%)	7(1.9%)		n.s.
	怪我させる 殺すと脅された	5(2.5%)	3(1.9%)	8(2.2%)		n.s.
	捨てる 家に入れないと脅された	25(12.5%)	28(17.6%)	53(14.8%)		n.s.
性的虐待	性器を見せられた	3(1.5%)	7(4.4%)	10(2.8%)	16(4.5%)	n.s.
	裸でホーズを取らせられた	0(0.0%)	2(1.3%)	2(0.6%)		n.s.
	性器を触られた	0(0.0%)	5(3.1%)	5(1.4%)		*
	性器を触らせられた	0(0.0%)	2(1.3%)	2(0.6%)		n.s.
	性交させられた	0(0.0%)	3(1.9%)	3(0.8%)		n.s.

(注)各虐待項目の中で「1つでも「はい」と答えた者の人数を表す * $p < .05$

: χ^2 検定

医学部(N=200)
看護学部(N=159)

両学部共に「侮辱・批判された」という項目が約20%と多く、次に「捨てる/家に入れないと脅された」という項目が15%前後であった。また、身体的虐待について、両学部共に「叩かれた、殴られた」という項目が約10%と最も多く、「物で叩かれた」の項目について、はいと答えた人はほとんどいなかった。性的虐待について、看護学部ではすべての項目にははいと答えた人がいたが、医学部では、「性器を見せつけられた」という項目以外は、はいと答えた人はいなかった。

(2)暴力の妥当性と回数の認識について (表4)

身体的虐待について自身の受けた暴力が妥当であるかどうかという質問に対し、虐待を受けたが、しつけであり妥当であると答えた人の割合 (妥当である/暴力を受けた者の和)が医学部は77.0%と看護学部は87.3%で差はない (n.s.)。また、自身の受けた暴力の回数の認識について、「大多数の子供と比べて相当少ない」「若干少ない」「同程度」と答える割合 (相当少ない+若干少ない+同程度/未回答を除く各学部の人数) が医学部は91.9%、看護学部は86.8%であり、両学部共に、ほとんどの学生が自身の受けてきた暴力行為は大多数の子供と比べると相当少ない・若干少ない・同程度と答えている。

表4. 学部別 暴力の妥当性と回数の認識

認識のカテゴリ	医学部	看護学部	合計	p値(注)
傷つけられたことはない	110(55.0%)	72(45.3%)	182(50.7%)	n.s.
殴られたり、叩かれた(しつけであり、妥当である)	67(33.5%)	69(43.4%)	136(37.9%)	
殴られたり、叩かれた(しつけであるが、妥当でない)	11(5.5%)	7(4.4%)	18(5%)	
殴られたり、叩かれた(しつけではなく、正当化されていない)	9(4.5%)	3(1.9%)	12(3.3%)	
未回答	3(1.5%)	8(5.0%)	11(3.1%)	
大多数の子供と比べて相当少ない	88(44.0%)	58(36.5%)	146(40.7%)	/
大多数の子供と比べて若干少ない	24(12.0%)	22(13.8%)	46(12.8%)	
大多数の子供と比べて同程度	70(35.0%)	51(32.1%)	121(33.7%)	
大多数の子供と比べて若干多い	15(7.5%)	19(11.9%)	34(9.5%)	
大多数の子供と比べて相当多い	1(0.5%)	1(0.6%)	2(0.6%)	
未回答	2(1.0%)	8(5.0%)	10(2.8%)	

(注)暴力を受けた者のうち、妥当である・妥当でない (正当化されていないを含む)の2項目で χ^2 検定を行った

医学部(N=200)
 看護学部(N=159)

(3)侮辱や脅しの妥当性と回数の認識について (表5)

心理的虐待について、虐待を受けたが、しつけであり妥当であると答えた人の割合 (妥当である/暴力を受けた者の和) が医学部68.1%と看護学部74.2%で、差はなかった (n.s.)。また、回数の認識についても、「大多数の子供と比べて相当少ない」「若干少ない」「同程度」と答えた割合 (相当少ない+若干少ない+同程度/

表5. 学部別 侮辱や脅しの妥当性と回数の認識

認識のカテゴリ	医学部	看護学部	合計	p値(注)
侮辱されたことはない	115(57.5%)	83(52.2%)	198(55.2%)	n.s.
侮辱されたり、脅された(しつけであり、妥当である)	45(22.5%)	46(28.9%)	91(25.3%)	
侮辱されたり、脅された(しつけであるが、妥当でない)	8(4.0%)	7(4.4%)	15(4.2%)	
侮辱されたり、脅された(しつけではなく、正当化されていない)	13(6.5%)	9(5.7%)	22(6.1%)	
未回答	19(9.5%)	14(8.8%)	33(9.2%)	
大多数の子供と比べて相当少ない	85(42.5%)	68(42.8%)	153(42.6%)	/
大多数の子供と比べて若干少ない	23(11.5%)	13(8.2%)	36(10.0%)	
大多数の子供と比べて同程度	60(30.0%)	47(29.6%)	107(29.8%)	
大多数の子供と比べて若干多い	10(5.0%)	15(9.4%)	25(7.0%)	
大多数の子供と比べて相当多い	3(1.5%)	1(0.6%)	4(1.1%)	
未回答	19(9.5%)	15(9.4%)	34(9.5%)	

(注)暴力を受けた者のうち、妥当である・妥当でない (正当化されていないを含む)の2項目で χ^2 検定を行った

医学部(N=200)
 看護学部(N=159)

未回答を除く各学部的人数)が医学部は92.8%、看護学部は88.9%であり、両学部ともに約90%を占めている。

3) 性別比較

(1) 虐待経験の有無について (表6)

心理的虐待について、虐待を受けたと答えた割合(心理的虐待各項目の和/各性別の数×5項目)は、男性が6.0%、女性が10.1%であり女性の方が高い割合を示す。項目別で見ると「侮辱・脅された」と答えた人は男性が18.1%、女性が24.3%であり、男女共に多かった。また、身体的虐待については受けたことのある人の割合が男性では4.2%、女性が2.9%と、男性の方が虐待を受けたと答える割合が若干高く、項目別で見ると「叩かれた/殴られた」という項目に特に男女差が見られた。性的虐待について、女性は性的虐待経験があると答えた人がいるのに対し、男性は全ての項目で性的虐待を受けたと答えた人はいなかった。

表6. 男女別 虐待経験の有無

行為	男性	女性	p値
身体 叩かれた 殴られた	19(12.8%)	19(9.0%)	n.s.
蹴られた	6(4.0%)	9(4.3%)	n.s.
物的 物で叩かれた	3(2.0%)	0(0.0%)	n.s.
虐待 揺さぶられた	0(0.0%)	0(0.0%)	n.s.
切られた 刺された	3(2.0%)	2(1.0%)	n.s.
心理 侮辱 批判された	27(18.1%)	51(24.3%)	n.s.
愛していないと言われた	0(0.0%)	5(2.4%)	n.s.
的 死んでほしいと言われた	1(0.7%)	6(2.9%)	n.s.
虐待 怪我させる 殺すと脅された	4(2.7%)	4(1.9%)	n.s.
捨てる 家に入れないと脅された	13(8.7%)	40(19.0%)	**
性的 生殖器を見せられた	0(0.0%)	10(4.8%)	**
虐待 裸でホーズを取らせられた	0(0.0%)	2(1.0%)	n.s.
生殖器を触られた	0(0.0%)	5(2.4%)	n.s.
生殖器を触らせられた	0(0.0%)	2(1.0%)	n.s.
性交させられた	0(0.0%)	3(1.4%)	n.s.

**p<.01 : χ^2 検定

男性(N=149)
女性(N=210)

(2) 暴力の妥当性と回数の認識について (表7)

身体的虐待について、自身の受けた暴力が妥当であるかどうかという質問に対し、「受けたがしついでであり、妥当である」と答えた人の割合(妥当である/暴力を受けた者の和)が男性は70.3%と女性は89.2%で男性と女性の認識に差があり、女性の方が妥当であると考えた割合が多かった(p=0.002)。また、自身の受けた暴力の回数の認識について、「大多数の子供と比べて相当少ない」「若干少ない」「同程度」と答える割合(相当少ない+若干少ない+同程度/各学部的人数)が男性は94.6%、女性は86.1%であり、男女共に約90%を占めているが、若干多いと感じている割合は男性よりも女性が多かった。

表7. 男女別 暴力の妥当性と回数の認識

認識のカテゴリー	男性	女性	合計	p値(注)
傷つけられたことはない	84(56.4%)	98(46.7%)	182(50.7%)	**
殴られたり、叩かれた(しついでであり、妥当である)	45(30.2%)	91(43.3%)	136(37.9%)	
殴られたり、叩かれた(しついでであるが、妥当でない)	11(7.4%)	7(3.3%)	18(5.0%)	
殴られたり、叩かれた(しついでではなく、正当化されていない)	8(5.4%)	4(1.9%)	12(3.3%)	
未回答	1(0.7%)	10(4.8%)	11(3.1%)	
大多数の子供と比べて相当少ない	64(43.0%)	82(39.0%)	146(40.7%)	/
大多数の子供と比べて若干少ない	18(12.1%)	28(13.3%)	46(12.8%)	
大多数の子供と比べて同程度	58(38.9%)	63(30.0%)	121(33.7%)	
大多数の子供と比べて若干多い	8(5.4%)	26(12.4%)	34(9.5%)	
大多数の子供と比べて相当多い	0(0.0%)	2(1.0%)	2(0.6%)	
未回答	1(0.7%)	9(4.3%)	10(2.8%)	

(注)暴力を受けた者のうち、妥当である・妥当でない

(正当化されていないを含む)の2項目で χ^2 検定を行った **p<.01 : χ^2 検定

男性(N=149)
女性(N=210)

(3) 侮辱や脅しの妥当性と回数の認識について (表8)

心理的虐待について、男女共に「侮辱・脅されたことがない」と答えた人の割合が半数を占めている。また、自身の受けた侮辱が妥当であるかどうかという質問に対し、「虐待を受けたが、しついでであり妥当である」と答えた人の割合(妥当である/暴力を受けた者の和)が男性は58.3%と女性は78.8%で女性の方が妥当であ

表 8. 男女別 侮辱や脅しの妥当性と回数の認識

認識のカテゴリー	男性	女性	合計	p値(注)
侮辱されたことはない	85(57.0%)	113(53.8%)	198(55.2%)	*
侮辱されたり、脅された(しつけてあり、妥当である)	28(18.8%)	63(30.0%)	91(25.3%)	
侮辱されたり、脅された(しつけてあるが、妥当でない)	9(6.0%)	6(2.9%)	15(4.2%)	
侮辱されたり、脅された(しつけてはなく、正当化されていない)	11(7.4%)	11(5.2%)	22(6.1%)	
未回答	16(10.7%)	17(8.1%)	33(9.2%)	
大多数の子供と比べて相当少ない	61(40.9%)	92(43.8%)	153(42.6%)	
大多数の子供と比べて若干少ない	15(10.1%)	21(10.0%)	36(10.0%)	
大多数の子供と比べて同程度	49(32.9%)	58(27.6%)	107(29.8%)	
大多数の子供と比べて若干多い	6(4.0%)	19(9.0%)	25(7.0%)	
大多数の子供と比べて相当多い	2(1.3%)	2(1.0%)	4(1.1%)	
未回答	16(10.7%)	18(8.6%)	34(9.5%)	

(注)暴力を受けた者のうち、妥当である・妥当でない
(正当化されていないを含む)の2項目でχ²検定を行った *p<.05: χ²検定

男性(N=149)
 女性(N=210)

ると考える割合が多かった (p=0.01)。また、回数の認識については「大多数の子供と比べて相当少ない」「若干少ない」「同程度」と答えた割合(相当少ない+若干少ない+同程度/各学部の人数)が男性は94.0%、女性は89.1%であり男女ともに約90%を占めている。

4) 全体のきょうだい別比較

きょうだいの有無、またきょうだいの位置づけ(一人っ子・一人目・中の子・末っ子)という2つの視点から、虐待経験の有無について比較した。

虐待経験の有無について(表9)

きょうだいの有無に関して、身体的虐待の「叩かれた/殴られた」の項目をみると、きょうだい有り群は11.4%、きょうだい無し群(以下、一人っ子とする)は5.4%と、きょうだい有り群は一人っ子の倍以上の値を示している。性的虐待に関しても、きょうだい有り群は少ないものの1~3%の者が性的虐待の経験があるが、一人っ子では一人も性的虐待の経験が無いことがわかる。心理的虐待に関しては、若干きょうだい有り群の方が多いものの、一人っ子もほとんど同じ結果となった。以上のことから、身体的・性的虐待に関しては、きょうだい有り群の方が一人っ子に比べて虐待経験が多いということが分かる。

次にきょうだいの位置づけについてみると、身体的虐待では「叩かれた/殴られた」という項目で中の子が18.8%、「蹴られた」の項目で8.3%と、きょうだいの分類の中で中の子が最も高い値を示している。心理的

表 9. 兄弟別 虐待経験の有無

	行為	兄弟有り				合計(注)	p値
		兄弟無し 一人っ子	一人目	中の子	末っ子		
身体的虐待	叩かれた 殴られた	2(5.4%)	16(10.0%)	9(18.8%)	10(10.1%)	35(11.4%)	n.s.
	蹴られた	1(2.4%)	8(5.0%)	4(8.3%)	2(2.0%)	14(4.6%)	n.s.
	物で叩かれた	0(0.0%)	1(0.6%)	2(4.2%)	0(0.0%)	3(1.0%)	n.s.
	揺さぶられた	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	n.s.
	切られた 刺された	2(4.8%)	0(0.0%)	1(2.1%)	2(2.0%)	3(1.0%)	n.s.
心理的虐待	侮辱 批判された	9(21.4%)	38(23.8%)	9(18.8%)	19(19.2%)	66(21.5%)	n.s.
	愛していないと言われた	1(2.4%)	3(1.9%)	0(0.0%)	1(1.0%)	4(1.3%)	n.s.
	死んでほしいと言われた	1(2.4%)	4(2.5%)	0(0.0%)	1(1.0%)	5(1.6%)	n.s.
	怪我させる 殺すと脅された	1(2.4%)	3(1.9%)	1(2.1%)	2(2.0%)	6(2.0%)	n.s.
	捨てる 家に入れないと脅された	6(14.3%)	27(16.9%)	7(14.6%)	11(11.1%)	45(14.7%)	n.s.
性的虐待	性器を見せられた	0(0.0%)	4(2.5%)	4(8.3%)	2(2.0%)	10(3.3%)	n.s.
	裸でポーズを取らせられた	0(0.0%)	2(1.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(0.7%)	n.s.
	性器を触られた	0(0.0%)	4(2.5%)	0(0.0%)	1(1.0%)	5(1.6%)	n.s.
	性器を触らせられた	0(0.0%)	2(1.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(0.7%)	n.s.
	性交させられた	0(0.0%)	2(1.2%)	0(0.0%)	1(1.0%)	3(1.0%)	n.s.

(注)合計とは一人目・中の子・末っ子を合わせたもので、兄弟有りの合計を表す

一人っ子(N=42)
 一人目(N=160)
 中の子(N=48)
 末っ子(N=99)

虐待では「侮辱/批判された」という項目で一人目が23.8%、「捨てる/家に入れないと脅された」の項目は16.9%と、一人目が最も高い値を示している。以上のことから、身体的虐待を受けているのは特に中の子が多く、心理的虐待を受けているのは一人目が多いという結果になった。また、性的虐待を受けているのも一人目が多いという結果ではあるが、「性器を見せられた」という項目だけは、特に中の子が多いという結果となった。

5) 韓国の虐待経験の有無と加害者についての比較

Yanghee Leeら⁴⁾が韓国で若年成人用児童虐待スクリーニングツールを用いて、男性と女性で身体的・心理的・性的虐待に関する各質問についてアンケートを実施した結果と本研究での結果を比較した。

(1)虐待経験の有無について (表10)

身体的・性的虐待の項目において、虐待を受けていた割合は韓国が日本の約2倍と多くなっている。心理的虐待の割合は日本の方が若干高いことが示された。また、各項目で比較すると、両国とも身体的虐待を受けたのは男性の方が女性より多く、心理的虐待を受けたのは女性の方が男性より多かった。また、日本の男性のみ性的虐待を受けた者はいなかった。

表10. 日本と韓国 虐待経験の有無

行為(%)		被虐待(日本)		被虐待(韓国)	
		女性	男性	女性	男性
身体的虐待	叩かれた 殴られた	9.0	12.8	11.4	21.6
	蹴られた	4.3	4.0	4.3	7.7
	物で叩かれた	0.0	2.0	8.3	9.8
	揺さぶられた	0.0	0.0	0.9	2.1
	切られた 刺された	1.0	2.0	1.9	5.8
心理的虐待	侮辱 批判された	24.3	18.1	15.5	11.0
	愛していないと言われた	2.4	0.0	4.5	2.6
	死んでほしいと言われた	2.9	0.7	5.6	2.7
	怪我させる 殺すと脅された	1.9	2.7	4.9	6.5
	捨てる 家に入れないと脅された	19.0	8.7	9.2	6.8
性的虐待	性器を見せられた	4.8	0.0	11.4	3.4
	裸でホースをとらされた	1.0	0.0	0.8	0.9
	性器を触られた	2.4	0.0	6.8	5.3
	性器を触らせられた	1.0	0.0	2.4	2.1
	性交させられた	1.4	0.0	2.0	2.6

日本(N=359)
韓国(N=539)

(2)虐待の加害者について

(表11)

虐待のサブタイプおよび環境別の報告された上位3位までの加害者数について比較した。その結果、環境を「家庭・家族」について注目すると、身体的虐待の加害者について、日本では第一位が母親であるのに対し、韓国では第一位が父親であった。心理的虐待の加害者については、日本と韓国のどちらの国でも第一位は母親であった。性的虐待の加害者について、日本では「家庭・家族」に分類される加害者はいなかったのに対し、韓国では、第一位が男性の他の血縁者、第二位が父親、第三位が女性の他の血縁者という結果となった。

表11. 日本と韓国 虐待加害者ランキング (家庭・家族環境)

日本		韓国	
身体的 上位3位	49 母親(14) 父親(13) 兄(7) 弟(7)	身体的 上位3位	173 父親(80) 母親(47) 兄(11)
心理的 上位3位	132 母親(66) 父親(48) 養母 養子関係の母(4) 姉(4)	心理的 上位3位	202 母親(90) 父親(77) 兄弟(9)
性的 上位3位	0	性的 上位3位	37 男性の他の血縁者(15) 父親(5) 女性の他の血縁者(4)

V. 考察

1) 経験した暴力・侮辱の妥当性について

児童虐待の防止等に関する法律によると、身体的虐待の定義は「児童の身体に外傷を生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること」とされている。定義より、暴力は程度や回数に関わらず、すべての暴力が身体

的虐待である。今回の研究において、暴力や侮辱を受けた者が多くいるにもかかわらず、そのほとんどが経験した暴力や侮辱は妥当であり、しつけの範囲内であると考えていることが明らかとなった。以上のことから、今後対象者が養育者となった時、暴力や侮辱をしつけの一貫と認識してしまう可能性があると考えた。

2) 性差による虐待の捉え方への影響について

男性が女性よりも身体的虐待を受ける割合が高いことについて、暴力を振るう相手が女性の場合、傷つけてはいけないという意識から暴力を振るうのを躊躇する可能性がある。一方男性に対しては、少しなら傷ついても大丈夫だという意識があることから、男性に身体的虐待が多い。男性が女性よりも身体的虐待を受ける割合が高いことに対して、女性が心理的虐待を受ける割合が高いのは、暴力の代わりに言葉でのしつけが多いことも理由のひとつであると考えた。男性で性的虐待を受けたと答えた者はいないということについては、平岡⁵⁾によると男性は女性よりも自らを被害者と認めることを恥とを感じる傾向が強いため、被害体験表明への抵抗が大きいのではないかとされている。そのため、男性に関しても表に出て来ない被害の暗数が存在する可能性がある。

虐待の捉え方については、身体的虐待、心理的虐待ともに男性の方が妥当でないと思われている割合が高かった。それは、実際に男性が多く暴力を受けているからであり、身体的・心理的虐待は同時に起こり、身体的虐待だけが起こる可能性は低いことが影響する。しかし、ほとんどの対象者は自分の受けた身体的・心理的虐待に関して妥当でありしつけの範囲内と考えていることから、自身の受けた暴力や侮辱を被害者本人が虐待と認識していないということが明らかとなった。

3) きょうだい有り群の方が虐待経験が多かったことについて

きょうだいの有無で分類した結果、きょうだい有り群の方が虐待を受けている割合がほとんどの項目で高いと示された。金谷⁶⁾らによると子どもの数が多い程、親の育児負担は大きく、親のストレスが子どもへの虐待に繋がることも報告されている。また、谷村⁷⁾によると親はきょうだいを比べて「鈍い・手がかかる・可愛くない」と感じる子どもに対して暴力を振るう傾向にあると報告されている。これは一人っ子に比べてきょうだいがいる方が子ども一人ひとりにかけられる時間が短く、何か悪いことをした時にしっかりと説明する時間が取れず、暴力で済ませてしまう傾向にあるためと考えられた。加えて、子育てに関するストレスが溜まり結果的に親の負担となり、身体的虐待を引き起こす原因のひとつであると考えた。

4) 韓国の虐待の現状を本研究と比較検討した結果について

日本と韓国の比較において、身体的虐待と性的虐待の項目で虐待を受けた人の割合は、日本より韓国の方が高いと示された。また、心理的虐待は韓国より日本のほうが多いと示された。その理由について朴⁸⁾によると、韓国では儒教的思想により児童の身体的虐待を家庭での教育の一部として認識していることが一因だと報告されている。一方日本では、暴力を振るうのではなく、言葉によるしつけが重視される傾向にあることから、心理的虐待の割合が高くなったと考えた。また、黄⁹⁾によると韓国では父母の教育的期待を充足できなかった児童が、酷い虐待を受ける傾向にあり、暴力を振るう原因としては、育児負担、育児不安、経済的問題があると報告されている。このことから、日本、韓国共に、子育てを行う上での問題が多いことで、子育ての中心を担う父親、母親が加害者となる場合が多くなる。また、韓国は日本と比べて、保育施設や幼稚園、塾などの施設が少ない。これらのことから、家庭で養育する時間が長く、養育者の育児負担が日本よりも大きいことが虐待に繋がっているのではないかと考えた。

VI. 結語

身体的暴力や言葉での侮辱や批判を受けている者のほとんどが、自らの受けた暴力や侮辱をしつけの範囲内であると認識している現状が明らかとなった。今回の調査で対象とした年代の者が、今後養育者となった時、暴力や侮辱をしつけの一貫と認識してしまうことも否めない。そのため、今後養育者となる若い世代が、

身体的・心理的暴力は全て虐待であるということを再認識していく必要がある。また、自らの認識を変えることで、他の家庭を客観的に見ることができ、虐待の早期発見に繋がると考えた。

参考文献

- 1) 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/06/h0629-4.html> (平成11年度)
- 2) 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000052785.html> (平成25年度)
- 3) 藤山陽子 (2003) 「看護基礎教育を受けることでの児童虐待に対する意識・知識の変化」『子供の虐待とネグレクト』5 (1), pp277-283, 日本子ども虐待防止学会.
- 4) Yanghee Lee (2011) 「Childhood maltreatment in South Korea : Retrospective study」『Child Abuse and Neglect』35 (12), pp1037-1044, ELSEVIER.
- 5) 平岡篤武 (2006) 「加害的性逸脱行動を行った男児 (被害者) にEMDRを導入した心理ケア」『子どもの虐待とネグレクト』8 (1), pp29-38, 日本子ども虐待防止学会.
- 6) 金谷光子 (2006) 「しつけと虐待の狭間」『母性衛生』47 (1), pp32-42, 日本母性衛生学会.
- 7) 谷村雅子 (2004) 「わが国の児童虐待の実態と関係機関の取り組みの工夫」『子どもの虐待とネグレクト』6 (2), pp209-217, 日本子ども虐待防止学会.
- 8) 朴志允 (2009) 「韓国における被虐待の現状と地域支援システム」『東洋大学人間科学総合研究所紀要』10, pp133-152
- 9) 黄星賀 (2002) 「韓国における児童虐待の実態調査(2)」『佛教大学大学院紀要』30, pp215-226

添付資料③

本資料は、和歌山県立医科大学保健看護学部の平成26年度授業「研究Ⅱ」で実施した調査研究結果を、本研究のためにまとめたものである。なお、掲載については著者の許可を得ている。

児童虐待の現状から考えること～養育者からの視点～

池田梨花子 坂本浩子、柳川敏彦
和歌山県立医科大学保健看護学部

I. はじめに

現在日本では児童虐待の増加がいられている。平成25年度虐待対応件数は73,802件¹⁾であり、児童虐待防止法施行前の平成11年度の11,631件²⁾と比べると約6.3倍となっている。一方世界ではいち早く防止の取り組みを始めた国では、通告件数が減少している。ただし、不明慮な地域もあり、児童虐待の実態を明らかにする目的で、国際児童虐待防止協会（ISPCAN：International Society For the Prevention of Child Abuse and Neglect）が児童に対して加えられている暴力のレベルを評価するために世界共通で使用できるツール（アンケート、インタビュー）を作成し研究している。及川らの文献³⁾によると、虐待の現状として東京都の平成15年の調査では男児が女児よりもやや多くなっており、虐待をする保護者は実母が最も多く63%といわれている。そのために、活動が盛んとなる3歳～5歳の子どもをもつ保護者を対象に、虐待の現状について研究したいと考えた。

表1. アンケート内容（Q1～Q7は、基本属性）

II. 目的

本研究の目的は、以下の2点である。

①就学前の子どもをもつ保護者による子どもへの不適切な行為の実態を明らかにする。

②養育者の性差や子どもの性差による子どもへの不適切な行為の実態を明らかにする。

III. 研究方法

1) 対象：調査協力の同意を得られたW市にあるI幼稚園、S幼稚園の3歳児クラス（I幼稚園77名、S幼稚園100名）、4歳児クラス（I幼稚園78名、S幼稚園100名）、5歳児クラス（I幼稚園72名、S幼稚園100名）に子どもが通っている保護者と、その方以外の家庭内養育者（以降、「他の養育者」と呼ぶ）を対象とした。

2) 方法：質問紙（表1：ISPCAN PARENT QUESTIONNAIRE

	分類
Q8 悪いことを説明した	*いいこと
Q9 何かするのに始めるまたは止めるように指示した	*いいこと
Q10 揺さぶった	身体
Q11 おしりを物でたたいた	身体
Q12 おしり以外の場所を物でたたいた	身体
Q13 ほかにすることを与えた	*いいこと
Q14 耳をつねった	身体
Q15 頭をたたいた	身体
Q16 髪をひっぱった	身体
Q17 勝手にしなさいと脅した	心理
Q18 さげんだり、怒鳴りつけたり、声を張り上げた	心理
Q19 幽霊、悪魔、恐ろしい人々連れてくると脅した	心理
Q20 足で蹴った	身体
Q21 辛いものを口に入れた	身体
Q22 ひざまずくか、立っているように命令した	身体
Q23 ののしった	心理
Q24 おしりを平手打ちした	身体
Q25 窒息させるか首を絞めた	身体
Q26 帰ってくるな、よそに預けると言って脅した	心理
Q27 家から閉め出した	身体
Q28 お金を取り上げる、好きなものを禁止、家から出るの禁止	身体
Q29 軽蔑的な言葉で侮辱した	心理
Q30 つねった	身体
Q31 顔面または後頭部を平手打ちした	身体
Q32 話しかけるのをやめた	心理
Q33 食事を与えるのをやめた	ネグレクト
Q34 手や枕で呼吸できないようにした	身体
Q35 やけどさせたり、熱湯を浴びせたり、お灸をすえた	身体
Q36 物または拳で繰り返したたたいた	身体
Q37 ナイフまたは銃で脅した	心理
Q38 暗い部屋に閉じ込めた	身体
Q39 しつけるために公衆の面前でしかった	心理

*これらの行為は子どもへの不適切な行為ではないと考え「いいこと」と分類していた。いいこと3項目、身体的虐待19項目、心理的虐待9項目、ネグレクト1項目、計32項目。

version 1.0) を用いてアンケートを実施した。

- 3) 集計方法：母親像を調査するために、母親自身及び父親が回答した母親についての虐待の有無を母親のデータとし、父親自身及び母親が回答した父親についての虐待の有無を父親のデータとした。無回答が6個以上あるものは除外した。
- 4) 調査期間：2013年12月～2014年2月
幼稚園管理者が保護者にアンケート用紙を配布し、2週間後に回収した。
- 5) 「アンケート（自記式）」：
 - ①基本属性：子どもの性別、子どもの生年月日、子どもの年齢、子どもの位置づけ、回答者と子の関係、回答者以外の養育者の有無、他の養育者と子どもの関係の7項目をたずねた。
 - ②アンケート内容（表1）：回答者と他の養育者の子どもへの不適切な行為の実態について、性的虐待を除いた身体的虐待19項目、心理的虐待9項目、ネグレクト1項目、不適切な行為でないと判断した3項目の計32項目において過去1年間において1回もない、1回または2回、3～5回、6～10回、10回以上、過去1年間以前を見ても1回もない、該当しないと選択肢を設けた。
- 6) 統計処理：養育者の性差、子どもの性差、きょうだいの有無による差の有意差検定はt検定（unpaired）、年齢による差の有意差検定は一元配置分散検定を行い、有意水準は5%未満とした。得られたデータは、SPSS Ver.16を用いて処理を行った。
- 7) 倫理的配慮：研究対象者に、研究の趣旨、匿名性の保障、自由参加であり参加後でも途中でやめる権利を有すること、研究に協力しなくても不利益を得ないことを書面で説明をした。また、得られたデータは研究以外では一切使用しないことを依頼文書に明記した。

IV. 結果

1) 基本属性

アンケートを配布した527名中154名から回収ができた（回収率29.2%）。全回収の内訳は母親回答者が148名、父親回答者は6名であった。また、子どもの性別は男児71名、女児83名であった。母親像を調査するために母親自身および、父親が回答した母親についての虐待の有無を母親のデータとし、父親像を調査するために父親自身および、母親が回答した父親についての虐待の有無を父親のデータとした。無回答数が6つ以上のものは除外し、母親の内容128名、父親の内容123名のアンケートを分析対象とした。（表2）

表2. 基本属性

基本属性	背景	人数(%)
主たる回答者	母	148(96.1)
	父	6(3.9)
子供の性別	男	71(46.1)
	女	83(53.9)
子供の位置づけ	一人っ子	18(11.7)
	一人目	52(33.8)
	中の子	15(9.7)
	末っ子	69(44.8)
他の養育者	無	2(1.2)
	父	138(83.6)
	母	6(3.6)
	祖父	8(4.8)
	祖母	9(5.5)
	無回答	2(1.2)

2) 信頼度

アンケート項目に関する信頼度（内部一貫性）クロンバック係数は、全質問、身体的虐待、ネグレクト+性的虐待は、それぞれ $\alpha = 0.74, 0.63, 0.56$ であった。

3) 不適切な行為の実態

身体的虐待19項目において、項目ごとの割合は、母親が0%から最大で51.6%、父親が0%から最大で21.3%であった。0～10%の項目は、母親11項目、父親14項目、10～20%の項目は、母親3項目、父親4項目、20～50%の項目は、母親4項目、父親1項目、50%以上の項目は、母親1項目、父親0項目であった。

心理的虐待9項目、ネグレクト1項目において、項目ごとの割合は、心理的虐待は母親が0%から最大で95.3%、父親が0%から最大で83.5%であった。ネグレクトは母親が0.8%、父親が0%であった。0～10%の項目は、母親2項目、父親2項目、10～20%の項目は、母親0項目、父親2項目、20～50%の項目は、

母親4項目、父親4項目、50%以上の項目は、母親4項目、父親2項目であった。これらから、心理的虐待が最も多かった。(表3)

4) 養育者の性差でみた子どもへの不適切な行為

アンケート内容のいいことを除く29項目すべてにおいて、過去1年間において1回もない、過去1年間以前を見ても1回もない、該当しないのどれかを回答した人は、母親128人中3人(2.34%)、父親123人中15人(12.2%)であった。(表3)

表3. 母親・父親ごとの不適切な行為(項目は父親の順位)

父の順位	父(%)N=123	母(%)N=128	計(%)N=251	P値	分類
Q18 さげんだり、怒鳴りつけたり、声を張り上げた	83.5	95.3	89.6	**	心理
Q17 勝手にしなさいと脅した	56.9	77.3	67.3	**	心理
Q19 幽霊、悪魔、恐ろしい人々連れてくると脅した	43.9	53.1	48.6	n.s.	心理
Q39 しつけるために公衆の面前でしかった	31.1	50.0	40.8	**	心理
Q29 軽蔑的な言葉で侮辱した	27.6	37.5	32.7	n.s.	心理
Q23 ののしった	25.2	35.2	30.3	n.s.	心理
Q24 おしりを平手打ちした	21.3	51.6	36.8	***	身体
Q31 顔面または後頭部を平手打ちした	18.9	38.3	28.8	**	身体
Q15 頭をたたいた	18.0	38.3	28.4	***	身体
Q26 帰ってくるな、よそに預けると言って脅した	12.2	21.1	16.7	n.s.	心理
Q28 お金を取り上げる、好きなものを禁止、家から出るの禁止	11.5	22.0	16.9	*	身体
Q32 話しかけるのをやめた	11.4	37.5	24.7	***	心理
Q27 家から閉め出した	10.6	16.4	13.5	n.s.	身体
Q30 つねった	8.1	26.6	17.5	***	身体
Q10 揺さぶった	7.3	11.7	9.6	n.s.	身体
Q20 足を蹴った	6.5	14.8	10.8	*	身体
Q12 おしり以外の場所を物でたたいた	3.3	3.1	3.2	n.s.	身体
Q38 暗い部屋に閉じ込めた	3.3	8.6	6.0	n.s.	身体
Q11 おしりを物でたたいた	2.4	2.3	2.4	n.s.	身体
Q14 耳をつねった	1.6	3.9	2.8	n.s.	身体
Q36 物または拳で繰り返したたたいた	1.6	3.1	2.4	n.s.	身体
Q22 ひざまずか、立っているように命令した	0.8	0.8	0.8	n.s.	身体
Q16 髪をひっぱった	0.0	7.8	4.0	**	身体
Q21 辛いものを口に入れた	0.0	0.8	0.4	n.s.	身体
Q25 窒息させるか首を絞めた	0.0	1.6	0.8	n.s.	身体
Q33 食事を与えるのをやめた	0.0	0.8	0.4	n.s.	ネグレクト
Q34 手や枕で呼吸できないようにした	0.0	1.6	0.8	n.s.	身体
Q35 やけどさせたり、熱湯を浴びせたり、お灸をすえた	0.0	0.0	0.0		身体
Q37 ナイフまたは銃で脅した	0.0	0.0	0.0		心理

***p<.001 **p<.01 *p<.05

(1)父母の特徴

父親・母親の子育ての様子を比較した。結果として、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトの全29項目中「Q12 おしり以外の場所を物でたたいた」以外の項目において母親のほうが割合は高かった。有意差がみられたものは11項目であった。(表3)

身体的虐待の項目(全19項目)において父親と母親の間では上位3つは同じ項目であった。その中でも母親に対しての質問「Q24おしりを平手打ちした」のみが52.0%と過半数を超えていた。(表4)

また、心理的虐待(全9項目)においても上位3項目は同じであった。また、母親のほうが割合は高かった。(表5)

表4. 身体的虐待において
母親・父親の上位3項目

母の順位(身体的)	母(%)N=128
Q24 おしりを平手打ちした	52.0
Q15 頭をたたいた	38.6
Q31 顔面または後頭部を平手打ちした	37.8
父の順位(身体的)	父(%)N=123
Q24 おしりを平手打ちした	21.3
Q31 顔面または後頭部を平手打ちした	18.9
Q15 頭をたたいた	18.0

表5. 心理的虐待において
母親・父親の上位3項目

母の順位(心理的)	母(%)N=128
Q18 さげんだり、怒鳴りつけたり、声を張り上げた	95.3
Q17 勝手にしなさいと脅した	77.2
Q19 幽霊、悪魔、恐ろしい人々連れてくると脅した	53.5
父の順位(心理的)	父(%)N=123
Q18 さげんだり、怒鳴りつけたり、声を張り上げた	83.5
Q17 勝手にしなさいと脅した	56.9
Q19 幽霊、悪魔、恐ろしい人々連れてくると脅した	43.9

5) 子どもの性差でみた子どもへの不適切な行為

(1) 男児女児の特徴

男児と女児においてアンケートの結果を比較した。「Q14耳をつねった」、「Q16髪をひっぱった」、「Q21辛いものを口に入れた」、「Q38暗い部屋に閉じ込めた」以外の項目においては、すべて男児のほうが割合は高かった。このことから、男児のほうが女児よりも虐待を多く受けているとわかった。そして、男児、女児においての上位4つは同じ項目であった。これら4項目は心理的虐待であった。(表6)

(2) 男女における有意な差

6項目において男児と女児の間で子育ての様子で有意な差が見られた。「Q29軽蔑的な言葉で侮辱した」「Q23ののしった」「Q31顔面または後頭部を平手打ちした」「Q28お金をとりあげる、好きなものを禁止、家から出るのを禁止」「Q26帰ってくるな、よそに預けると言って脅した」「Q10揺さぶった」の中で、身体的虐待は6項目中3項目、心理的虐待も3項目であり特に身体的、心理的虐待の中で大きな特徴の差は見られなかった。(表6)

表6. 子どもの性差でみた不適切な行為 (項目は男児の順位)

		男児(%N=116)	女児(%N=135)	P値	分類
Q18	さげんだり、怒鳴りつけたり、声を張り上げた	91.2	88.1	n.s.	心理
Q17	勝手にしなさいと脅した	70.7	64.4	n.s.	心理
Q19	幽霊、悪魔、恐ろしい人々連れてくると脅した	50.9	46.7	n.s.	心理
Q39	しつけるために公衆の面前でしかた	45.2	37	n.s.	心理
Q29	軽蔑的な言葉で侮辱した	44.8	22.2	***	心理
Q23	ののしった	40.5	21.5	**	心理
Q24	おしりを平手打ちした	40	34.1	n.s.	身体
Q31	顔面または後頭部を平手打ちした	37.4	21.5	*	身体
Q32	話しかけるのをやめた	30.2	20	n.s.	心理
Q15	頭をたたいた	28.7	28.1	n.s.	身体
Q28	お金を取り上げる、好きなものを禁止、家から出るの禁止	25	9.8	**	身体
Q26	帰ってくるな、よそに預けると言って脅した	24.1	10.4	**	心理
Q30	つねった	8.1	17	n.s.	身体
Q10	揺さぶった	15.5	4.4	**	身体
Q27	家から閉め出した	15.5	11.9	n.s.	身体
Q20	足で蹴った	12.1	9.6	n.s.	身体
Q11	おしりを物でたたいた	3.4	1.5	n.s.	身体
Q12	おしり以外の場所を物でたたいた	3.4	3	n.s.	身体
Q16	髪をひっぱった	3.4	4.4	n.s.	身体
Q36	物または拳で繰り返したたたいた	3.4	1.5	n.s.	身体
Q33	暗い部屋に閉じ込めた	3.4	8.1	n.s.	身体
Q14	耳をつねった	2.6	3	n.s.	身体
Q25	窒息させるか首を絞めた	1.7	0	n.s.	身体
Q34	手や枕で呼吸できないようにした	1.7	0	n.s.	身体
Q22	ひざまずか、立っているように命令した	0.9	0.7	n.s.	身体
Q33	食事を与えるのをやめた	0.9	0	n.s.	ネグレクト
Q21	辛いものを口に入れた	0	0.7	n.s.	身体
Q35	やけどさせたり、熱湯を浴びせたり、お灸をすえた	0	0		身体
Q37	ナイフまたは銃で脅した	0	0		心理

***p<.001 **p<.01 *p<.05

6) 学年別でみた子どもへの不適切な行為

(1) 学年別による特徴

3歳児クラス(以下年少クラスとする)、4歳児クラス(以下年中クラスとする)、5歳児クラス(以下年長クラスとする)別でアンケートの結果を比較した。その結果、3学年とも上位3位はすべて同じ順位となった。

この中で1位の「Q18さげんだり、怒鳴りつけたり、声を張り上げた」で、していると答えた人のうち最も高い学年は90.9%(223人中80人)の年長クラスであった。2位の「Q17勝手にしなさいと脅した」では、していると答えた人のうち70.5%(169人中62人)は、年中クラスが最も高くなっており、3位の「Q19幽霊、悪魔、恐ろしい人々を連れてくると脅した」で、していると答えた人のうち54%(122人中49人)は、年長クラスで最も高くなっている。結果として、3問中2問は年長クラス、3問中1問は年中クラスが最も高く

なっていた。また、28項目中、年少クラスが最も高い頻度のものはなかった。(表7)

表7. 学年別ごとの不適切な行為上位3項目

学年別順位	年少(%)N=73	年中(%)N=88	年長(%)N=90	P値
Q18 さげんだり、怒鳴りつけたり、声を張り上げた	87.7	89.8	90.9	n.s.
Q17 勝手にしなさいと脅した	64.4	70.5	66.7	n.s.
Q19 幽霊、悪魔、恐ろしい人々連れてくると脅した	41.1	48.9	54.4	n.s.

(2)3 学年別における有意な差

有意な差がみられた5項目のうち、頻度の高い順にみると、「Q39しつけるために公衆の面前でしかつた」では、はいと答えた人のうち46.1% (102人中41人) が年長クラス、45.5% (102人中40人) が年中クラスで過半数弱を占めていたが、年少クラスでは28.8% (102人中21人) となっており、2クラスとの間に有意な差がみられた。「Q26帰ってくるな、よそに預けると言っ脅した」では、はいと答えた人42人中21人が年中クラスで23.9%であるのに対し、年少クラスは10人で13.7%と有意な差がみられた。「Q30つねった」では、はいと答えた人44人中20人が年長クラスで22.2%であるのに対し、年少クラスは6人で8.2%と有意な差がみられた。「Q10揺さぶった」では、はいと答えた人24人中14人が年中クラスで15.9%であるのに対し、年少クラスは4人で5.5%と有意な差がみられた。「Q16髪をひっぱった」では、はいと答えた人10人中7人が年長クラスで7.8%であるのに対し、年少クラスは0人であり、有意な差がみられた。(表8)

表8. 学年別における有意な差がみられたもの

学年別順位	年少(%)N=73	年中(%)N=88	年長(%)N=90	P値
Q39 しつけるために公衆の面前でしかつた	28.8	45.5	46.1	*
Q26 帰ってくるな、よそに預けると言っ脅した	13.7	23.9	12.2	n.s.
Q30 つねった	8.2	20.5	22.2	*
Q10 揺さぶった	5.5	15.9	6.7	*
Q16 髪をひっぱった	0.0	3.4	7.8	*

*p<.05

以上より、年齢が高くなるほど、子どもへ不適切な行為を行うことが多くなることが明らかとなった。またその方法で多く見られているのは3学年とも、さげんだり、脅すなどの心理的問題が目立っていた。また、特に有意な差がみられている問題に関しても、すべての項目に関して、高い学年ほどより多い頻度であり、低い学年ほどより少ない頻度であることが明らかとなった。

7) きょうだい有無別でみた子どもへの不適切な行為

きょうだい有無別の特徴

きょうだいありときょうだいなし(以下一人っ子とする)で養育者が自分の子どもに対しての子育ての違いを比較した。上位16項目を見ると、きょうだい有りのほうが圧倒的にされている割合が高かった。この中で特に有意な差があるものを見てみると、身体的な問題として「Q15頭をたたいた」、心理的な問題として「Q26帰ってくるな、よそに預けると言っ脅した」と、「Q28お金を取り上げる、好きなものを禁止、家から出るのを禁止」が出ている。これらを詳しく見てみると、Q15では、一人っ子の割合が6.3%に対し、きょうだいありの割合は31.7%であり、きょうだいがいる子どものほうがよりされていることがわかった(p<.05)。Q26できょうだい有りでは19.3%に対し、一人っ子は0%と全くされていない(p<.01)。またQ28でも、きょうだい有りが19.0%であるのに対し、一人っ子は3.0%と大きく差が開いている(p<.05)。(表9)

(2)一人っ子の特徴

一人っ子の結果が高い割合上位6項目をみた。傾向としては、しつけのためにしかる、話しかけるのをやめる、などの心理的問題が全体の9項目中4項目、顔面または後頭部を平手打ちした、つねったといった身体的問題が19項目中2項目含まれていた。それらは全体的に上位項目に入っている。上位の中には、きょう

表9. きょうだい有無別でみた子どもへの不適切な行為

子育ての内容 (一人っ子での順位)	兄弟なし(%)		兄弟あり(%)			P値
	一人っ子	一人目	中の子	末っ子	合計	
Q18 さげんだり、怒鳴りつけたり、声を張り上げた	90.3	88.9	96.7	87.9	89.4	n.s.
Q17 勝手にしなさいと脅した	66.7	75.3	66.7	61.7	67.4	n.s.
Q39 しつけるために公衆の面前でしかつた	50.0	49.4	40.0	31.8	39.4	n.s.
Q19 幽霊、悪魔、恐ろしい人々連れてくると脅した	45.5	51.9	46.7	47.7	49.1	n.s.
Q24 おしりを平手打ちした	31.2	37.0	30.0	40.2	37.6	n.s.
Q31 顔面または後頭部を平手打ちした	31.2	27.2	36.7	27.1	28.4	n.s.
Q32 話しかけるのをやめた	30.3	28.4	20.0	21.5	23.9	n.s.
Q29 軽蔑的な言葉で侮辱した	27.3	34.6	36.7	31.8	33.5	n.s.
Q23 ののしかった	24.2	27.2	50.0	29.0	31.2	n.s.
Q30 つねった	21.2	17.3	10.0	18.7	17.0	n.s.
Q15 頭をたたいた	6.2	32.1	26.7	32.7	31.7	**
Q20 足で蹴った	6.1	11.1	10.0	12.1	11.5	n.s.
Q27 家から閉め出した	6.1	14.8	13.3	15.0	14.7	n.s.
Q14 耳をつねった	3.0	6.2	3.3	0.0	2.8	n.s.
Q16 髪をひっぱった	3.0	6.2	0.0	3.7	4.1	n.s.
Q28 お金を取り上げる、好きなものを禁止、家から出るの禁止	3.0	17.7	13.3	21.5	19.0	*
Q10 揺さぶった	0.0	4.9	30.0	10.3	11.0	n.s.
Q11 おしりを物でたたいた	0.0	7.4	0.0	0.0	2.8	n.s.
Q12 おしり以外の場所を物でたたいた	0.0	6.2	3.3	1.9	3.7	n.s.
Q21 辛いものを口に入れた	0.0	1.2	0.0	0.0	0.5	n.s.
Q22 ひざまずか、立っているように命令した	0.0	1.2	0.0	0.9	0.9	n.s.
Q25 窒息させるか首を絞めた	0.0	2.5	0.0	0.0	0.9	n.s.
Q26 帰ってくるな、よそに預けると言って脅した	0.0	22.2	23.3	15.9	19.3	**
Q33 食事を与えるのをやめた	0.0	1.2	0.0	0.0	0.5	n.s.
Q34 手や枕で呼吸できないようにした	0.0	1.2	0.0	0.9	0.9	n.s.
Q35 やけどさせたり、熱湯を浴びせたり、お灸をすえた	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	n.s.
Q36 物または拳で繰り返したたいた	0.0	1.2	6.7	2.8	2.8	n.s.
Q37 ナイフまたは銃で脅した	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	n.s.
Q38 暗い部屋に閉じ込めた	0.0	9.9	3.3	5.6	6.9	n.s.

**p<.01 *p<.05

※最も高い値

※最も高い値と差が大きく開いている値

だより高い項目として「Q18さげんだり、怒鳴りつけたり、声を張り上げた」と、「Q39しつけるために公衆の面前でしかつた」があがっており、2項目とも心理的問題であった。(表9)

(3)きょうだいありの中での特徴

次にきょうだいありの中で、一人目、中の子、末っ子に分け、きょうだいなし(一人っ子)との割合を比較した。結果、一人目、中の子、末っ子の順にされている頻度が高いことがわかった。また、最も高い値と、最も高い値と差が大きく開いている値を見てみると、5項目中全て、末っ子や中の子がされているのに対し、一人っ子のされている割合がより低くなっている。

興味深い問題として、「Q27家から閉め出した」や「Q26帰ってくるな、よそに預けると言って脅した」といった家から外に出すというような問題は、末っ子や中の子がよくされているのに対して、一人っ子はほとんどされていない。下位13位をみてみると、一人っ子は全て0%であるのに対し、一人目がされている頻度が高くなっている。

以上のことより、きょうだいの有無では、しかる割合やそれらを行う内容に差がみられた。きょうだいがいるほうが一人っ子より、しかられる割合や頻度が高い傾向にある。しかし、一人っ子の結果が高いものの中には全体の順位1位のQ18も含まれていた。それゆえ、一人っ子がまったくしかられていないというわけではない。また、きょうだいありの中での年の差別(位置づけ)で見た結果より、年齢が上がるほどしかられる傾向が高くなっており、きょうだいの中でも、長男・長女がよりしかられやすい傾向にある。

V. 考察

今まで不適切な行為を行ったことがあるかという質問に対し、あると答えた人が、母親は97.7%、父親は87.8%とほとんどの人が何らかの虐待をしていることが明らかになった。これらの結果は私たちの想像を上回る結果となった。

1) 養育者の性差でみた就学前の子どもへの不適切な行為の考察

父親と母親の行為を比較した結果から、母親のほうが父親より不適切な行為を行う頻度が高いことが明らかとなった。李らの文献⁴⁾によると、育児において夫の協力を望む母親の方が、そう思わない母親に比べて虐待傾向が強く、夫との関係が不安定であり、さらに夫が家庭内のことに非協力的である場合や、子育てにおいてサポートしてくれる協力者がいない母親、一人で育児することに対して不安定感を持っていた母親が、虐待傾向の強い群として特徴付けられていたことが明らかになっている。これらから、子どもと接する時間が多い母親にとって、育児に対するストレスが父親より高くなる傾向が強い。また、一般的に父親は日中仕事をしているために、子どもと接する時間が母親より短い。これらは必然的に母親の子育ての負担を増やしており、育児時間のバランスの差が生じていることがわかる。以上より、母親の方が父親より多く虐待を引き起こした原因のひとつであると考えた。

さらに李らの文献⁴⁾によると、6割前後の母親がしつけとして行ってよいと認識していた行為として、大声で叱る、お尻をたたく、手をたたくの3項目であった。たたく行為については、体の部位によって差が見られ、お尻や手をたたく行為はしつけとして認識する母親が多いが、顔をたたく行為については虐待と認識する母親が多かった。頭をたたく行為は、しつけと考える母親と虐待と考える母親がそれぞれ2割を占めていると述べられている。今回の研究の結果では、身体的虐待の上位3項目の現状として、半数以上の母親が「お尻を平手打ちした」ことがあった。これは母親の認識の中でしつけとして行っていると理解できる。しかし、「頭をたたいた」、「顔面または後頭部を平手打ちした」は、4割弱と半数を切っており、「お尻を平手打ちした」頻度より少なくなっていることから、部位により母親の認識に差が出ている。さらに心理的虐待の上位3項目の現状として、9.5割以上の母親が「さげんだり、怒鳴りつけたり、声を張り上げた」ことがあり、これもしつけとして認識している母親が多いため、頻度も多くなっていると私たちは考えた。

2) 子どもの性差でみた就学前の子どもへの不適切な行為の考察

男児と女児とを比較した結果より、男児のほうが女児よりも虐待を多く受けていることが明らかになった。一般的に男児のほうが活発であるなどといった特徴が考えられ、これらは養育者の育児負担を増やしてしまう要因のひとつになり得る。結果として女児より活発な男児に対しての不適切な行為の頻度を高くしていたと考えた。

3) 学年別でみた就学前の子どもへの不適切な行為の考察

原田の文献⁵⁾によると、2003年に兵庫で実施された、10か月から3歳までの健診で「子供を叱るとき、たたく、つねる、蹴るなどの体罰をういますか」というアンケートに対し、10か月、1歳半、3歳での頻度を比較したものをみると、10か月では、「いつも」:0.1%、「ときどき」:14.6%、「いいえ」:84.2%、1歳半では、「いつも」:1.1%、「ときどき」:49.4%、「いいえ」:48.0%、3歳では、「いつも」:1.6%、「ときどき」:66.1%、「いいえ」:30.8%と、年齢が上がるほど頻度の割合が高くなるという結果が出ている。これらの文献の結果と、今回実施したアンケートの結果を比較してみると、双方とも学年が上がるほどより不適切な行為の頻度が高いことがわかる。子どもは、学年が上がるほど自身の活動範囲が広がることや、学童期に近づくにつれ、子どもの自立心が育っていくことで親に反抗するようになる。しかし養育者にとって、これらは育児負担が増える要因にもなり、その結果、養育者が子どもに対して不適切な行為の頻度を増やしてしまう原因であると考えた。

4) きょうだいの有無で比較した就学前の子どもへの不適切な行為の考察

きょうだいの有無の結果において、きょうだい有り、さらにその中でも第一子がより不適切な行為の頻度が増えていることが明らかになった。育児負担の面から考えると、子どもが増えれば増える分だけ、養育者の負担も比例して増加する。またきょうだいの面から考えると、弟や妹ができることで養育者の第一子に対する、「兄もしくは姉として自覚を持ちなさい」といったような考えは少なからず出てくるであろう。さらに第一子自身も、弟や妹ができることによって、今まで自分にだけ注がれていた親の愛情が少なくなったと感じ、自分を見てほしいといった意識から親を困らせるような行動を取る子どもも少なくない。これらの要因が、今回のきょうだいの有無でみた子どもへの不適切な行為の結果に現れたと考えた。

しかし、全体の順位1位の頻度が最も高いのは一人っ子であったことから、一人っ子が怒られていないというわけではないことがわかる。さらに、「家から閉め出した」や「帰ってくるな、よそに預けると言っただけで脅した」などの家から外に閉め出すというような虐待は、末っ子や中の子がよくされているのに対して、一人っ子はほとんどされていない。以上のことから考えると、一人っ子の養育者も子育てには熱心であることがわかる。一人っ子の親は子どもが一人しかいない分、その子にかける思いが強く、家から外に閉め出すというような発言や子どもへの不適切な行為は少ない結果が明らかになったと考えた。

まとめ

今回の研究結果より、一般的に子どもと過ごす時間が母親の方が父親より長く、育児時間のバランスの差が生じていることが明らかとなった。日本では、男女雇用参画社会や女性に優しい職場づくり、育児休暇などの充実が進められてきているが、まだ実態としては、母親の育児の負担の軽減、夫の育児の参加には足りていない現状がある。さらに核家族化が進んでいる日本では、母親の協力・サポートをしてくれる人の存在が少なくなっている。これらの理由から考えると今回の結果では、手のかかりやすい男児やきょうだいがいること、子どもの年齢が高くなっていくほど、母親の負担が増えるため、結果的に虐待も増えていたと考えた。虐待報道が増えている中、今ある現状を再認識し、父親の育児の参加や母親のサポート体制の強化、母親教室などの仲間づくりができる場の提供などの育児に対する体制づくりが、今後より必要であると考えられる。さらに文献と比較してみると、子どもに対する不適切な行為をしつけとして行っている養育者も多くいる可能性も考えられた。養育者は子どもの特徴を理解し親として一貫した教育を行う必要がある。そして不適切な行為をしつけと認識しないように、養育者に対する教育も、今後必要な課題であると考えられる。

VI. 結語

- ①母親の方が父親より虐待をする頻度が高かった。
- ②男児の方が女児より虐待を受ける頻度が高かった。
- ③年齢が上がるにつれて虐待を受ける頻度が高かった。
- ④きょうだいありの方が一人っ子より虐待を受ける頻度が高かった。

参考文献

- 1) 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000052785.html> (平成25年度)
- 2) 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/06/h0629-4.html> (平成11年度)
- 3) 及川裕子・久保恭子・刀根洋子・鈴木祐子：乳幼児を持つ親の子ども虐待の認識度と被養育体験・親性との関係、園田学園女子大学論文集、2012.1、第46号
- 4) 李環媛・山下亜紀子・津村美穂：しつけと虐待に関する認識と実態—未就学児の保護者調査に基づいて—、日本家政学会誌、Vol.63、No.7、379～390、2012
- 5) 原田正文：子育ての変貌と次世代育成支援—兵庫レポートにみる子育て現場と虐待予防、2006

研究者プロフィール

柳川敏彦：和歌山県立医科大学保健看護学部教授

国際子ども虐待防止学会（ISPCAN）理事、日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN）理事、日本子ども虐待医学研究会理事、日本小児保健学会代議員、日本小児神経学会評議員、日本てんかん学会評議員、トリプルPジャパン理事長

Marta Santos Pais：児童に対する暴力に関する国連事務総長特別代表

30年以上にわたり国連と政府間調整として人権問題に関わる活動に従事。2009年9月から現職として司法、家庭、施設、学校、作業場、地域などあらゆる場所での児童に対するあらゆる形の暴力の予防と排除に向けた活動を展開している。児童への暴力が起り得るあらゆる地域での部署や状況における橋渡し役として、この問題に関して多くの活動を実行し、政策支援し世界規模で着実に成果を上げている。

Lika'a Fasih Y. Al-Kzayer：イラク出身、小児腫瘍専門医、信州大学附属病院研究者

イラク、モスルにあるモスル医科大学を卒業。バグダッドで、小児科、小児血液腫瘍学を学ぶ。2013年信州大学医学部において小児腫瘍学分野の医学博士取得。

Fuyong Jiao：陝西省人民醫院小児科医、西安交通大学教授

中国本土で初めて児童虐待防止の全国大会を開催。その後Shaanxi Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect (SSPCAN)、および中国本土では唯一の児童虐待専門のXi'an Philanthropic Child Abuse Prevention and Treatment Center (CAPAC) を設立。現在、ISPCAN 理事。

Sombat Tapanya：心理学者、タイ王国チェンマイ大学精神科准教授

体罰・いじめ問題に関する調査・研究に長年従事。タイ王国文部省委託により教師、養育者に前向きなしつけ（ポジティブ・ディシプリン）を教授。セーブ・ザ・チルドレンインターナショナルの委託により国際的に活躍。米国・デューク大学において「ペアレンティングと文化」について10カ国の共同研究に従事。

Yanghee Lee：大韓民国成均館大学校児童心理教育学部および人材開発学部教授

ISPCAN理事、同学術誌編集委員、国連児童の権利条約委員・副委員長（委員長2007-2011）、韓国ユニセフ国際委員、セーブ・ザ・チルドレン韓国委員、国際子どもの権利センター会長など多数兼務。受賞歴：2007 Year of the Woman Award (Korea), 2007 Sungkyun Family Award. 2009 Order of Civil Merit (Suk Ryu Medal), 2011 Hyo Ryung Awardなど

Peter Newell：児童に対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ代表

長年、イギリス国内外で、児童の権利にかかる提言活動に従事しており、国際子どもの権利ネットワーク（CRIN）の議長を務めている。英国内では、NGO子どもの権利連盟の議長を務めたほか、あらゆる体罰を廃止するためのキャンペーンを実施している。ユニセフのコンサルタントとして、児童の権利条約の実践方法や、独立した児童の人権擁護機関設立に対して助言を行ってきた。パウロ・ピンヘイロ氏による国連事務総長研究調査書「子どもに対する暴力」の編集委員を務めた。

平成26年度研究報告書

アジアにおける児童虐待への取り組みに関する研究
体罰の防止に向けて(第2報)

平成27年12月15日発行

- 発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
- 編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>
- 編集 研究代表者 柳川 敏彦
共同研究者 Jiao Fuyong
Yanghee Lee
Sombat Tapanya
- 印刷 文明堂印刷株式会社 横浜営業所
TEL. 045-731-1441